

第28回ズーム三水会記録

日時：2023年10月18日（水）16時～18時

- ① 発表テーマ：「旭川風土誌と近文アイヌ」
- ② 発表者；波治裕美氏
- ③ 司会；石塚秀雄氏

参加者 13名（敬称略）丸山茂樹 野口幹夫 中村範子 今尾和美 富沢賢治 小関 栄

石塚秀雄 村沢澄子 斎藤嘉璋 波治裕美 大多和巖 中川雄一郎 杉本茂樹

報告内容：旭川に在住されておられる波治さんが地元旭川から始め、北海道全体の成り立ちが明治政府も帝国主義的権力のもとで進められた状況を解説された、特にその中で先住民であるアイヌ人が居住する環境を奪われ、言葉も奪われるという植民地的支配のもとで、苦しみを被られた歴史を語りつくされた。詳細は添付の5件の資料をご覧ください。

質疑討論：総じて報告された内容は初めての知見であったと述べる人がほとんどで、今回の詳細な報告に感謝の辞が述べられた。

アイヌ人と交流経験のあった人も、まだあったことのない人も、アイヌの人々の現在の生活状況を知りたいとの質疑が多かった。また先住民と呼ぶか原住民と呼ぶべきかこの二つの言葉のニュアンスの差も含めて議論があった。

アイヌ人の生活を犯すような観光の問題も指摘された。アイヌ人のこれまで和人がもたらした苦しみを知ったうえで、かつ彼らの文化への尊敬を持った観光が必要だ。

多くの和人が知らないこの過去をどう知らせていくべきか、特にこれからの世代の教育にも

反映されるべきだ。などの意見が出された。

当日 PC の不調のため参加されなかった岡本好廣様が下記のコメントをお寄せくださいました。添付資料の 0 番にありますのでご覧ください。

当日の録画のユーチューブ： <https://youtu.be/eOFITZuhzAE>

添付資料 次ページ以降

0 岡本好廣様からのご連絡

① 報告レジメ

② 付属レジメ

③ 参照レジメ

④ 発表原稿

⑤ 旭川歴史概念地図

2023年10月20日

波路裕美様 野口幹夫様 石塚秀雄様

岡本好廣

「ZOOMが上手くいかずご迷惑をお掛けました」

三水会10月例会にPCの不具合でzoomが使用できず視聴できませんでした。こうした状態が8月以後続いているので、前もって私の見解をお伝えしておこうと関係者にメールをお送りしようとしたところ、今度は送稿原稿が消えて復旧できないアクシデントに見舞われました。こういった状況が7月20日から8月23日まで肺炎で1か月入院した間続き、ともにZOOMが使えなくなって復旧していません。この間野口さんには再三ご指導を頂き、今回はメールでのご指導の他、FAXで最悪の場合の対象方法を教えて頂きましたが、18日はPCが直らず視聴できないまま終ってご心配をおかけしました。こういうこともあるかと昨夕3方に波路論文についての感想と私の見解をお示ししておきたかったのです。波路論文は質量ともに圧倒されるものでした。私は樺太生まれで終戦の2年後両親と共に引き揚げてきました。樺太と云えば北海道に次いでアイヌ民族が多く住んでいるイメージがありますが、私が住んでいた知取町は北にありながらアイヌ人家族は3世帯だけで交流がありませんでした。樺太には他にオロッコ、ギリヤークという少数民族が居ると云われますが、会ったことはありません。多いのは朝鮮半島から来た朝鮮の人々で人口の相当な数に及んでいたのではないかと思います。論議したかったのは波路さんが指摘している「我々問題＝ヤマトマジョリティの問題」(p28)です。その精神性の正体が他者(アイヌ)との関係におい

て現れたということです。「狡猾、卑劣、欺瞞、尊大、虚偽、卑しく、そして無神経、などとして如何なく発揮されました。」これは樺太で日本人が朝鮮人に振舞ってきた態度と同じです。日本人と朝鮮人の住民比はアイヌ人のそれに比べると遥かに高かったので、その影響も大きなものでした。ジェノサイドはともかくとして、エスノサイドは当たり前で、朝鮮人を「第二国民」「半日本人」とみる風潮がありました。私の小学校（国民学校）の同級生に尹東華君という朝鮮人が居て、よく家に遊びに行きお母さんに「東華をよろしく」と云われました。成績もよくて気が合ったのです。父親は樺太でいう<人夫、土方>で、多くの朝鮮人が過酷な労働に従事していました。その後私が樺太庁のある豊原中学へ進学後も彼は知取に残って働いていました。帰省するとその都度教科書をみせてほしいと云っていたことが未だに心に残っています。こうした体験から戦前の日本人の間に差別意識としてあった「アイヌ問題」や「朝鮮人問題」を卒直に話し合えればと思っていましたが、果たせませんでした。

11月例会では私が報告することになっていて「ミャンマー問題」をとりあげます。前回は同国の生協が東南アジアで屈指の存在であり、その後の成長を取り上げる予定にしていたが、クーデターで状況が一変しました。急遽テーマを「軍事クーデターとミャンマーの国民生活」（仮題）にしようと考えています。それまでにPCをZOOMに対応できるよう修復することが先決です。21日にロバート・オウエン協会の理事会と研究会がZOOMで行われるので、ここで何とか習得したいと思っていますところ。

旭川風土誌と近文アイヌ

報告者 波治裕美

表記上のおことわり

1. 紀年は西暦を基本として、明・大・昭(前期)のみは括弧付け付記。
2. 面積の表示は、町歩(いわゆる尺貫法)を基本とする。但し一部メートル法。
1町歩=10反歩=3千坪≒1ha。 1km²=100ha≒100町歩
3. アイヌ語はカタカナ(音節文字)で表記。但し音素文字(ローマ字)の方が正確である。
音節文字では音韻表記には揺らぎが生ずる。例えば「叙事詩(ユーカラ)」は「ユカラ」あるいは「ユカル」、「熊送りの儀式」は「イオマンテ」あるいは「イヨマンテ」など。
4. 地名は名称変更、分村、合併、吸収、昇格など時代による変化が激しく、また現在とは市域や領域で異同があるが、当時のままとする。
5. 氏名は原則敬称略とするが不規則である。ご了承を。
6. 歴史的引用文におけるカタカナ送り字はひらがな現代表記に変える。
7. 文中、アイヌ民族=アイヌ人=アイヌの人々は、基本「アイヌ」で統一。また便宜的に、いわゆる和人はシャモや日本人ではなく「ヤマト」とする。

はじめに

1. 2つの事を想起します。1つは「北海道旧土人保護法」、もう1つは「北海道拓殖銀行」です。「保護法」は1899(明32)年に成立し1997年新法成立によって廃止。「拓銀」は1900(明33)年に設立され1998年に破綻・廃業。約百年の時代を共有しました。しかし印象は異なります。前者は「旧土人」という差別と偏見の明治の法が戦後の新憲法(第14条)と並存、「絶対矛盾的存在」として命脈を保ちました。しかもなお清算克服されず、その残滓を引きずっています。後者は開拓を牽引した政策金融機関(特殊銀行)としてガリバー的に振舞い、戦後は法的根拠を失い北海道唯一の都市銀行に衣替えしたが、バブル景気とともに方向性を見失い政策的意図で清算されました。それぞれに北海道の歴史を象徴するものでした。

2. 報告者は旭川市^{ちかぶみ}「近文」地区に居住しています。お気づきのように「チカップニ」というアイヌ語の音写宛字です。本義は「鳥の棲息地」。なお現在市内に音写地名は数えるほど、雨紛^{うぶん}=ウブン(吹雪)、江丹別^{えたんべつ}=エタンネベツ(頭が長い川)、春志内^{はるしな}=ハルウシナイ(食料群生の沢)などです。いずれも辺境の地域です。「近文」は元来広大な原野でしたが今は石狩川添いの狭

い範囲です。この地に住み始めた頃、息を呑むほどに圧倒されたトンビ(鷹の一種)の大群生・大乱舞もいつの間にか消えました。この鳥に代表させて意識に宛てた「鷹栖^{たかす}」は隣町の正式町名です。近文原野の南部地域は「旧土人保護地」が区画設定され、アイヌの集住があり、明治・大正・昭和と続いた「近文アイヌ給与予定地紛争」の現場です。

3. 現在人口 32 万の旭川の市域は当初牛朱別川^{うしゅべつ}と忠別川にはさまれた狭い範囲でした。市名が「忠別=チュペツ(波立つ川)」では「忠が別れる」で縁起でもない、そうでなく「チュペツ(日の川=日の昇る方向の川)」と呼び、それを意識した「旭川」という輝かしい佳名にしたといわれています。「チュプ=チュプカ(東)」は「東から流れる川」ともいわれ、その「東川」は隣町の町名です。「旭川」の地名解は議論百出で、いまだ正解はありません。

4. 「北海道」についても若干触れます。1869(明2)年に新政府は「蝦夷地」を「北海道」と命名しました。ここで命名とは「領有」宣言です。外圧の厳しさを意識するなか、ロシアやイギリスに向け、また対世界政略として、この領土宣言は一刻も早くと急がれました。

「北海道」自体は島の名でなく「行政的領域」名です。クナシリ島、エトロフ島など千島諸島を含みました。「行政統治権」の宣告が肝でした。南樺太の状況への危機感もありました。北海道を 11 国 86 郡(千島を含めて)に区画し、天皇統治の正当的確立を意図しました。建議者として松浦武二郎が高名ですが、伊勢出身の彼には古代地名に執着ありと推測します。国名のうち南部の「渡島」「日高」「胆振」「後志」は彼の建議によるが、日本書紀・斉明紀からの仮借です。残りの多くはアイヌ語起源の音訳や意識です。二分されていた歴史の痕跡です。「北海道」それ自体も古代律令の国郡制、つまり畿内(近畿)、南海道、山陰道、山陽道、西海道、北陸道、東海道、東山道に結びつきます。なお朝鮮半島でも例えば慶尚南(北)道、全羅南(北)道、済州道などと古代から現在にいたるまで「道」によって統治の行政が区分されています。古代のいつぞやの時期にそれに倣ったのでしょう。

領有統治の宣言に当たって全域に居住していたアイヌの同意や確認は徹底して無視されました。ヤマトはそれまで「蝦夷が島」とよび、自ずと他者「蝦夷」の存在を含意しました。また蝦夷が島はしばらく「蝦夷地(蝦夷の住む地)」と「和人地(和人の住む地)」と二分されていました。一方アイヌにとっては「アイヌモシリ」です。「アイヌ民族の大地(人間の静かな土地)」の意です。また「ヤウンモシリ(われらが大地)」とも呼んでいます。

本州(島)は豊秋津島、四国(島)は伊予之二名島、九州(島)は筑紫島という古称を持っています。日本書紀、古事記の国(嶋)生み神話によります。これらの書に「蝦夷が島」誕生の神話はありません。歴史地図でも近世までの公家政権、武家政権の版図に入っていません。

アイヌが先住権【むしろ本住権と呼びたい＝本来的居住者の持つ権利、移住者に対応】を主張するのは当然の理です。しかも無人ではないのに「無主の地(主権者、所有権者のいない土地)」とはなんとも傲慢な虚構です。「北海道」命名にはそんな事情と意図がありました。

第1章 旭川風土の形成

旭川(上川)地方は北海道中央部の内陸盆地です。大河石狩川の上流域です。蝦夷地が口蝦夷(函館・松前・江差)、西蝦夷(日本海側・オホーツク海側)、東蝦夷(太平洋側・クナシリ・エトロフ)、北蝦夷(南樺太)、奥蝦夷(内陸エリア、一説には千島諸島のこと)と区分されたなかで西蝦夷(石狩川流域)であり、また未踏地域としては奥蝦夷でもあったといえます。

現在北海道は14の振興局に分けられ、概ね道央(札幌・苫小牧)、道南(函館)、道東(帯広・釧路)、道北に四区分されています。旭川を中心とした上川地方以北が道北です。

開拓の統治体制が、開拓使→三県一局→北海道庁と変化するなかで、旭川・上川の開拓は遅く、この第三ステージになってからです。つまり1886(明19)年1月の北海道庁設置以降に本格的な着手が始まりました。この年を歴史的転換点と銘記ください。

開拓への兆しとして二つの出来事を挙げておきます。

その1つは道庁設置の前年、司法大輔岩村通俊が上川地方を視察して『北京を上川におくの議』を太政官に建議したことです。当時はまだアイヌコタンしかない原生林の原野に過ぎません。古代天皇王権(特に聖武天皇)の目まぐるしい遷都も果たしてそんな原野への帝都構築だったのでしょうか。岩村はその翌年、初代の北海道長官に就任しました。

もう1つは樺戸集治監の開庁(1881年・明14)です。うっそうたる原生林のなかの流刑地で、森林伐採、農地開墾などの囚人労働を伴いました。1885年(明18)金子堅太郎は道内視察報告として『集治監囚人を積極的に活用し、特に道路開削に集中すべし』と上申、『強制労働での過労死はなお好都合』と冷酷に主張しました。

開拓の要諦はいかに全国から人を集め植民させるかでした。しかし『新天地に自由を求めて勇躍』といったロマンとはなりません。躊躇するような厳しい気候風土や原生林の荒野に導くために強制や甘言などの手段が必要でした。切羽詰った窮民・流民による逃避的冒険という面もありました。北海道開拓は常にそんな繰り返しであったといえます。

1. 拓地植民のトピックス

1) 囚人たちの過酷な強制重労働は道北開拓の号砲

人と物資を送り込む道路の開削は緊急の課題。囚人の足には重い鉄球をつけ、二人一組を鎖でつなぎ、朱色の獄衣での監視使役です。1888(明 19)年に市来知(三笠)から忠別太(旭川)までの約 92 k mの上川道路はこうして完成しました。これは笹刈り道の仮道路で、札幌から旭川への交通路が開通しました。翌年から更なる苛酷労働、本道路への改修工事、道幅 3 間(5.4m)、急勾配をならし、両側に側溝各 6 尺(60cm)をつくり、76 ヶ所に架橋するなどの難工事でした。囚徒延べ 19 万 3860 人で 2 年後の 1892(明 22)年に完了しました。急ピッチだけでなく信じられぬほどの低工事費といわれました。当たり前です。凍死(今でいう低体温症)や過労死も続出しました。美唄市光珠内から砂川市までの日本最長の直線道路 28 k m は現在もこの囚人道路のランドマークになっています。

囚人たちは引き続き網走までの北見道路の開削へと駆り立てられ、十勝道路や天塩道路の開削へと続きます。おかげで旭川は交通要路の拠点としての地位を確立しました。囚徒たちは更に空知や上川の屯田兵屋建設でも使役され徹底して酷使されました。これらの囚人労働なくして旭川・上川の開拓はありえませんでした。

吉村昭『赤い人』樺戸集治監物語、小池喜孝『鎖塚』囚人労働、一読の意義あります。

2) 屯田兵制による大規模な原野開拓

上川道路の開通によって、1891(明 24)年から 3 年連続で順次、永山、旭川(現東旭川)、当麻に屯田兵团(歩兵大隊として)が入地しました。各 400 戸(2 中隊)、合計 1200 戸 7 千名が入地。1 万 6700 町歩が屯田用地とされました。軍制としては第三大隊(本部永山)と称し、六中隊による編成です。最初の札幌琴似入地(1875 年・明 8)からは 16 年後でした。

先立って突如、北海道庁令で河川分界による神居村、旭川村、永山村の三村が設定されました。村の体裁などまったくない開村です。村名も初めて示されました。永山村とは屯田司令官の永山武四郎にちなみます。これら開村が屯田兵入地の布石となりました。

「屯田兵土地給与規則」に従い 1 戸に 5 町歩給与と家屋、寝具、食器、食料、農具、種子などが支給され、農業経験者や農学校出の指導員も配置された。更に兵村公有地も設定されました。一見、恵まれているように思えますが、原始林野の根掘り開墾からの出発ですから筆舌には尽くせない苦闘の連続でした。また基本は軍隊ですから兵役があり軍事訓練も怠ることができません。練兵(射撃など)や行軍(野営など)が続きしました。

出身県を見ると四国 418、中国 207、東北 187、近畿 155、中部北陸 127、九州 102、関東 4 で、関西以南者はこの 3 村の 73.5%を占めました。極寒の冬の風土でその困難さと貧窮さは想像を絶するものでした。言葉遣いの違いもあって意思疎通に苦労があったとも語

られています。それらは数多の体験記録として残されています。

公有地は学校・警察書・神社・寺院・郵便局、墓地、風防林などに利用され、また兵村の財政状況(特に水利灌漑)に応じて小作貸下げ(小作料収入)や売却も行われました。

屯田兵制は第7師団の創設によって廃止・解散(1904(明治37)年)するまでの13年間保持されました。その後兵役としては後備役7年程度が残り、後備兵村となりました。

なお旭川市東旭川にはその名残の「上兵村」、「下兵村」が地名として残り、またその東端の里山に旭山動物園があります。永山では「屯田まつり」という郷土祭が毎年7月に行なわれています。行灯の出し物が見ものです。永山から分村したかたちの当麻兵村は現在、当麻町として全道兵村の中で唯一独立の自治体として存続しています。

3) 土地の払下げの恩典諸規則に誘発されての移住による開拓

「北海道」命名宣言で土地は国家領有になり、アイヌ民族は生活域も主権も所有権も全く無視され、無主の土地だからとアイヌ居住地もすべて「官有地3種」に編入されました。

上川地方の植民地選定事業は1887年(明20)から本格的に始まり、屯田兵の入地と並行しながら植民入地が開始しました。入植概況をピックアップします。近文原野に1891年埼玉団体、1893年に第1、第2岩手県団体、1894年に徳島、広島、山梨、石川の団体。また1895年には比布原野に香川、滋賀県下田。神居伊野沢に富山団体。旭川村(東旭川)に忍路団体、忠別原野(東川)に富山、岐阜、香川、愛知団体。永山村(愛別)に愛知、岐阜、和歌山団体。1896年に神楽村(美瑛原野)に和歌山団体、永山村((中愛別)に愛媛団体、1897年に愛別村(安足間)に愛知、富山団体というように陸続として入植しました。

また伯爵松平直亮^{なおあき}(松江藩主)が1894年(明27)に近文原野に連続する東鷹栖原野に1766町歩の貸付を受けます。いわゆる「華族農場」といわれた大農場が出現しました。誘引されるように大中の農場の進出が続きました。また後段で述べる広大な天皇御料地も普通御料地に転換し小作入植が始まりました。土地を持たない小作農民が続出しました。

4) 朝鮮人・中国人の強制連行と強制労働による開拓事業

戦時や戦争末期に総動員体制を敷いても就労人口は枯渇し深刻な労働力不足で婦女子、未成年者を動員しても限りがありました。そこで外地から労働力調達とばかり朝鮮人や中国人の強制連行が始まりました。どんなに曲弁しても占領併合された国や現に侵略されている国の人々が喜び勇んで相手国に働きに行くわけなどありません。

旭川の周辺にもその怨嗟の痕跡が残っています。1つの事例紹介です。隣町東川町の発電所施設および遊水地工事に、始めは朝鮮人続いて中国人の強制連行がありました。中国人は

1944年9月、10月の2段にわたり304人が到着、途中の死者数34人。町民は俘虜が来たと囁きあったそうです。宿舎は大正期に横行したタコ部屋そのもの、逃亡を防ぐための高い塀とバラ線張り、窓は垂木打ち。夏服のままの強制労働、食事は劣悪、ランチは日常茶飯、奴隷労働です。3ヶ月以内に41人が死亡するなど死者は総数88人に及び、これは4人に1人の割合でした。人の目がある国内においてさえこうです。中国大陸で何をしたのか想像するだけでも恐ろしい。東川町は毎年6月に慰霊式を開催しています。

一方朝鮮人は始め東洋一といわれた鴻之舞金山の坑内労働そして東川の遊水地工事、次に東神楽の遊水地工事へと転々と移動させられました。朝鮮人と中国人は一緒にしないという方針のためでした。その悲惨な状況は巧みに日本人の耳目からは隠され、後に次々明るみに出され、今も続いています。

戦争末期のエネルギー不足に発電所建設は至上命令、東川町では大雪山系の豊富な水量を背景にした三ヶ所目の江卸^{えおろし}発電所の建設でした。水路式発電のために山冷水は更なる水温低下を招き、そのまま水田疏水路に放水できません。太陽による水温上昇のため遊水地工事は食料増産の死命線でした。地元にはその労働力がありませんでした。

また幌加内町では北海道一の朱鞠内ダム工事中に倒れて野ざらしにされた遺骨の収集が周辺で進められ、その供養の行事も行われてきました。韓国からの僧侶も参加しています。こうした事件は北海道のいたるところに知らされずに埋もれています。

5) 拓北農兵隊・拓北農民団という集団帰農政策あるいは棄民

戦争末期、各都市は連日どこかで焼夷弾が猛威をふるい空襲の洗礼を受けました。その膨大な罹災者たちを戦時政府は「拓北農民隊」と称して北海道の未開発原野に送り込みました。戦災者対策への言葉のマジックです。応募者のなかには移動途中で終戦の声を聞いた人々もいます。その後は戦後開拓事業の「拓北農民団」に変身しました。入植は11次3,467戸17,305人を全道11支庁137町村という規模でした。

いずれも未開拓の荒野や未踏の奥地でした。戦後の物不足に加え、都市生活者として慣れない原野開拓の苦闘は明治初期の窮民的開拓の苦労さえ上回るものでした。掘立て小屋で沢水を飲みランプでの生活からでした。集団帰農者のほとんどは離農しました。結局は棄民政策であったと総括されています。

旭川周辺でも、神居(雨紛共栄)、東鷹栖(近文台)、鷹栖(江丹別)、東旭川、永山、東神楽、

美瑛などに入植しました。その1つ雨紛共栄には東京での罹災者 23 世帯が入地しました。この地域には戦後開拓として更に、樺太引揚者団体、反戦平和で有名な日本山妙法寺派の宗徒集団、近文アイヌ 10 家族などが入地しました。それらの後背地は現在でも未踏の山野ですがその入植地も多くが離農して元の山野に戻りつつあります。道北各地をドライブすると、人の気配のない山奥や山間のあちこちにポツンと廃屋が取り残されていて、それらの多くは戦後開拓の爪跡と思われます。開高健の『ロビンソンの末裔』はこれをテーマに徹底した取材によって書き上げられたドキュメント小説です。

2. 旭川風土形成のエピソード

1) 北京構想から上川離宮構想へ

神楽岡丘陵の北端に上川神社があります。その境内に『史蹟上川離宮予定地』という木柱が立っています。エッ「予定地」が史蹟とは？訝しく思われますが、それは問わないことにします。「旭川市史」ではそれなりのスペースで力説されている重大な出来事です。

岩村通俊は開拓判官時代から上川開拓に熱意を燃やしていたが、会計検査院長として 1883(明 15)年の北海道巡視の機会に『上川原野に離宮を設け植民局を置くべし』と建議します。といっても上川の地までは踏破していません。

実際の検分は先に記したように司法大輔の時でした。近文山から眺望し、意を強くし建議書を起筆しました。直後ここに「国見の碑」が建立されました。1886(明 18)年に初代北海道長官に就任した岩村は再び建議書を三条実美太政大臣に提出、大臣は検討を指示する。しかし、本人は間もなく北海道を離れました。

後を継いだ二代目長官の永山武四郎が改めて 1889(明 22)年に『北海道石狩国上川郡に北京を設定せられ度の件』を上申しました。閣議では異義なく了承された。しかし、勅令の作成を命じられた法制局が北京否定論を主張した。驚いた内閣が天皇に裁可を仰ぐ、天皇(実は宮内大臣)は『・ ・ 他日一都府を立て離宮を設けられるるに付夫々計画施設すべき・ ・ 』とし、その結果、1890(明 22)年「上川離宮建設地調査奏上書」を受けて閣議において神楽岡が離宮予定地として決定された。

神楽岡を造営地と認め 1 万 552 町歩を御料地に編入、うち 33 町歩を離宮および御苑とし、残りは農地として東御料地、西御料地として貸付ける計画でした。造営地調査のうえ造営計画が作成されるなか、札幌で造営中止の運動が起き、四代目長官北垣国道が『それでは札幌は衰退する』と反対し計画は頓挫します。それでも 30 有余年宙に浮き、1921(大 10)年、

上川御料地がすべて世伝御料地から普通御料地に編入され最終的に解消しました。

閑話休題 さて上川神社ですが旧社格では県社です。現在は 14 の祭神が鎮座します。創建は 1893(明 26)年、主祭神は天照大神、のちに 2 神が加わり旭川の鎮守となりました。無格の近文神社(9 祭神：開拓使長官の鍋島、黒田それに北海道庁二代目長官永山武四郎命が祭神に含まれる)を 1913(大 2)年に合祀し、ついには 1924(大 13)年に離宮の代わりとしてこの神楽岡に移設鎮座しました。1966 年には境内神社として菅原道真命の旭川天満宮が同座しました。そして、遅ればせに 1992 年(ほぼ百年後)になって突如、北海道庁初代長官岩村通俊命が合祀されました。永山、旭川、当麻の 3 神社は郷社で祭神は 2 神か 3 神です。

2) 天皇に逆らった小作争議発祥の地、そして農民組合揺籃の地

旭川郊外に「西御料」という見事な水田地帯があります。「天皇陛下の小作人」というプライドがこの地名を残したかと思ったものでした。上川離宮予定地からうねうねと連続する丘陵は今、巨大な住宅団地、国立医科大学キャンパス、諸教育施設、そして牧場、農場、墓地と続き、飛行場に辿り着きます。この丘陵の両サイドは美瑛川と忠別川の河岸までの広い水田・畑作地帯であり、これら全域がかつての天皇御料地です。また御料林地帯でもあり植林用の帝室林野庁苗圃が広がり、その痕跡といえる美瑛川河畔の見本林中にキリスト者作家三浦綾子さんの文学記念館が佇んでいます。

御料地が「払下げ可」の普通御料地にして以降、急ピッチに入地がすすみました。貸付先は名義上小作人という借地権地主(親作)で、そこから又小作人への又貸しです。又小作人は天皇家と借地人への二重の小作料という重い負担に苦しみ、開墾と冷害凶作によって悲惨な生活を強いられました。天皇の代理人たる帝室林野庁幹部らは親作地主と結託し不正と墮落を極め、ついに小作争議が勃発。御料地争議は大正デモクラシーを背景に 1920(大 9)年から 24(大 13)年にかけて断続的に続きました。小作料軽減、親作の腐敗糾弾、払下げの公正を求めたこの争議のなかで小作人による農民組合が結成されました。争議自体は指導権争い利権や妥協、分裂や裏切りなどで悪戦苦闘、官憲や地主会の介入などが複雑に絡みながらも、小作料減額や未貸付地(高台)の小作人への無償解放(4,000 町歩)など一定の要求を実現しました。まさに「天皇と闘った小作人たち」と銘すべき御料地争議でした。この争議は御料地解放の契機になり道内では 21 ヶ所 43,222 町歩に及びました。『天皇様さえ解放なされた』と他の農場へも波及しました。その頃は、長期に渡る熾烈な雨竜蜂須賀農場小作争議や

労農連携による富良野の磯野農場小作争議など道内各地で小作争議が勃発しました。一方、有島武郎は農場解放宣言(無償の解放)という革命的決断をしました。

3) 軍都旭川

「軍都」という響きには軍隊が駐屯している以上のものがあります。軍と街が絡み合っ生活や生業を営んでいるため昭和初期は熱狂的愛国・愛軍主義が風靡しました。もっとも戦後はその反動と反省で平和意識を醸成し平和都市宣言の街となりました。

陸軍第七師団の衛戍練兵場は現在北部方面本部第二師団司令部です。それゆえ景色はさほど変わりません。広大な国有無番地という敷地です。向い側に招魂の北海道護国神社(現人神信仰の雰囲気に変化なし、祭神は 63159 柱)がある一方、陸軍病院(傷病兵)は国立医療センターに衣替え、駅近くの日赤旭川病院(従軍看護師)は救急救命の道北のセンターです。駅から衛戍地に伸びた「師団通」は「平和通」に名称変更。石狩川河畔の紅灯の中島遊郭^{なかのしま}は廃止されました。近文台丘陵の自衛隊演習場や弾薬庫は縮小されつつも健在。近郊市町村に大演習場、大弾薬庫があり、また機動部隊も駐屯しています。司令本部地には滑走路もあり今でも周辺建物は階高を制限されて外まわりから中の様子は窺い知れません。

1896(明 29)年に屯田兵制から徴兵制に変わり北鎮部隊として編成されたこの師団は3年後 99(明 32)年に司令本部を札幌月寒から旭川に移りました。もっとも当時は鷹栖村の近文原野で、アイヌ居住地に近接するエリアでした。その一帯が旭川町に編入されたのは 1902年(明 35)で、しかし石狩川の対岸立地のため旭川町民の関心は必ずしも高くなく、師団側も税金を払うだけで見返りがないと分離分村を町に通告したこともありました。その時は師団の要望を全面的に呑むことで落着きました。劇的に変わったのは 1925(大 14)年の第 19回特別工兵演習からといわれています。この演習は石狩川旭橋の下流に新橋を架橋する作戦で、9月 3～15日の 13日間で完成。町民は大喜び、軍隊に対する空気が一変しました。

最強の^{ひぐま} 鷹部隊といわれた第七師団は本来北海道防衛の守備軍隊ですが、初めての外征の 203 高地で勝つには勝ったが甚大な戦死者を出し、以降は目まぐるしく外征が続きます。シベリア出兵、満洲出兵、ノモンハンの敗北、ガダルカナルの全滅、アリューシャン・アッツ島の玉砕、最後は沖縄潰滅戦へと、多大な戦死傷病者を重ね、勝利を感じることなく苦闘が続きました。深夜ランドマークの旭橋を渡り師団通を行進する軍靴の響きを空耳に聴き、あゝ～また戦死だ、魂が帰ってきたと囁き人々は涙したと伝えられています。その都度この軍都は悲しみの街と化しました。毎年 6月 4～6日の護国神社例大祭では必ずどの日かに雨

が降るジンクスがあり、兵士の恨みの涙雨といわれてきたものでした。

4) 上川百万石 水稲耕作への挑戦

北海道における稲作の北限は日本海側の留萌管内北部の遠別町です。内陸部はそれよりやや南の美深町、そしてオホーツク海側は全く無理で内陸の北見市あたりまでです。

寒冷地での作物・水稲栽培は困難な課題でした。南部から徐々に作物栽培とともに水稲栽培が進展しました。しばらく旭川・上川地方は稲作不可能とされました。ところが水稲は産米だけでなく軍馬飼料としての稲藁も貴重でした。最初の成功は神居町雨紛入植の杉沢繁吉(青森出身)で1891(明24)年に苗代の方法での米作りでした。苗代はしかし普及しません。

屯田兵村では稲作は手間が大変、軍隊には向かないと禁止あるいは制限されたが、平民屯田兵ということもあり水稲への執着や熱意は強いものがありました。旭川兵村の末武安次郎考案の黒田式水稲直播器(愛称「タコ足」で、16粒を一気)により直播きの問題点を克服し水稲耕作が拓がりました。兵村は水田耕作を牽引したといえます。

本格的な植付けには広い水田が必要で、その水利のための灌漑工事や土功組合組織が不可欠で、その本格的着手は土功組合法成立の1902(明35)年以降でした。あわせて冷害に負けない種子の発見改良を繰り返し、安定したのは1910年代になってからです。

早くも1928(昭3)年に上川百万石(15万トン)を達成し、以後も冷害凶作に遭遇しながら令名を高めました。しかし1963年をピークに、満々と豊かな水を湛えた水田風景は減反政策、水田転作によってみるみる萎んでいきました。今日眼にする水田も場所によっては休耕田や放置田に囲まれ、息をひそめ身を縮めている感じです。

旭川は稲作、畑作に囲まれた街です。かつて学校や企業に農繁休暇があり、街中の農家の子弟や親戚縁者は田植えや稲刈りの援農に戻りました。「出面取り」という言葉があつて種蒔きや収穫、選果の作業は街場の主婦の副業でした。現在は大型機械にとって変わられました。大型農機は極めて稼働効率が低く、工場機械の24時間365日稼働とは異なり、限られた稼働時期や作業工程だけ、それにとっても高価です。しかし同時期の稼働のため各自での所有が不可欠です。まるで借金返済のための農業です。

寒冷地農業は季節労働です。やや半年におよぶ長い冬は翌期営農の準備期間です。天候予測、需要分析、土壌養生、作付け品種の選定と確保、また機械器具の保守点検です。意見交換と学習研究、何よりも経験量です。かつて冬場は出稼ぎで本州に向い、留守家庭が残ります。近年は大型トラクターやコンバインの操作技術を駆使して豪雪期の深夜に大型除雪車

などでの除排雪作業に従事していました。また農業は多彩な才能発揮の場、農耕地は大地のキャンバスで、素晴らしい景観に変わります。冬の間は密かに腕を磨く人もいます。意外に多い隠れ農民画家の傑作に目を見張りました。近頃は早春からハウス栽培に取り組む農業が勢いを増しています。農産物も今や一種の石油製品です。

道産米も最近是全国的に知られるようになりました。現在、道産銘柄米は 10 種ほどが市場に出ています。「ゆめぴりか」、「ななつぼし」、「ふっくりんこ」はその代表です。その起点は 1988 年の「きらら 397」の登場で、大きなターニングポイントになりました。上川農試の育種番号 397 です。銘柄米は全て育種番号がついています。「きらら」の他 4 種が上川農業試験場の育種で、さらにもう 1 種も「きらら」の系統(孫)です。

第 2 章 ペニウクル、近文アイヌ

石狩川の「神居古潭」より上流域のアイヌは「ペニ・ウン・クル(川上に・いる・人)」と呼ばれ、石狩川や支流の忠別川や^{べつ}辺別川・美瑛川一帯に 40 戸、200 人(諸説あり)ほどが分散定住していました。神居古潭は地域を遮断する壁でした。ニッネカムイ(魔神)の住む場所と恐れられ、急流奇岩や急峻な峡谷で転覆や滑落が多発する難所でした。死体は浮かび上がらないと伝えられて、かつては「自殺の名所」といわれました。

ペニウクルは漁労、狩猟、採集の基盤となる自然の恵みを得て、例えば平原遊牧や山岳放牧を選択せざるを得ない大陸的風土とは異なり、春から秋の野菜・果実、穀物・根菜採りや秋鮭漁、冬の鹿猟、熊狩りなど季節に順応した自足生活を営んでいました。寒冷亜寒帯原野のため稲作や大規模畑作の困難さは蝦夷地南端を支配した松前藩でさえ主産業が漁労狩猟による商場知行制や場所請負制だったことから明瞭です。

ペニウクルは健脚で行動は実に広範囲、岩陵越えも苦にせず十勝アイヌや天塩アイヌと交流し、パナウクル(川下の人)とも頻繁に往来・交流していました。幕末期には強制的に石狩浜へ夏場の労働に駆り出され、またその商場では獣皮・織物を生活用品との取引に用い、冬場の狩猟時期には家族を伴い山ごもりして何日も探索しました。

近藤重蔵、間宮林蔵、松浦武四郎など幕末期の探検家たちとは来客として友好を深めました。しかし新政府になると激変、石狩や小樽を領していた兵部省が労働力確保のため 1869(明 2)年 12 月に石狩浜への強制移住を命じてきました。それに対し上川総乙名(酋長)クーチンコロがコタンの代表者を引き連れて石狩役所にチャランケ(談判)。その命令を撤回させ、移住を免れました。以後何度も続く移住強制を拒否する闘いのこれが最初でした。ク

一チンコロエカシを顕彰する石碑が郊外の嵐山「伝承のコタン」に建立されています。

ペニウクルは全道各地のアイヌと同様、苦難の歩みを強いられましたが、都市のアイヌとして異彩を放ってきました。その歩みは広く知られるべきで誇り高き人々です。

1. 近文アイヌ給与予定地紛争、アイヌ地奪還闘争

1891(明 24)年近文原野貸下げのため区画開放するに当たり、アイヌに旧土人のための保護地として 500 町歩が設定されました。1894(明 27)年に 164 町 8 反歩が 36 戸に分割して割り渡されたが、あくまで「割り渡し」であって所有権は与えられず地種は「官有地第三種」のままでした。残り 335 町は「給与予定地」として留保されました。その 5 年後、近文原野へ師団設置の計画が持ち上がり、「保護地」の北側に隣接することが判明。給与予定地の環境が激変し、アイヌを排除する策略や介入が始まりました。

次のような意見が唱導されたと記されています(鷹栖村史、1914 年刊)。

1. 蒙昧無知にして不潔なる旧土人を市街の中央に介在居住せしむるは衛生上極めて危険なり
2. 師団及旭川市街は必然接続して大市街となるべく、旧土人地の存在は之れが発展を妨ぐ
3. 市街の発展は永久畑地の存在を許さず
4. 在来の権利を保留し、和人と雑居生活をなさしむるも、彼等は生存競争上次第に和人の為め亡滅駆逐せらるべし
5. 在来の旨意により、彼等をして時代に適合したる新移住地を選定して之れに転居せしむるは畢竟彼等の幸福なり

凄まじいほどの差別意識と侮辱に満ちた見解で、こうした偏見との闘いでもありました。

(1) 第一次アイヌ給与予定地紛争(横奪事件) 1899(明 32)年 12 月～1900(明 33)年 5 月

1899 年に「北海道旧土人保護法」が制定され、各地でアイヌに土地が下付されたが近文だけは「保護法」の適用を見送られ下付されません。そのため地権獲得をめぐって様々な画策が生じました。特に師団建設を請け負った政商大倉喜八郎は露骨に暗躍し、アイヌの天塩川上流域(名寄原野)換地願をでっち上げて提出させ、この地を手中に収めようとします。北海道庁も「まっていた」とばかり早速大倉喜八郎らへ貸付指令をだします。

それを知りアイヌ人代表の川村モノクテ、川上コヌサアイヌ、浜益アイヌの天川恵三郎らは中央官庁に取り消しを請願、鷹栖村(近文原野の所属村)役人もアイヌの主張を擁護して上京に同行しました。「北海道旧土人保護法」が制定された直後で、新聞各社がアイヌを擁護し

同調する論評を展開し、世論はアイヌに同情的でした。その結果、大倉組(後の大成建設)への貸付は撤回され、その限りでは大きな勝利でした。

(2) 第二次アイヌ給与予定地紛争(詐取事件) 1900(明 33)年 10 月～1907(44)年 7 月

しかし予定地の下付そのものはなされず、「保護法」の本旨は無視され、アイヌは何の権利も持てず「給与予定地」のままでした。また道庁の意思も変わらずのままでした。

1902 年「旧土人保護地」ならびに「師団用地の全域」が鷹栖村から分かれ旭川町に編入され、今度は旭川町が介在しました。鷹栖村のスタンスとは異なりました。翌 1903 年(明 36)、突如、全戸移転嘆願書が道庁に出されました。これは天川恵三郎の画策で、虻田へ集団移住させ予定地の地権は売却するというものでした。これを発端に様々な思惑や策動が入り乱れました。これに反対し栗山国四郎ら近文アイヌは自主管理を求め町と対峙、部落民大会を開き、陳情を繰返しました。ところが旭川町が保護地の管理を決議し、渡りに船と今度は道庁が 30 年間という期間で旭川町に貸付し、町は保護地の一部をアイヌに無償「貸付」とし、「残りの土地は旭川町が管理する」と決着させました。

予定地はまた下付されずアイヌの無権利が続きます。それだけでなく旭川は市になり管理地のまま都市計画区域とし北門町、錦町、緑町、川端町など 8 つの町に区分。そして地権者であるべきアイヌに相談なく師範学校や小学校 3 校の敷地、また鉄道岐線敷地として無償寄付しました。居住していた 5 軒のアイヌは強制立ち退きという理不尽なものでした。更に予定地に「模範農耕地」として小作人を入れ込み、これでは最早「国有未開地」でないと大蔵省に指摘されるほどでした。市の「保護地(給与予定地)」管理が如何に恣意的であったか、30 年間の借受けについてアイヌに対する善管責任が深刻に総括されるべきです。

(3) 第三次アイヌ給与予定地紛争(返還闘争) 1931(昭 6)年 8 月～1934(昭 9)年 11 月

それから 30 年間、アイヌは予定地を所有できず、利用できず棚上げされたままでした。市への保護地貸付期間満了を前にアイヌ各戸が連判し、各戸 1 町歩と共有地 4 町歩の下付申請を再び道庁に提出、また下付の受け皿として「旭川市豊栄互助組合を組織しました。「近文旧土人部落民大会」も開催し、保護地全域の「無償付与」と「全戸全部に均等所有」を求める決議をなし道庁長官に請願した。しかし既に入地している和人小作人や市の思惑、移住者たちや土地物色者などが複雑に入り乱れ一筋縄に行きません。しかも近文アイヌを「樺太」あるいは「オサラッペ(鷹栖町の奥地)」に追放する計画まで密かに進行していました。

翌年から上京して政府陳情活動を開始します。第 1 次 4 月～5 月、第 2 次 5 月～、第 3 次 6 月～、第 4 次 11 月～、と精力的に進めました。その様子は荒井源次郎エカシの手記に詳

しいが、エカシや夫人の荒井ミチ氏、砂沢市太郎氏および夫人の間見谷ペラモンコロ氏、小笠原亀五郎氏らが上京、夫人たちは工芸細工を制作販売しながら活動と生活を支えました。活動の成果で、1934年3月23日に「旭川市旧土人保護地処分法」が公布されました。短い条文であったが、数10戸のアイヌ民族のためだけの稀有の法律(条文3条)が成立しました。この法の必要性は逆に「保護法」の無力性をも示しています。

第1条 北海道庁長官は旧土人保護の目的を以て旭川市に貸与したる同市所在の土地を内務大臣及大蔵大臣の認可を経て特別の縁故ある旧土人に単独有財産又は共有財産として無償下付することを得

第2条 北海道旧土人保護法第2条第1項の規定は前条の規定に依り下付したる土地に付之を準用する

第3条 第1条の規定に依る土地所有権の取得に関しては登録税を課せずまた地方税を課すことを得ず

この法によって、近文アイヌは開拓使の1869年から65年、近文が給与予定地になった1891年から43年、「保護法」の1899年から35年を経て、初めて少しばかり自己の財産(私有権)を保持することができました。「ヤウンモンシリ」として居住していたのによろやくです。しかし、残りの共有地はそのまま官有地として残り、それもすでに広く削り取られ「共有地」80町歩はヤマトの小作地として推移し、アイヌの所有とならず、それら全てが戦後の農地改革で次の悲劇を生みました。

(4) 第四次アイヌ給与予定地紛争(没収事件) 1946年～1949年

戦後になり、アイヌ地のうち「共有地」として市が管理していた土地はGHQの農地改革によって不在地主地とされ地権を失うことになりました。川村カ子トらが「旭川市旧土人共有財産解放について」の陳情を提出したが、道庁からは音沙汰なしです。北海道アイヌ協会も近文アイヌを擁護しましたが、それも無力でした。1949年に「旭川市旧土人共有財産処分に対する売渡指令」が出されました。「給与予定地」は保護法によって守られることもなく、また法に基づく下付が一度も完全実行されることなく、こうしてアイヌの手から完全に離れてしまいました。共有財産として所有権は取り上げられたままの、おかしな不在地主でした。しかしこれで完全終結したわけではありませんでした。それについては後段で。

2. 知里幸恵、そしてアイヌ語、アイヌ文学

(1) 今年は知里幸恵の「アイヌ神謡集」出版百周年です。その1年前1922年に19才3ヵ

月の若さで病没しているのが遺稿集となりました。アイヌ語のカムイユカラの書き起こしとその対訳の日本語訳はこの上なく美しく稀有の感性が発露されています。冒頭の『シロカネペ ランラン ピシカン、コンカネペ ランラン ピシカン(銀の滴降る降るまわりに、金の滴降る降るまわりに)』はよく知られています。梟や狐、兎、獺、蛙などが人間に教えたこと、人間に為したことについての独白話 13 の小篇集です。アイヌ語の教科書としても愛用されています。

生誕の 6 月 8 日に母校旧土人学校「豊栄尋常小学校」の跡地(現在は北門中学)の文学碑の前で『銀の滴降る日 知里幸恵生誕祭』が開催されます。今年はコロナ明けで 4 年ぶりの開催でした。この日、全校生徒は学校行事のアイヌ民族に関する記念講演や民族文化行事に参加します。文学碑前でカムイノミが行われ、幸恵さんの好きだったチカブキナ(エゾカンゾウ)の花を全員で献じ追悼します。以前はその後、会場を移し偲ぶ会・懇親会を開催、地域の人々、アイヌ、ヤマトともども親睦を深める貴重な機会になっていました。

なお北門中学は郷土資料室を有し知里幸恵資料やアイヌの歴史文化資料の展示を常時公開しています。こうした学校は全国でも多分ここだけです。この中学生たちがアイヌに偏見なしの正しい認識を培ってくれることが期待できます。

(2) 旧土人学校 皇民化・同化教育

1910(明 43)年 9 月近文に「旧土人学校」が開設し、男女各 14 名が分離移管されました。「北海道旧土人保護法」第 9 条によるものです。土人学校自体は 1880(明 13)年の平取コタンでの開校以来 10 校が設立され、1901 年(明 34)道庁令「旧土人児童教育規程」が布達され、更に 15 校が設立されました。その最後 25 校目がこの上川第 5 (後に豊栄)尋常小学校で 1923(大 12)年まで 13 年間続きました。(なお学校数は史料によって異同があります)

近文旧土人学校は石狩以北全域で唯一の学校であり、しかも都市部で唯一の学校として異常なほどの注目を集めました。土人学校のモデル校として皇族をはじめ名士の見学が引きも切らず、名簿記載の来訪者は 13 年間で 15,445 人を数え、年間 3,620 人という年もあり、1 日平均 10 人以上の視察でした。それだけに皇民化教育に拍車が掛かり見せる授業で、児童生徒は落ち着いて勉強できる環境でなかったと述懐しています。

1 学級のための複式授業で、訓導を兼ねた校長以外は代用教員、準訓導各 1 人程度で、校長 1 人という期間も常態化していました。修学年限も 6 年から 4 年に短縮されました。学校はアイヌ政策実践の場、同化教育の場であり、母語アイヌ語は禁止、日本語の強制です。初期の土人学校にはアイヌ語を解する教師がいたとのことですが、ここには居ません。近文アイ

ヌは母語を失いました。教科教育も民族蔑視に基づき、「手工時間にアイヌ細工を作らせ(主にアイヌ箸と糸巻)それを一般参加者に売って私腹を肥やしていた」(女性)、「ある校長は授業時間に民芸みやげ品を作らせ、旧土人児童教育参観というもっともらしい名目でやってくる観光客にこれを売りつけていた」(男性)などの話が記録されています。

(3) アイヌ語、アイヌ文学について

アイヌ語は文字のない言語といわれてきました。しかし多くの言語は固有の文字を持っているわけではなく、「固有の文字」など僅少です。音声言語をどう正確に音写するかが文字の鍵でしょう。ヤマト語も借用文字です。公文書は漢文、言文一致は近代以降です。

知里幸恵の「アイヌ神謡集」はその日本語訳の評価だけではなく、アイヌ口承文学の文字化に意義があります。ローマ字表記によるアイヌ語表現で、音節的区分や文法的区分などその表示はよく考え抜かれたものでした。伯母金成マツ(母ナミの姉)フチの手ほどきです。

知里幸恵は早世しました。長生きしたならばアイヌ口承文学の優れた研究者としてだけでなく、アイヌ語文学の新たな地平(創作作品など)を開き、またアイヌ語学発展への道も切り開いたに違いないと思われ、誠に残念でなりません。

民族的アイデンティティと文化の基軸であるアイヌ語は徹底して奪取され、最早母語たりにえないのが現状です。それでもアイヌ語を母語とするフチやエカシはつい最近まで各地にいました。またアイヌ語の保存、継承と復元の気運が各地で高まり、粘り強く取り組まれています。1987年から始まった^{びらとり}平取^に風谷^{ぶたに}や旭川近文のアイヌ語教室はその草分けでした。現在は14ヶ所で開かれています。カ子ト記念館が主宰するアイヌ語教室の機関誌『チ・サンケ・ソンコ(言付け、お知らせの意)』はその貴重な活動記録でもあります。また最近注目を集めた漫画『ゴールデンカムイ』(作者野田サトル、アイヌ語監修中川裕)はアイヌ語をふんだんに採り入れている出色の作品です。

多様な口承文学の文献化はまだまだ途上です。各地でエカシやフチによる録音が残されています。金成マツフチのユーカラは全集が出版されています。近文では杉村キナラブックフチがユカラ、オイナ、トゥイタクなど口承文学の膨大な録音を残しています。その大部分はその日本語訳がないためまだ出版完結されていません。残念なことです。市や大学などが総力を挙げて出版に取り組むべきであると思います。

3. 近文アイヌの「保護法」撤廃運動 それは人権と主権の回復の活動

1) 「北海道」領有宣言から30年後に「北海道旧土人保護法」が公布されました。その30年

間でアイヌに何が起こったかの結果としての「保護」法といえます。

近文アイヌは給与予定地闘争を通して「保護法」撤廃を強く主張してきました。アイヌを「旧土人」として差別規定し、生活基盤を根こそぎ奪い、無権利状態に押しこめ、その上で保護の名でがんじがらめに束縛し、しかも「保護」自体も何ら実質性を持たず、むしろ同化を強いる迫害の手段や道具そのものでした。アイヌは普通に生活しようとしたのに、ことごとく「旧土人」と烙印を押され、迫害され、差別され、民族としての自立や誇りも剥奪されてしまった。そんな法律は必要ないという痛烈な叫びでした。

2) 1926(大 15)年に近文コタンの青年が「解平社」を結成しました。砂沢市太郎、門野ハウトムティ、松井国太郎、小林鹿造らが呼びかけました。部落解放運動の水平社結成に触発された「アイヌ民族解放」の主張であり『解平とは我等が解放されて公平になりたいための心をそのまま名づけた』ものでした。このようなスタンス(解放運動ということ)は初めてのことでした。同年に結成された日本農民党にも 20 名ほどが加盟し、各地のアイヌからも呼応する動きがありました。

1930(昭 5)年に解平社のメンバーが札幌時計台で『アイヌ保護法問題、差別観念打破大演説会』を開催しました。保護法撤廃をスローガンとした画期的なものでしたが、聴衆は少なく成功といえず散会となりました。それでも翌年『眠れるウタリに伝う覚醒の暁鐘』と呼ばれる全道アイヌ青年大会が札幌堯祐寺幼稚園で開催されました。全道各地から 120 名のアイヌが集まり、議事進行を度外視して思いの丈を発言しました。主宰者となり司会を務め、アイヌの良き指導者であり保護者でもあったジョン・バチェラー博士もたじろぎ、『後ろに糸を引くアイヌ族ならぬ傀儡師がある』といった談話を残しています。

解放運動としての活動展開は継続しなかったが、第三次給与予定地紛争で権利回復と土地奪還を目指す近文での活動や上京陳情活動に結実していきました。

3) 近文アイヌのスタンスは戦後も終始一貫しました。新憲法に即して『このように人種差別をし、人権を犯し、害あって益なき法律は一日も早く廃止すべき』と強く主張しました。ところが北海道ウタリ協会幹部から『旭川のアイヌは都市の近くに住んでいるので生活が安定しているから廃止せよといえるのだ』との反論もありました。的外れで事実誤認です。

1970 年に旭川市長の提唱で全道市長会は「旧土人保護法」の廃止を可決。地方自治体首长による画期的な意思表示でした。ところが、北海道ウタリ協会は直ちに「廃止反対」を決議した。変わるべき法がないのに無定見、廃止は反対と総会で決議します。

その頃、旭川アイヌ協議会は戸籍から『旭川区旧土人給与地で出生』の記載撤廃に取り組

みました。1972年11月旭川市と法務省に対し記載の差別性を指摘しその抹消を申し入れた。市は法務省に検討を申し入れ、法務省からの記載削除の同意と旭川地方法務局の戸籍再製の許可を得て31件の戸籍を作り直し一歩前進しました。

4) 北海道アイヌ(ウタリ)協会は北海道庁内政部援護課のイニシアチブで1946年に設立され、道庁の1部局に事務局を置き、道政の受け皿(下請け)でした。それ故「社会事業団体であり、慈善事業団体」というスタンスでした。貧窮者が存在する限り「保護」は必要であるということです。またヤマトの指導のもと「アイヌは同化してなくなった方がいい、それがアイヌの幸福になる道だ」という考えが底流にありました。北海道ウタリ協会が「保護法」廃止に舵を切ったのはようやく1982年からです。あくまで新法制定との抱き合わせで旭川アイヌ協議会の主張する即時無条件とは異なっていました。

4. 「風雪の群像」論争と群像爆破事件の余波

(1) 話は前後しますが北海道百年記念行事(1969年)に関わって1つの論争が起きました。旭川における「風雪の群像」の彫像建立です。「朔風、波濤、沃野、大地、コタン」をテーマにした群像で作者は「わだつみの像」で有名な札幌出身の本郷新氏です。最初コタンを象徴するアイヌの老人は跪いていたが、侮辱であるとの声があつて岩に座らせた。しかし論争はやまず、それで切り株に座らせた、それが完成像です。『北海道生れの私が差別するはずがない』と反論し『アイヌは開拓前から北海道に定着していた民族であり、和人は後からこの地に来て開拓の仕事をはじめたという歴史を知っている人なら、私がアイヌの古老だけを切り株に腰掛けさせていることの象徴性と寓意性を感じてくれる』といい、『腰掛けて堂々と和人を開拓にみちびく姿だ』とか『開拓の先導者という意味で目立つように姿勢を低くした』と補足しました。時折、常盤公園のこの彫像を眺めますが、納得できる弁明とは感じません。

除幕の際、砂沢ビッキ氏(蛙の意、子どもの頃のあだな、本人は気に入り、終生名乗る)が抗議ビラをまきました。『・・・朔風、波濤、沃野、大地、というテーマはなんと洋々とし蕩々とした空間のなかでのびのびしているかにくらべ、何故にアイヌはコタン(部落)という偏狭な地点に座しなければならないのか！この大自然と大地はわれわれアイヌのものでなかったか！・・・アイヌはコタン(部落)という偏狭な地点に坐らされている限り、過去のいまわしい亡霊を拭いさられないモニュメントである・・・』

(2) その2年後の10月、彫像爆破事件が発生。同時に北大文学部の北方文化研究施設も

爆破(軽微)、その前日、静内シャクシャイン像の台座文字(知事の名前)削除事件も発生しました。爆破は「東アジア反日武装戦線・狼」という団体でありアイヌとは無縁の組織です。

爆破で近文アイヌは事件の犯人と疑われ取調べを受けました。それへの抗議を契機に「旭川アイヌ協議会」が設立されました。結成にあたって「北海道旧土人保護法」の廃止をその目標とし、また名称に「アイヌ」を堅持しました。アイヌ民族の誇りと復権を目指して活動を続けるという強い意志がありました。それは当たり前、当然の主張です。

北海道アイヌ協会が「アイヌ」は差別語であるとし 1961 年に「ウタリ(同胞の意)」協会に改称したのとは対照的です。実は「ウタリ」への改称は「民族的運動を推進する団体ではない」という意思表示でした。しかしその北海道ウタリ協会も 2009 年になって総会で北海道アイヌ協会に名称を再変更しました。

「旭川アイヌ協議会」(設立 1972 年)と「北海道ウタリ協会旭川支部」(設立 1974 年)は別団体で、旭川は二つの組織が並存しています。萱野茂氏が『遠くから見ると旭川にはアイヌ協議会とウタリ協会旭川支部という二つの組織があり、それぞれ考え方に多少の違いがあることは知っていたが、支部結成を呼びかけたのは私と川上勇治さんでした。(杉村)京子さん(初代支部長)を孤立させ窮地に追い込んだのは私共二人であったかと思う反面、あの方の決断によって文化承事業の基礎が固められ今後も継続されるであろうことを確信しています。昔から侵略者が用いる手段として、弱い者、少数者を御するには、内輪揉めをさせて分断するに限ると言われているのです。・・・』(1994 年に)と書いていたが、文意不明で無責任な言明です。旭川アイヌ協議会が分断する側とでも捉えていたのでしょうか。分断の当事者意識はないようで萱野さんらしくない。窓口一本化で、ウタリ協会を通さないと助成金、奨学金、補助金などは交付も給付もしないという仕組みでした。同和対策と同じシステムです。なお杉村京子さんはユーカラ伝承者杉村キナラブックフチの娘で、アイヌ織物チタラベ(花ゴザ)の伝承指導者です。川上勇治氏は二風谷に近いペナコリの馬牧場主です。

現在の公表会員数は旭川アイヌ協議会 46 名、旭川アイヌ協会支部 10 名ということです。またチカップニアイヌ民族文化保存会(会員数 50 名)はアイヌ協議会のイニシアチブで設立(1984 年)され、保存と伝承の文化活動を推進しています。旭川アイヌ協議会とアイヌ協会旭川支部が対立しているということはなく協力し合っています。また川村兼一・久恵夫妻の伝統的婚礼の司祭を萱野さんが勤め、アイヌ語による「アシリウムレツ・カムイノミ」(婚礼の儀式)が行われました。その伝統儀式の司祭はその後、川村兼一氏に承継されました。

5. ^{ひぐま}熊（カムイ）、熊の木彫りそしてアイヌ芸術

(1) 最近、道内各地でヒグマ出没のニュースが頻繁です。棲息数が増え、棲息域が広がっているからでしょうか。旭川でもたまに河川に沿って下ってくるようですが、街中への彷徨はありません。カムイとは神のことですが、コタンコロカムイ(村の守り神)はシマフクロウで、キムンカムイ(山の神)はヒグマです。ただカムイといえば、ずばりヒグマです。開拓時代から人里に下るのではなくヒグマの棲息域に侵出することによって遭遇してきたといえます。その惨劇・悲劇の話が各地に残っています。三毛別^{さんげべつ}熊事件(1915年 苫前)は特に有名です。今年5月に朱鞠内湖で釣り人が熊に襲われ死亡、衝撃的ニュースでした。

アイヌであってもヒグマの探索は決して簡単ではありません。狩りは山ごもりしながら探索です。秋は通り道に仕掛け矢、冬は堅雪の頃冬眠中に狙いを付けました。大雪連峰の山稜一帯は「カムイ・ミンタラ」と呼ばれます。「カムイ(ヒグマ)の遊び場」の意です。

(2) その熊の木彫り彫刻はアイヌ工芸の代表です。もともと木彫り熊は農民工芸として道南八雲の発祥ですが、それをアイヌ工芸として発展させ全道的に広げたのは近文アイヌの努力があつたことでした。

その育ての親(指導者)は松井梅太郎でした。エカシを顕彰する石碑が「伝承のコタン」にあります。その指導のもとに若い人材が育ちました。熊狩りなどで熊の生態をよく見知っていたこと、木工細工が生活に定着していたこと、観光土産として大いに珍重され飛ぶように売れたこと、生活の経済基盤や職業的活路になったことなどから一大産業になりました。

彼らは旭川を拠点にしながら道内各地の観光地で活躍しました。単車を飛ばしました。冬に制作したものを携え夏の観光シーズンには現地で制作していました。層雲峡、屈斜路湖、阿寒湖や、定山溪、洞爺湖、登別などの温泉地が主な仕事場に、その足跡が残っています。阿寒湖では観光物産店吉田屋本店のバックアップが大きかったようでした。

(3) そして職人として無銘記の観光用工芸品の作成だけでなく、感性と技法にしたがって彫刻作品・芸術作品を世に送り出しました。馴染みがないかも知れませんが、何人かを紹介します。全員今は故人となりました。もっと作家はいますが、ご了承ください。

砂沢ビッキ氏は阿寒湖「ビッキの店」を拠点として阿寒アイヌを触発し、のちに音威子府村箴島にアトリエを持ち「風の王」といわれました。木彫表現を変革した「木彫界のパブロ・ピカソ」です。札幌芸術の森の「四つの風」はその象徴でした。自然の中に置く彫刻作品が風化して朽ち果てて大地に戻るのには本望、永遠なるもの存在しないと語っていました。武田泰淳『森の湖のまつり』は若き日の氏と最初の夫人美年子氏がモデルです。

間見谷喜文氏は川湯温泉を拠点としました。正統派的熊彫刻のほか、人物彫像にも取り組み、その表情から「微笑みの彫刻家」と言われました。惜しくも50歳で急逝しました。氏の宗教は知りませんが、仏像彫刻で新境地を生み出したのではないかと想像します。実は間見谷さんは間宮林蔵とアシメノコとの間の娘ニヌシマツの末裔(林蔵から五代目)です。

藤戸竹喜氏は阿寒湖温泉アイヌコタンを拠点としました「熊の家」はそのまます民俗資料館でもあります。始め吉田屋本店に職人として入り、後に国際的アイヌ木彫家となりました。その精緻なりリズム造形は超人的で舌を巻くばかりです。哺乳動物や魚類・甲殻類など、自然そのものの姿です。エカシやフチの彫像も命が宿り目を見張ります。

藤戸滝光氏は阿寒や登別で制作。読書家でキリスト者である氏の木彫レリーフの連作作品が組合派旭川六条教会(三浦綾子さんも教会員)に掲示されていたことを記憶しています。福音書の「10人の乙女のたとえ」(マタイ書)などをテーマとし、アイヌ人物像での表現とその思いが鮮烈で強く印象付けられました。重い肝臓病を自覚しながらの必死の制作だったと思います。完成させた2年後の1992年、神の御許に旅立ちました。

ヤマトの瀧口政満氏に触れます。阿寒のアイヌコタンでアイヌの木彫に触発され独自の感性で流木や埋れ木から生命を甦らせた木彫家です。幼児期に聴力を失い職業訓練で木工を身につけ、22歳の時、旅で阿寒に立ち寄り、店先でアイヌメノコと筆談を交わした。東京に戻るが、彼女はエリマキ(マユミの木、硬く食器などの材料)の埋れ木をダンボール箱一杯送った。文通が始まって、そしてコタンで二人の「イチンゲ(亀)の店」を構えました。樹のなかの音を手と目で対話し、生みだされた作品の瑞々しさに魅了され心が奪われます。

砂沢ビッキ、藤戸竹喜、瀧口政満の3氏の作品集はそれぞれ出版されています。どちらかといえば地方出版社の刊行で全国的に普及されていないのは残念です。

旭川は最近「家具の聖都」と呼ばれています。「家具の街旭川」からステップアップしました。帝室林野庁の時代から木材の集積地で林業関連産業は旭川の主産業です。アイヌ木工芸がその展開と結びつき新たな創造を生み出す契機になる事を期待したい思いです。

「チカップニアイヌ民族文化保存会」は古式舞踊や民族楽器の奏法、またカムイノミやイチャルパなどの伝統儀式の保存と継承に取り組んでいます。また民族楽器トンコリ奏者の加納チカル沖(砂沢ビッキの子息)氏は「OKI DUB AINU BAND」を主宰し、女性ヴォーカルユニット「マレウレウ(アイヌ語で蝶)」をリードしながら、その保存会とも連携して意欲的に創作活動を展開しています。

6. イオル(アイヌ文化振興法)からウポポイ(アイヌ施策推進法)へ

1997年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)が制定され「北海道旧土人保護法」「旭川市旧土人保護地処分法」が廃止になりました。アイヌ民族を巡る問題と課題と運動が新たな地平で論じられ、展開される時代に突入しました。

(1) 新法制定直前、同年3月27日、札幌地方裁判所が画期的な判決を出しました。平取ニ風谷ダム訴訟です。『アイヌ民族は我が国の統治が及ぶ前から主として北海道に居住し独自の文化を形成しており・・・民族としての独自性を保っているということが出来るから、先住民族に該当するというべきである』とし、『国は先住少数民族の独自の文化に最大の配慮をなさなければならないのに・・・本来最も重視すべき諸価値を不当に軽視し無視して、本件事業に認定をなしたのであるから、右認定処分は違法であり、その違法は本件収用裁決に承継される』と原告側の主張をほぼ全面的に認めました。歴史的文書です。

しかしこうした判決精神が反映することなく、新法は「先住民族」という言葉を意識的に避けて、文化振興に矮小化したものに留まってしまいました。

(2) 新法によって具体化されたのが「**伝統的生活空間(イオル)再生構想**」です。2002年になって「中核となるイオル」として白老を、「地域イオル」として札幌、旭川、平取、静内、十勝、釧路の6地域が選定されました。

旭川が「イオル構想」に設定したのは、①神居古潭、②カムイの杜公園・チセ、③江丹別の国有林、④嵐山の伝承のコタンでした。アイヌの主体的論議を軸にアイヌのイニシアチブで進められるべきでした。それが全くなく、計画はおざなりで何の展開もないまま、掛け声だけで不発、失敗に終わってしまいました。

神居古潭はJRも、道路もトンネル通過でもはや景勝地としての眺望できるものではありません。かつては車窓から眺めたものでした。コロナ以降中断された「こたんまつり」は今年新たに「カムイコタン・フェスティバル」として復活しました。また今はジオパーク構想が展開されつつあります。これは別の意味で有望です。北海道を南北に貫く日高山脈の脊梁の北端に続いていく変成帯蛇紋岩帯の中心部で、日本の地質百選に選ばれています。

カムイの杜公園は児童公園になりました。当初、アイヌ協会旭川支部が関わっていましたがその努力は失われました。江丹別の森は元来無関係な場所でした。嵐山の「伝承のコタン」はもっと知恵を寄せるべきでないかと焦燥感に駆られます。「嵐山」は京都にちなんだ名称なので「チノミシリ(神への祈りの場)」の名に戻すべきとの声が続いています。

「イオル」とはそもそも観光スポットではありません。その本来の意味は現実の生活や社

会の場合です。その原点抜きの行政ベースで進めたことに弱点があったと思います。この構想案にあたって事前に原案へのパブリック・オピニオンを募集しましたが、集まったのは僅か4編でした。公表もされませんでした。「すごく参考になった」といいながら、一つも提案は採り入れていません。行政お得意のポーズで済ませました。

(3) この新法制定とともに生じたのは「アイヌ民族共有財産裁判」闘争でした。保護法のもとで知事が管理していたアイヌ共有財産をこの際返還するということでした。新法に伴う旧法の事後処理です。新法「附則第3条」に基づき知事は共有財産18件とその金額129万2957円、指定外財産8件その金額17万5224円の合計146万8181円を関係者に返還すると公告、1年以内に申し出よということでした。そんなはしたな金額ではない話です。しかも、けんもほろろの通達です。なんともひどいとしかしいようがありません。

そもそも共有財産は道庁がアイヌ地から勝手に設定して管理してきたものです。しかも管理の内容も経過もはっきりしていない。知事は『共有財産に係る調査につきまして、相当長い年月を経過していることから難しいと考えており』と答弁して居直って平然です。開示請求にも答えることがありません。1999年に24名の関係者が「共有財産」返還手続の無効と取り消しを求めて札幌地方裁判所に提訴しました。裁判に近文アイヌも積極的に参画しました。何しろ公告された全共有財産の半分を占めています。第5次の近文給与予定地紛争というべきものです。杉村満、川村兼一、鹿田川見の3氏が原告団の一員として意見陳述しました。川村兼一氏はアイヌ語で陳述しました。杉村満エカシは控訴前に死去し夫人と3人の子どもたちが訴訟承継人となり遺志を継ぎました。

裁判所は2002年に却下を判決しました。この段階まで北海道アイヌ協会は知事の対応に問題なしとして突き放しました。原告団は19名でただちに高等裁判所に控訴し、この段階になってアイヌ協会もようやく全面的支援を表明しました。裁判過程のなかで公示した以外にも多くの共有財産が存在することが判明しましたが、裁判所はそれを「認める」にもかかわらず2004年に控訴棄却の判決を下しました。論理的にも矛盾した判決とされています。ただちに最高裁判所に上告。しかし、2006年3月に最高裁は上告人も被告人も不在のまま文書審査のみで本件を上告審として「受理しない」とし、上告を棄却すると公文書で通告しました。アイヌの敗訴で終わりました。それは明治以来のアイヌ政策の「見事な決着」、後始末だったといえます。それがアイヌ新法の狙いだったのかと疑いたくなりました。果たしてこれで最終的に決着したとして良いのでしょうか。

(4) 新々法の制定へ。その後少数民族の先住権を認める動きが内外で高まり「アイヌの

人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が2019年に制定。新々法「アイヌ施策推進法」です。この法の目玉が「民族共生象徴空間」です。「ウポポイ(ともいうたう)」といわれ白老に建設されました。「中核となるイオル」と違って、今度は条文に明記されています。合わせて各市町村でも同様の計画を策定せよとなりました。

共生だ、象徴だ、空間だといっても何のことはない「国立アイヌ民族博物館」の設置ということです。実態はイオル構想の継続事業に他ならない。この法律とこの構想は先住権や民族アイデンティティ、例えば言語政策などの具体性は明示していません。

そしてウポポイ構想で陰に隠れて見えないのは「慰霊施設」です。立入禁止の不思議な施設です。人類学研究という美名で全道のアイヌ墓地から無断で盗掘してきた遺骨を全国の大学(12大学に1,636体と515箱)が、動物標本と同質で杜撰に管理し、アイヌからの返還要請に誠実に対応せず、拒みつけてきました。こうした遺骨の違法採掘や盗掘は1970年代まで続きました。返還拒否の理由は、ナチスばりの骨相学が既に破綻し当初の目的など破綻しているのに、今度はミトコンドリアDNA研究のサンプルにしたいとの意図があるからです。慰霊施設とは名ばかり、いつでも利用できるようにするための見せ掛けの納骨室(実際は標本管理室)に過ぎません。だから「研究者」以外は絶対立ち入り禁止です。

その意味ではなんとも不気味な民族共生象徴空間です。収納された1348体と294箱(個体判別困難な遺骨)というアイヌのこれらの遺骨がそれぞれの故郷の大地で眠り、この「慰霊施設」が消滅して初めて真の「民族共生象徴空間」が実現すると思います。

近文アイヌでは最近2体の遺骨が返還され、近文台にあるアイヌ墓地でイチャルパが行われました。大学側は「祭祀承継者がはっきりしない限り返還できない」という理由で拒否しているが、無法な盗掘の指摘には知らん振りです。この問題は「先住権」に直結する根本問題を孕んでいます。これから改めてその問題性が浮き彫りになるでしょう。

* 現在、日本の大方の埋葬方式は「火葬」ですが、自治体によって禁止地区指定があっても、土葬禁止でもないようです。むしろ維新政府が成立した直後は神道の後押しがあって、1873年に「火葬禁止令」が出された。しかし佛教界の猛反対であえなく1875年に撤回された。1948年に『墓地・埋葬に関する法律』が制定されたが火葬が義務化されているわけでもない。また皇族は原則土葬です。神道祭主の立場だからともいえます。上皇陛下は『私の没後は火葬にして欲しい』と述べられた話が洩れ伝わっています。果たしてどうなるのであろうか。アイヌ葬送の古式は土葬です。今はこだわらない人も多いようです。土

葬の場合、故人の愛用の品々や思い出の品々、哀悼をしめす品々などを副葬します。そして墓標は墓石でなく木柱(イルラクワ)です。研究者を名乗る輩はその墓標を目指して盗掘し、遺骨や埋葬品ともども「かっぱらう」、「学問研究」の名を語った墓泥棒の所業以外の何者でもない。またそれらを研究室に、コレクションとして得々として飾る、死者への無神経な冒瀆というその品性の低さ、許されるのであろうか。

(5) アイヌ施策推進法に基づき旭川市も**アイヌ施策推進地域計画**を策定し、5カ年計画として執行中です。とても紹介に耐えるものではないが一応紹介します。基本方針は①アイヌ文化の理解促進、②アイヌ文化の保存と伝承、③アイヌ文化を生かした産業や観光の振興ということです。その施策とは、①親しみ体験できる環境づくり、②保存伝承の施設の充実と伝承者の生活の安定、③魅力の情報発信と街の賑わいの多彩な交流ということです。数値目標が設定されていますが、それは博物館入館者数、各種講習会受講者数、観光入込客数、市民生活館利用者数の4項目です。アイヌ民族の求める達成目標とは思えません。

それでも一つだけ、これまでにない出色の施策がありました。近文の「川村カ子トアイヌ記念館」の新館建設に2億3500万円の整備補助金を交付したことです。

記念館は1916(大5)年川村イタキシロマエカシによる個人立の「アイヌ資料館」として開設され、1933年に「アイヌ文化資料参考館」となり、その後「川村カ子ト記念館」として現在に到る貴重なアイヌ博物館であり、また伝承文化保存活動のセンターであり、さらにコミュニティセンターの役割も担っています。館内はアイヌ文化に関わる諸物が収蔵・展示されています。ヒグマの木彫りは厩大で圧倒されました。同じものは勿論一つもありません。眺めていると制作した数多の人々のエネルギーと熱気が伝わります。また文化伝承の研修スペースもあります。調理実習室の存在は新たな方向性です。図書文献コーナーがあり、アイヌ関係文献の収集努力も見えました。きっとアイヌ関係文献の図書館にまで充実・発展するでしょう、いや発展して欲しいと願います。館長で、カ子トエカシの子息シンリツエオリパックアイヌ・川村兼一エカシが今年7月の新館オープンに立ち会うことなく、一昨年2021年に病没(享年69才)されました。エカシが近文アイヌの大きな支柱であったことを思うと誠に残念で、痛恨の極みです。今は遺志を継ぐ方々、久恵夫人、子息晴道^{はると}氏らの活躍を期待するばかりです。

補章 アイヌコミュニティそしてコタンの復活 先住権の権利実現へ

(1) コタンといえば平取ニ風谷や阿寒湖畔が思い浮かびますが、近文にそのようなコタンはありません。近文アイヌは広い地域に分散居住していました。限られたエリアに集住しての「歴史村的なコタン」や「観光用施設の集合コタン」ではありません。また人々は必ずしも固住せず各地と頻繁に往来し、転入・転出を繰り返しました。雨竜・空知など川下との頻繁な転入や転出がありました。地域内にヤマトが移住し混住もすすみました。

かつて近文アイヌでは「観光アイヌ」論争がありました。一時期、「観光アイヌ」を生業とするアイヌもいて、視察者や観光客に向けて絵巻にあるアイヌ風俗(民族衣装でもない)で常装し、記念写真のモデルや見世物興行を行いました。「それが日常生活か」と誤解される、「我々は見世物でない」との声がおこり「見世物や観光のアイヌ」がなくなりました。また駅構内の名所案内での「近文アイヌ部落」表示を「見世物村」でないと抗議し撤去させたのでした。

今ではヤマトとの混住で「近文アイヌ」をエリアとして捉えることはできません。しかし本来「コタン」はゾーンでなく「アイヌ共同体」です。そうして自立、自決を有する社会的実在でした。そうした意味での「コタン」が差別・同化政策のもとで暴力的に消滅させられたという点こそ問題といえます。今、旭川でのアイヌコミュニティはアイヌ文化継承を要としながら、旭川アイヌ協議会などの諸組織を紐帯として維持されているといえます。

(2) 集落を形成し集住しているアイヌは全道的にみても限られています。これには「北海道旧土人保護法」の破壊的役割を振り返る必要があります。「保護法」はヘンリー・ドーズによって立案された『一般土地分割法』(1887年、いわゆる「ドーズ法」)の影響のもとで立法されたといわれています。アメリカインディアン法は1790年の『通商法』から始まって、目まぐるしく変遷しましたが、「ドーズ法」はインディアン用地を個々のインディアンに分割するというものです。分割後の余剰地は政府に帰属(つまり土地の収奪)させるものですが、それはインディアン共同体を破壊することになりました。同様に「保護法」もアイヌ共同体を無視し、その破壊に手を貸すものでした。つまり共同体の公有地など念頭にありませんでした。いわば同化政策のためにアイヌ共同体、つまりアイヌコタンの破壊を目標とするものになりました。思い出してください、屯田の場合も戸別貸与と同規模の共有地を用意し村として公共的諸施設を建て、余剰地は財政的担保になりました。また大規模農場も農地のほか共有地を十分確保しました。アイヌ保護地にはそうしたコタン内での計画協議の余地もありません。しかも近文アイヌの場合はずっと「給与予定地」のままでした。

(3) 現在のアイヌ人口数は定かでは在りません、2～3万人のオーダー(数十万人説も)といわれ圧倒的マイノリティです。日本国民全体に占める割合はコンマ以下二桁のレベルで、

外国人労働者の個々の国別人数より少ないくらいです。その意味でも集住している北海道の問題として限定されるが、ここはアイヌモシリであり、重要課題とすべきでしょう。例えば、北海道アイヌ協会(会員 3,234 人)は全道に 50 の支部を有しています。構成員の多寡は別にして、それだけアイヌコミュニティ形成のコアが存在しているということです。

コタンそのものの全域的な復元は困難でしょうが、アイヌコミュニティの充実発展の契機は種々構想できると思います。現代社会のコミュニティ論、コモン論、共同体論、協同組合論など、多彩な論議が後押しになると思います。その一つとしてコミュニティセンターを拡充する施策、ただし、与えるものでなくそれぞれの地域のアイヌの主体的論議に従ってです。かつて金成マツフチの聖公会教会は一種のコミュニティセンターでした。現在は川村カ子ト記念館がコミュニティセンターの役割を果たしていると思います。各地におけるコミュニティセンターの確立・拡充そして活動に期待します。

(4) アイヌコミュニティ問題の核心は「先住権」です。先住民族の諸権利を現実化することがアイヌコミュニティの支柱になるでしょう。それは換言するならば自治権であり、自決権でもあります。先住権とは市川守弘弁護士が指摘しているように集団としての権利です。「国際連合宣言」で示されている通りです。エスニシティの問題は個人の問題でなく、共同体としての問題であり、アイヌコタン、アイヌコミュニティの現在性での復元、復活であるように思います。遺骨返還の取り組みはその一つです。個人祭祀承継者論に対するコミュニティによる祭祀承継権のせめぎあいです。鮭の漁労権も同様です。集団としての自治権や自治権が浮上してくるでしょう。北海道は今こそ多民族・多文化共生社会の構築に向けて再出発すべき大地です。アイヌがコミュニティだけでなく、自治・自決できうるアイヌ地を獲得しうるまで踏み込むべきでしょう。

おわりに

1. 野口幹夫様がこの演題をご示唆・ご提案下され、やや躊躇しながら準備を開始しました。郷土史家の方々はエカシやフチと深い信頼関係を築き、クリアな問題意識で丁寧に聞き書きを行い、私文書などまで探索し埋もれた歴史の発掘・考察を進めています。報告するなら「具体的聞き書き」と思ったのですが、ただこの地に居住しているだけの身で叶わぬことです。結果は先人から学んだことばかりです。それでも足元を再認識し振り返るまたとない機会となり、とても感謝しております。ありがとうございます。

一方、地域の誌史を探訪し、アイヌ民族の過去・現在の事蹟に触れるほど、次々と思念や

反問が湧き起こり、落ち着かない気持ちになりました。

ここからは報告のまとめとかではなく「その先に思いを巡らせる」ことで締めたいと思います。もっぱら私見となりますがフリーな言説として読み飛ばして下さい。独断臆見が多いと思いますので、忌憚のないご批判ご助言をお寄せ下さいますようお願いいたします。

「反問」とはこうです。常にエスニシティ的対峙を迫られるアイヌとしての存在、マイノリティとしての存在を思うと、対蹠的に「じゃ、マジョリティとしての「我々の存在」とは何だろうか」ということです。アイヌのアイデンティティに対する我々のアイデンティティの内実は何かです。アイヌ問題とはむしろ「我々問題」の鏡面です。更にこの「我々」に反発する「我」もいます。つまり「我々でない」と自己主張する「我」についての思念も生じます。

2. 「我々」問題とは「ヤマト・マジョリティ」の問題です。「日本精神」論や「日本精神史」論の領域であり、「大和心」や「大和魂」であったりします。その具現化の場が北海道でした。その精神性の正体が他者(アイヌ)との関係において現われました。狡猾、卑劣、欺瞞、尊大、虚偽、賤しく、そして無神経、などとして遺憾なく発揮されました。それこそがヤマト精神の昇華なのでしょうか。この心性は何によるものなのでしょうか。

日本精神論者は一様に「我民族は他民族と異なる比類なきヤマト民族」を強調します。突出した「純化性、静謐性、繊細性、高潔性、倫理性、等々」を強調称賛するのが常です。新渡戸稲造の『武士道』(1900年)、和辻哲郎の『日本倫理思想史(「尊王思想とその伝統」の増補版)』(1943年)、鈴木大拙の『日本的靈性』(1944年)などは代表的著作です。現実と理論の接点はどこにあるのでしょうか。その真実・真相を直視する精神性が必要です。

途上ではありますが、村岡典嗣『日本精神論』(1943年)と戸坂潤『日本イデオロギー論』(1935年)を両翼にそれらのテキストクリテークを課題にしたいと思ったものでした。巷で高く評価されている『武士道』(日本倫理精神の西洋への紹介の書)はキリスト者の書いたものとはとても思えない、倫理性のコアがそうしたものだろかと感じてしまいます。

*近年、西洋哲学研究者が日本精神(史)論に回帰しているのを散見します。例えばヘーゲル哲学研究者の長谷川宏氏『日本精神史』(2015年)、シュタイナー総合研究者の上松佑二氏『日本精神史—高きより高きへ』(2017年)などです。不遜な言い方ですが、数多の哲学研究者の論調は共通して情緒的文学史論にとどまるとの印象を拭い去ることが出来ません。とって「それに代わる」が簡単に出来ることではありませんが。

3. キーワードは「同化」そして「同化政策」です。アイヌは土人・蛮族であるとして、「ヤマトに身も心も同化させる」ということでした。先ず精神的に続いて肉体的にということでした。ヤマト化(言語、風習、風俗)を徹底せよ、そしてヤマトの血を注入して血を薄めよ、でした。しかしどの方策も無謀、無駄な試みでした。民族は健在です。またアイヌに対する政策的実践は以降の支配殖民地(沖縄、台湾、朝鮮、満洲)で繰り返えされました。李朝や清朝の王族にヤマトの血を流し込む(政略結婚)ことを無神経に試み民族の反感を買いました。

少数民族消滅の行き着く先はジェノサイド、エスノサイドへの誘惑です。殺戮できないのであれば貧窮や疾病によって自滅させるだけです。アイヌ政策とは「死に至る病」でしかありませんでした。なんとしても単一民族幻想に浸りたいための政策でした。ナチズムのショアーと同質です。むしろ先を走っていたわけです。この尊大な精神性こそ徹底して解析され根源的に批判されねばならないでしょう。

幕末・明治期以来、過酷な迫害にアイヌは耐え忍びました。同化とは逆に、むしろアイヌである事を意識させられる状況を陰に陽に強要させられました。アイヌとしての民族意識(その出自の事実)を常に強く迫られました。非アイヌ化＝同化(その痕跡を消失させる)政策などは初めから破綻していました。今は民族共生の時代ですが、ヤマトがこれまで為したことへの総括的反省を深化し、その克服がなされ、意識変化がなされない限り、何の転換も生れないでしょう。民族「共生」象徴空間(ウポポイ)というが、ヤマトにとって「エキゾチックな観光施設がもう一つ増えた」に留まり続けるだけでしょう。

4. 民族問題をめぐる理論は 21 世紀に入り、19～20 世紀からのパラダイム転換にあると思います。これまでの基本シエーマは帝国主義対民族解放・民族独立でした。つまり「ナショナリズム」という国家民族論です。しかもその国家概念自体ははまだ「アジア的専制国家主義」のあたりを漂っています。それは主要民族への同化としてのナショナリズムに帰着しがちです。「ソビエト民族」や「中華民族」という虚構がその端的な事例です。

21 世紀、多くの国家は民族国家を超えた「多民族共生国家」を模索しているように見えます。民族は今や「社会的集団(あるいは共同体)」として存在し、ナショナリズムにおいてではなく、エスニシティにおいて論じられる時代になったと思われまます。民族にとって民族独立(国家)が必ずしも主テーマではない時代です。国家構想にしてもエスニシティの集合体を視野において吟味される時代になったのでないかと考えます。コモンとかコミュニティが論じられています。それはコタン論でもあります。それには現存した、あるいは現存する多民族国家、複合国家(フランスやイギリス)について改めてのリアルな対照的研究と吟味が不可

欠です。日本はアイヌが極少のエスニシティであることもあって常に「非複合社会」と規定され、マイノリティは無視されてきました。それへの反省が求められます。

更に又エスニシティに関わる「アフーマティヴ・アクション(積極的格差是正措置)」が憲法条項(第 14 条)との関連で「逆差別論」として論じられる傾向にあることは看過できず、「先住権」との関係におけるこの点での法理論的考察の深化が求められます。

まだ未読ですが、小林修氏の『エスニシティと政治』(遺稿論文集、1999 年刊)、有田英也氏の『ふたつのナショナリズムーユダヤ系フランス人の「近代」』(2000 年刊)、崎山政毅氏の『サバルタンと歴史』(2001 年刊)などを導きの書として知見を広げられたらと思っています。また市川守弘氏の『アイヌの法的地位と国の不正義』(2019 年刊)もここに加えたいと思います。ご示唆をお願いします。

5. 探究の過程で旭川アイヌ語教室の機関誌『チ・サンケ・ソンコ』(合冊版)に触れ得たのは僥倖でした。1989 年の創刊号から 2004 年の 33 号までを集成した 15 年間の活動記録です。これ自体、貴重な文化財です。ユーカラ等の口承文学、エカシやフチの経験談や思い出など満載で、全国各地の人々との交流、各地のアイヌウタリとの交流、伝統文化や伝統儀式の紹介・解説、また市長選挙での候補者への公開質問状と回答など、アイヌとヤマトが協同しての種々の多彩な日常活動など、アイヌ語の語学教室といいながら、それを超える多彩な内容にただただ敬服するばかりです。

『チ・サンケ・ソンコ』の編集そのものがアイヌとヤマトの共同作業であることにも感じ入ります。両民族の共同の場が広がるこうした活動を期待したいと思います。

北海道アイヌ協会は、ウタリ協会の時代に機関誌『先駆者の集い』を発行していたが、今は休刊のようです。またアイヌ・ペンクラブ(平取ニ風谷)がアイヌ語新聞『アイヌタイムズ』を季刊で発行していますが、これはアイヌ語話者のためのものです。全道のアイヌを集合させアイヌとヤマトの共生に寄与するフランクな、そしてバイリンガルな月刊や旬刊の刊行物があればとふと思ったところです。ご清聴ご精読ありがとうございます。

以上

付属資料 アイヌ民族・先住民族 関連法令ならびに宣言等から

現代のアイヌ問題とアイヌの主張を考えるための関連資料

ただし、その膨大な資料をそのまま引用できず、抜粋のみとする

1. 『北海道旧土人保護法』

1899(明 32)年 3 月 2 日公布、5 次に渡る改正、1997 年廃止

全 13 条、最後の改正時(1968 年 6 月 10 日で明治百年の年)を含めて第 4~6 条、第 9 条、第 11 条が削除されて、第 7 条は全条文改訂、最終的には全 8 条(うち 2 か条は附則)ということである。すでに法律の態をなしていなかった。

第 1 条 北海道旧土人にして農業に従事する者又は従事せんと欲する者には 1 戸に付土地 1 万 5 千坪以内を限り無償下付することを得

第 2 条 前条に依り下付したる土地の所有権は左の制限に従うべきものとす

- 1 相続に因るの外譲渡することを得ず
- 2 質権抵当権地上権又は永小作権を設定することを得ず
- 3 北海道長官の許可を得るに非ざれば地役権を設定することを得ず
- 4 留置権先取特権の目的となることなし

～以下略

(第 9 条 北海道旧土人の部落を為したる場所には国庫の費用を以て小学校を設くることを得) *この条は 1937 年の改正において削除

第 10 条 北海道長官は北海道旧土人共有財産を管理することを得

- ② 北海道長官は共有者の利益の為に共有財産の処分を為し又必要と認むるときは其の分割を拒むことを得
- ③ 北海道長官の管理する共有財産は北海道長官之を指定す

～以下略～

2. 『北海道旧土人共有財産管理規定』(北海道庁令)

1899 年制定・4 次の改正 全 8 条

この庁令は 1934(昭 9)年に大幅改正され、条文も 5 条となった。ここではそれを示す。

第 1 条 長官の管理する北海道旧土人共有財産(以下共有財産と称す)中不動産は之を賃貸し利殖を図るものとす

前項の賃貸に関する規定は別に之を定む

第2条 共有財産中現金は之を郵便貯金とし、若は公債証書を買入れ、又は確実なる銀行に預入れ利殖を図るものとする

第3条 共有財産の収益は其の指定の目的に従い之を使用するものとする

第4条 共有財産の収入及び支出は政府の会計年度に従い之を計算し、歳計剰余金あるときは之を翌年度に繰越するものとする

第5条 共有財産中現金の出納は歳入歳出外現金出納官吏をして之を取扱はしむ

3. 『アイヌ民族に関する法律(案)』

1984年5月27日 北海道ウタリ協会総会で可決

前文 この法律は、日本国に固有の文化を持ったアイヌ民族が存在することを認め、日本国憲法のもとに民族の誇りが尊重され、民族の権利が保障されることを目的とする。

本法を制定する理由 北海道、樺太、千島列島をアイヌモシリ(アイヌの住む大地)として、固有の言語と文化を持ち、共通の経済生活を営み、独自の歴史を築いてきた集団がアイヌ民族であり、徳川幕府や松前藩の非道な侵略と圧迫とたたかいながらも民族としての自主性を固持してきた。

～中段を略～

いま求められているのは、アイヌの民族的権利の回復を前提にした人種的差別の一掃、民族教育と文化の振興、経済自立対策など、抜本的かつ総合的な制度を確立することである。アイヌ民族問題は、日本の近代国家への成立過程においてひきおこされた恥ずべき歴史的所産であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題をはらんでいる。このような事態を解決することは政府の責任であり、全国民的な課題であるとの認識から、ここに屈辱的なアイヌ差別法である北海道旧土人保護法を廃止し、新たにアイヌ民族に関する法律を制定するものである。

この法律は、国内に存在せるすべてのアイヌ民族を対象とする。

この法律(案)は以下の事項によって構成されている。ただし条文としての成文化ではない。

第1 基本的人権 アイヌ民族にたいする差別の絶滅を基本理念とする

第2 参政権 国会並びに地方議会にアイヌ民族代表としての議席を確保

第3 教育・文化 6項目の施策 そのポイントはアイヌ語

第4 農業漁業林業商工業等 アイヌ民族の経済的自立を促進する

第5 民族自立化基金 同基金はアイヌ民族の自主運営とする

第6 審議機関 アイヌ民族対策審議会

4. 『アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律』

(いわゆるアイヌ新法、『アイヌ文化振興法』)

1997年5月15日公布、7月1日施行 2019年4月26日廃止 全13条、附則に注目。

第1条(目的) この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という)が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発(以下「アイヌ文化の振興等」という)を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

第2条(定義) この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的諸産をいう。

～以下略～

附則 全6条

第3条(北海道旧土人保護法の廃止に伴う経過措置) 北海道知事は、この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の北海道旧土人保護法第10条第1項の規定により管理する北海道旧土人共有財産(以下「共有財産」という)が、次項から第4項までの規定の定めるところにより共有者に返還され、または第5項の規定により指定法人若しくは北海道に帰属するまでの間、これを管理するものとする。

2 北海道知事は、共有財産を共有者に返還するため、旧土人保護法第3項の規定により指定された共有財産ごとに、厚生省令で定める事項を官報で公告しなければならない。

3 共有財産の共有者は、前項の規程による公告の日から起算して1年以内に、北海道知事に対し、厚生省令で定めるところにより当該共有財産の返還を請求することができる。

4 北海道知事は、前項に規定する期間の満了後でなければ、共有財産をその共有者に対し返還してはならない。ただし当該期間の満了前であっても当該共有財産の共有

者すべてが同好の規定による請求をした場合にはこの限りでない。

～以下略～

5. 『先住民族の権利に関する国際連合宣言』

2007年9月13日採択

前文は24の段落で構成される

条文は全46条で構成される。条文標題の一部をピックアップ、「権利」として規定している事項は以下の条項である。

第4条【自治の権利】、第6条【国籍に対する権利】、第8条【同化を強制されない権利】、第9条【共同体に属する権利】、第11条【文化伝統と慣習の権利】、第12条【宗教的伝統と慣習の権利、遺骨の返還】、第14条【教育の権利】、第15条【教育と公共情報に対する権利】、第16条【メディアに関する権利】、第20条【民族としての生存および発展の権利】、第24条【伝統医療と保健の権利】、第26条【土地や領域、資源に対する権利】、第27条【土地や資源、領域に関する権利】、第28条【土地や領域、資源の回復と補償を受ける権利】、第29条【環境に対する権利】、第33条【アイデンティティと構成員決定の権利】、第34条【慣習と制度を発展させ維持する権利】、第35条【国境を越える権利】、以上18事項で、「禁止事項」として規定している事項は、(第10条【強制移住の禁止】、第31条【軍事活動の禁止】)、の2事項である。

以下は条文の抽出。

第4条 先住民族は、その自己決定権の行使において、このような自治機能の財源を確保するための方法と手段を含めて、自らの内部的および地方的問題に関連する事柄における自律あるいは自治に対する権利を有する。

第8条 先住民族およびその個人は、強制的な同化または文化の破壊にさらされない権利を有する。

2. 国家は以下の行為について防止し、是正するための効果的措置をとる：

(a) 独自の民族としての自らの一体性、その文化的価値観あるいは民族的アイデンティティ(帰属意識)を剥奪する目的または効果をもつあらゆる行為。

(b) 彼／女からその土地、領域または資源を収奪する目的または効果を持つあらゆる行為。

(c) 彼／女らの権利を侵害したり損なう目的または効果をもつあらゆる形態の強制的な住民移転。

(d)あらゆる形態の強制的な同化または統合。

(e)彼／女らに対する人種的または民族的差別を助長しまたは扇動する意図をもつあらゆる形態のプロパガンダ(デマ、うそ、偽りのニュースを含む広報宣伝)。

第 9 条 先住民族およびその個人は、関係する共同体または民族の伝統と慣習に従って、先住民族の共同体または民族に属する権利を有する。いかなる種類の不利益もかかる権利の行使から生じてはならない。

第 12 条 先住民族は、自らの精神的および宗教的伝統、慣習、そして儀式を表現し、実践し、発展させ、教育する権利を有し、その宗教的および文化的な遺跡を維持し、保護し、そして私的にそこに立ち入る権利を有し、儀式用具を使用し管理する権利を有し、遺骨の返還に対する権利を有する。

2. 国家は、関係する先住民族と連携して公平で透明性のある効果的措置を通じて、儀式用具と遺骨のアクセス(到達もしくは入手し、利用する)および／または返還を可能にするよう務める。

第 13 条 先住民族は、自らの歴史、言語、口承伝統、哲学、表記方法および文学を再活性化し、使用し、発展させ、そして未来の世代に伝達する権利を有し、ならびに独自の共同体名、地名、そして人名を選定しかつ保持する権利を有する」。

2. 国家は、この権利が保護されることを確保するために、必要な場合には通訳の提供または他の適切な手段によって、政治的、法的、行政的な手続において、先住民族が理解できかつ理解され得ることを確保するために、効果的な措置をとる。

第 14 条 先住民族は、自らの文化的な教育法および学習法に適した方法で、独自の言語で教育を提供する教育制度および施設を設立し、管理する権利を有する。

2. 先住民族である個人、特に子どもは、国家によるあらゆる段階と形態の教育を差別されずに受ける権利を有する。

3. 国家は、先住民族と連携して、その共同体の外に居住する者を含め先住民族である個人、特に子どもが、可能な場合に、独自の文化および言語による教育に対してアクセス(到達もしくは入手し、利用)できるよう、効果的措置をとる。

第 26 条 先住民族は、自らが伝統的に所有し、占有し、またはその他の方法で使用し、もしくは取得してきた土地や領域、資源に対する権利を有する。

2. 先住民族は、自らが、伝統的な所有権もしくはその他の伝統的な占有または使用により所有し、あるいはその他の方法で取得した土地や領域、資源を所有し、使用し、

管理する権利を有する。

3. 国家は、これらの土地と領域、資源に対する法的承認および保護を与える。そのような承認は、関係する先住民族の慣習、伝統、および土地保有制度を十分に尊重してなされる。

第 28 条 先住民族は、自らが伝統的に所有し、または占有もしくは使用してきた土地、領域および資源であって、その自由で事前の情報に基づいた合意なくして没収、収奪、占有、使用され、また損害を与えられたものに対して、原状回復を含む手段により、またはそれが可能でなければ正当、公平かつ衡平な補償の手段により救済を受ける権利を有する。

2. 関係する民族による自由な別段の合意がなければ、補償は、質、規模および法的地位において同等の土地、領域、および資源の形態、または金銭的な賠償、もしくはその他の適切な救済の形をとらねばならない。

6. 『アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議』

2008 年(第 169 国会) 以下全文

昨年 9 月、国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、我が国も賛成する中で採択された。これはアイヌ民族の長年の悲願を映したものであり、同時に、その趣旨を体して具体的な行動をとることが、国連人権条約監視機関から我が国に求められている。

我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない。

全ての先住民族が、名誉と尊厳を保持し、その文化と誇りを次世代に継承していくことは、国際社会の潮流であり、また、こうした国際的な価値観を共有することは、我が国が 21 世紀の国際社会をリードしていくためにも不可欠である。

特に、本年 7 月に、環境サミットとも言われる G 8 サミットが、自然との共生を根幹とするアイヌ民族先住の地、北海道で開催されることは、誠に意義深い。

政府は、これを機に次の施策を早急に講じるべきである。

- 1 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。

- 2 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことを機に、同宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと。
- 右決議する。

7. 『旭川アイヌ協議会およびアイヌ・ラマツト実行委員会の要求』

2009年6月25日

総理大臣、官房長官、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会への要請文

その前文趣意書の末尾の文節：

日本政府は速やかにアイヌ民族を真に先住民族として認めるとともに、アイヌ民族の先住権・自決権を尊重し、歴代の日本政府が採用し現在まで続いてきたアイヌ民族に対する同化政策・植民地政策を撤回すべきです。その上で、アイヌ民族を主体とした協議・協力によって「保護」「恩恵」ではないアイヌ民族の犠牲への謝罪・賠償を含めて正当な権利回復を行うべきです。そうしてはじめてアイヌ民族との間で対等・平等な関係が生れ、日本社会・日本国民に真の人権と民主主義が醸成され、国際社会において名誉ある地位を占めることができると思います。日本社会のアイヌ民族に対する蔑視、無関心、無自覚さは従来のアイヌ政策が生み出したものであり、アイヌ政策は早急かつ根本的に転換されなければなりません。私達は、こうした趣旨から下記の要求を申し入れます。なお、この要求は旭川アイヌ協議会の総会で決議されたものであり、アイヌ・ラマツト実行委員会も全面的に支持するものです。

(注：ラマツトは「たましい」、「精神」の意)

要求項目

1. 日本政府及び天皇は、アイヌモシリ植民地支配・同化政策の歴史的な責任を認め謝罪を行うこと。
2. 日本政府は、先住民族アイヌの生得の権利、とりわけ土地、領域、資源を奪ってきた賠償として5兆円を支払うこと。またアイヌ民族に対する強制移住、強制連行、さらに虐待・虐殺などの人権侵害についてアイヌ民族の関与する被害の調査の上、その歴史的責任に対して賠償を行うこと。
3. アイヌ民族に対して、アイヌモシリの国有地、公有地と天然資源を変換し、漁業権・狩猟権・伐採権などの権利回復を行うこと。いわゆる「北方領土」に関してアイヌ民族の自決権を認め、その他のものも含め原状回復の困難な土地・天然資源の利用に関しては

国の責任で代償措置をとること。

4. 国会と地方議会にアイヌ民族の特別(民族)議席を設けること。
 5. 日本政府は、アイヌ民族が自主的に運営を決定し、幼児期から高等教育までアイヌ語を中心にアイヌ文化・歴史等を学べる教育機関を設置してその財政的補償を行うこと。日本の公教育機関で、アイヌ民族の言語を学べ、アイヌ民族の立場からその歴史と文化への正しい理解を醸成する系統的な教育カリキュラム・制度を保障すること。
 6. 全国のアイヌ民族の実態調査を行い、アイヌ民族の先住権・自決権に基づく施策を補償するアイヌ民族法を制定すること。
 7. 日本政府は、アイヌ民族の墓地を荒らした遺骨収集の経過を調査するとともに、その返還を速やかに行うこと。当該(返還)地域に納骨堂を国の責任で建設すること。
- 国際連合宣言の以下の条、第1条、2条、3条、11条、12条、13条、14条、28条、38条、43条を付している。

8.『アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律』 (アイヌ新々法、アイヌ施策推進法)

2019年4月19日制定、4月26日公布

なお、年号の「平成」は2019年4月30日で終わる。したがって最後の立法とはいえないだろうが、その頃(平成最終期)の法律として記憶することができる。この法律は全8章45条からなる大部のものである

第1条(目的) この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という)が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村(特別区を含む、以下同じ)によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

第2条(定義) この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承

されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸其の他の文化的所産及びこれらから発展した文化所産をいう。

2 この法律において「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌ伝統等に関する知識の普及及び啓発(以下「アイヌ文化の振興等」という)並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいう。

3 略

第3条(基本理念) アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行わなければならない。

2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行わなければならない。

3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視野に立って行われなければならない。

～以下略～

9. 『アイヌ民族の権利の保障を求める決議』

2022年9月30日 日本弁護士連合会

アイヌ民族は、北海道などに住んできた先住民族であり、アイヌコタン(アイヌ民族の人々が各地で伝統的に形成してきた自治的集団)を形成し、漁労(魚介類及び海藻類等の水生植物を捕獲・採集すること)・狩猟・採集等を中心とする生活を営み、自然の恵みを享有し、アイヌ語と呼ばれる独自の言語を用い、伝統的な宗教的儀式や祭事等を行うなどの独自の文化を育んでいた。

～中段略～

…… 同法<新法のこと>には、伝統的な漁法への規制の緩和等が盛り込まれたが、一方で、アイヌコタンの権利、例えば、漁労・狩猟・採集等を行い、その対象の動植物が生息・生育する自然環境を維持管理する権利や、アイヌ民族の人々が公の場でアイヌ語を使用する権利、アイヌ語教育を受ける権利等を保障する規定は盛り込まれなかった。

とりわけ、アイヌ民族が伝統的に主食としてきたサケ等の漁労や狩猟は、アイヌ民族の生活、伝統儀式、文化と一体のものであり、伝統的に形成してきた自治的集団(アイヌコタン)に漁労や狩猟を権利として保障することは大きな課題である。

さらに、北海道における自然破壊は、アイヌ民族の自然と共に暮らす権利に対する重大な侵害ともいうことができる。代表的な例として、平取町ニ風谷地区に住むアイヌ民族の人々から聖地といわれていた場所において、国がダム建設を計画し、これに反対した住民が訴訟を提起したニ風谷ダム建設問題が挙げられる。

……

当連合会は、アイヌ民族に関する政策を、先住民族の権利に関する国際連合宣言に合致させ、アイヌ民族の伝統的生活・文化等の回復並びにアイヌコタン及びアイヌ民族の人々の権利の保障を実現するために、国及び北海道に対し、以下のとおり求めるとともに、今後も引き続き、人権擁護を使命とする法律家団体として、アイヌ民族の権利の保障に力を尽くすことをここに決議する。

1 国及び北海道は、アイヌコタンが有してきた固有の伝統を尊重し、アイヌコタンの、漁労・狩猟・採集等を行い、その対象の動植物が生息・生育する自然環境を維持管理する権利及び宗教的儀式や伝統儀式等を行う権利等の文化的・精神的権利を認め、これらを保障すること。

2 国及び北海道は、アイヌ語教育を受ける権利の保障、アイヌ語の保存・発展に向けた学術的取組、進学や就職状況の改善を始めとしたアイヌ民族の社会的地位の向上等、アイヌ民族の権利を保障するための施策を進めること。

3 国は、既に批准した自由権規約、社会権規約等の国際条約において、上記1のような、先住民族の集団としての権利が認められていることを確認し、その内容を早期に実行するとともに、ILO・1989年の先住民及び種族民条約(第169号)の批准を検討し、条約内容に沿って、上記1及び2を実現する国内法を整備すること。 以上のとおり決議する。

提案理由 長文に付き以下は略

以上

参照レジメ 「旭川風土誌と近文アイヌ」の背景

報告の補足および延長として閑暇の折りなどに御笑覧下されば幸いです。

なお節々の言辞の過ぎたるは呉々も御寛恕を願います。過誤はご指摘下さい。

1. 北海道への認識 未完の開拓・開発が続く風土

1) 北海道は面積 83,451(本島部分は 77,981) k m²、現在人口約 512.9 万人

若干の比較、北海道は1国に相当しうる、それなりの広さである。

	面積	人口	
チェコ共和国	78,866 k m ²	1070.9 万人	スロヴァキアと分離独立
オーストリア共和国	83,870 k m ²	895.2 万人	ハプスブルグ朝本拠地
アイルランド島	84,118 k m ²	703.1 万人	アイルランド+北アイルランド
ベネルクス3国	76,657 k m ²	2720.0 万人	オランダ、ベルギー、ルクセンブルク
北海道	83,451 k m ²	512.9 万人	
* 四国・九州	43,231 k m ²	1615.6 万人	沖縄は含めずに
* ナバホ・ホピ	78,000 k m ²	20.0 万人	インディアン居留地(亜砂漠地)

全国での割合を見ると、領域面積は 22.1%であるが、人口は僅か 4.1%に過ぎない。人口は 2000 年の 568.3 万人をピークに減少に転じている。512 万人は 50 年前、1970 年の水準である。2045 年(22 年後)には 400 万人とも予測されている。1950 年の水準である。

北海道は開拓、開発そして開発計画を完了できずして常に未完であり続ける。開拓使時代に 10 ヶ年計画(1872 年～)。北海道庁時代に北海道 10 年計画(1901 年～)、第 1 期拓殖計画(1910～1926)、第 2 期拓殖計画(1927～1946)が行われた。戦後は北海道開発庁のもとで「北海道総合開発計画」として第 1 次 5 年計画(1952～)以来、順次～7 期(各 10 ヶ年)を経て。現在は第 8 期である。

2) 新政府による北海道行政統治の開始から現在まで

① 1869 年(明 2)から 1882 年(明 15) 開拓使時代(13 年間)。

4 代の長官がいたが初代(鍋島)は準備のみ、最後の長官(西郷)は後始末、実質 2 人(東久世、黒田)であった。中央にいて現地は複数の判官が差配した。判官は開拓指揮者として顕彰されている。開拓使 10 ヶ年計画終了と共に解消された。

② 1883年(明16)から1886年(明19) 三県一局時代(4年間)。

結果として開拓使長官黒田清隆の利権汚職(払下げ事件)への批判の矛先をかわすためのように見えた。幕末への先祖返り=函館(口蝦夷)、札幌(西蝦夷)、根室(東蝦夷)。結局1年後統括機関を必要として農務省内に北海道事業管理局(一局)を設置した。

③ 1886年(明16)から1947(昭20)年北海道庁時代(官選)(60年間)

長官は官制藩主で、北海道の全権を握る。植民地性発揮の時代である。31代を数え勤続平均2年と目まぐるしく交代した。初代岩村、二代目永山。なお全国は1886年に府県知事や県令の名称を「知事」に統一したが、北海道は別格(長官)と位置づけられたまま。

④ 1947年から1950年 北海道庁と開発局の並存(3年間)。

戦後民選への移行時期、開発局は中央政府への吸い上げ業務の管掌準備であった。というのも初の民選で社会党の田中敏文が長官に選ばれた。GHQも政府をこれにはびっくり仰天した。中央政府としての安定的統治を保持するための二重行政が志向された。

⑤ 1950年から2000年 北海道庁(知事)と北海道開発庁(長官)の二重行政(50年間)

この間の知事が5人であるのに対して、開発庁長官は内閣の一員(閣僚)であり、大臣でもあったが、この間72代と目まぐるしく交代した。1人あたりの平均任期は8ヶ月と1年にも満たない。開発予算という利権を握りながらのその仕事振りが想像できる。

⑥ 2001年から現在(22~) 北海道庁(知事)と国土交通省開発局(局長)の二重行政。

行政改革によって開発庁は再編された国土交通省の一部局となったが、全国の8つの整備局とは別格での北海道開発局という部局を維持して国の直轄事業を差配している。

これら歴代の長官や判官、県令、知事の誰か一人でも、左右を問わず、本住者たるアイヌ民族に敬意を表し、一つでも喜ばれる事をなしたであろうか。歴史の記録を読み解く限り、現在に至っても完全に皆無であり驚くばかりである。

北海道では時々「分県論」が浮上する。広大な領域における均衡発展のためには統治権力を分割して各地に拠点を確立し総合的地域発展を図るという構想であるが、最早再燃のチャンスはない。小東京たる札幌市のガリバー化で北海道の均衡発展の芽は全くない。地方自治体の1基盤とした支庁制も今は振興局となり、何をなすべきかの方向性を失って北海道庁にとっては盲腸のような存在になりつつある。そのうえ北海道庁本体自体が札幌市と合併するかもしれない。大阪プロブレムのエピゴーネンであるかのように。

一時期「道州制」が論議の俎上にのぼった。これは連邦制を志向したものではない。東京都

の解体なしには連邦体制に移行できない、しかし日本の統治遺伝子は常にアジア的中央集権志向にある。むしろ道州制とは北海道統治方式の全国化に他ならない。つまり全国の「内国植民地化」である。そして道州制ならずして実質そのように進んでいる。

3) 北海道における土地払下げ政策の推移

広大な領地を手にした。すべてが官有地である。維新天皇政府はまずは御料地を確保した。しかしすべて原生林の山野である。そこにどう臣民を入れ込むかに腐心しなければならなかった。その苦心の歴史が土地払下げ政策であった。

1869(明 2)年 開拓使設置 土地の配分機関であった。

1869年 北海道在任令(全 4 条) サムライの身分をすてて開墾に従事すること。

1872(明 5)年 北海道土地買売規則(全 9 条) 15 年に渡って施行

1872年 地所規則(全 19 条) 同上

土地に対する私有権の確立を目指すものであったが、和人のみの私的土地所有の出発点になる。地所規則 7 条でアイヌ民族は生活と生産の場(コタンとイオル)を強奪される。

1877(明 10)年 北海道地券発行条例(全 58 条)を制定および地券の発行

本州の地租改正に対応、旧土人の居住地(宅地)もすべて官有地第 3 種に編入されアイヌを「私権なき存在」として基本的人権、生存権が侵されることになる。後にアイヌにも所有権を徐々に認めるが、723 戸のみ、1 戸平均 310 坪に過ぎなかった。

和人に 1872 年～1885 年に、1 人 33.3 町歩(10 万坪)以内として売り下げられた土地 2 万 9239 町、無償貸し付けの土地 7768 町歩の計 3 万 7007 町歩におよんだ。

1886(明 19)年 北海道土地払下規則(全 13 条)公布 土地売買規則、地所規則は廃止

岩村初代北海道長官の「名」演説有り、『自今以往は、貧民を植えずして富民を植えん。是を極言すれば、人民に移住を求めずして、資本の移住を是れ求めんと欲す』。資力のある資本家や地主に 1 人につき 33.3 町歩(10 万坪)を払い下げるものであった。以降 11 年間に払下げは実に 42 万 6800 町歩におよんだ。

1891(明 24)年 「北海道殖民地選定報文」公刊 大原野 174、955,500 町歩を選定、その開放を目指す。上川は 13 原野 19,780 町歩であった。

1891(明 24)年 近文原野区画の開放 500 町歩(150 万坪)をアイヌ民族の給与予定地として、残りの広大な原野の払下げ着手となった。それとともに近隣アイヌのこの地への強制移住が始まる。この頃、天皇御料地は精一杯拡大された。

1897(明 30)年 北海道国有未開放地処分法

1899(明 32)年 北海道旧土人保護法(全 13 条)

1908(明 41)年 北海道国有未開地処分法(新法)公布

開墾、牧畜あるいは植樹に供する土地を 10 年間無償で貸し付け、全部成功したなら無償で付与すということであった。開墾 500 町歩、牧畜 833 町歩、植樹 667 町歩で、会社や組合はその 2 倍も可能とされた。以後、華族、政商、高級官僚らが相次いで広大な土地を取得した。1908 年までの 12 年間で、それは 183 万町歩におよんだ。

以降、ヤマト民族の移住が急速に増加、反比例的にアイヌ民族は圧迫され窮地に陥った。生活基盤を徹底して破壊した上で 1899 年「旧土人保護法」を制定した。

1947 年～49 年 農地改革、不在地主の解消

最大の不在地主地であった天皇領(皇室御料地)は国有地に吸収された。今では国有地あるいは官有地という「不在地主」地が切り売りされている。いくらでもアイヌ民族に返還できる。旭川でも街中(神楽)の帝室林野庁官舎(営林局)敷地(国有財産)が切り売りされたのは昔のことでない。今はショッピングセンターエリアになっている。

4) 明治百年と北海道「開基百年」という祝典

1968 年は「明治百年」として全国で祝賀行事が開催された。私見を述べると、1868 年は天皇の主体的意志抜きの下剋上による「王政復古」であった。その世界に冠たる神聖国家の無限欲求が幻想的に膨張しついには暴発破裂した。その決着が 1945 年 8 月 15 日となり、目が醒めた。「明治」はそこで完全に終焉している。だからゼロからの出発と自省自戒の日として、そこに立ち返るべきであるが負の情景は完全無視、懲りずに「夢を再び」の幻想に酔いたい、それが明治百年の祝賀であったように思う。

北海道ではまったく同時に「開基百年」としてその百年が祝賀された。しかし百年前は未開の原野であり和人集落などどこにも満足に存在していない。開基や開拓などとは言い難く先住民族、土人として虐げられてきたアイヌがそれに対して異議を申し立てヤマトはその虚構に気がついた。しかし上から下まで施政者はそれを完全無視した。それでも異議申し立ては確実に事後に尾を引いた。当時建てられた野幌原野の「開基百年記念塔」は今では腐食が激しく近寄り厳禁、改修無理で取り壊し撤去の運びとなっている。この姿こそまさに皮肉な一つの象徴となってしまった。

2018 年に 150 年を迎えたが「北海道命名記念」の年という苦肉の式典名で天皇ご夫妻臨席

のもと式典が挙行された。知事式辞は以下の通りであった。

『今年、平成 30 年、北海道はその命名から 150 年という大きな節目を迎えています。本日ここに、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、多くの皆様のご参加のもと、北海道 150 年記念式典を挙行できますことは、誠に喜びに堪えません。

私たちの愛する北海道は、独自の歴史と文化を育てこられたアイヌの方々、さらに明治期以降、全国各地から移住され、幾多の困難にも耐え抜いてこられた皆様のご努力により形づくられてきました。そして北海道は今、個性豊かで魅力にあふれている北の大地として発展し、四季折々の美しい自然景観や安全・安心と高い評価をいただいている食など、さまざまな分野で国内外の関心を集めています。

私たちはこの礎を築かれた先人の偉業に、深甚なる敬意と感謝の意を表するとともに、長い歳月をかけて磨き上げられた多様な魅力と価値を誇るかけがえのないふるさと北海道を 50 年、100 年先の世代に引き継いでいかなければなりません。

北海道命名 150 年を未来への新しいスタートとして、アイヌの方々の自然に対する畏敬の念や共生の想いを大切にしながら、誰もがお互いを尊重し支えあう活力に満ちた多様性のある社会の実現に向けて、確かな歩みを進めていくことをここに決意し、式辞といたします。苦心のというか、珍妙なというか文脈不明の「式辞」であった。それよりもご臨席下の式典ながら天皇陛下からの『おことば』はなかったという一種異例な祝典であった。

北海道 100 年式典をひもとけば明治天皇祝賀と見間違ふようである。式辞では『明治天皇の英邁なおぼしめしのもと開拓が始まった』とされアイヌの「ア」の字もなかった。先住民族完全無視。クライマックスは『おことば』の直後、2 万人参加による『天皇陛下バンザイ』の三唱であった。戦前ムードを復活させた祝典であった。

昨年、旭川で「市制施行百年」記念式典があった。しかし何の記憶も呼び起こされない。コロナ禍でもあり多分市民的関心は低調だったのでないか。歴史を掘り起こせば起こすほどいたるところ傷口ばかりが浮き上がる、それが北海道の実像か。

5) 「内国植民地」論をめぐって、そして植民地(性)大学の宿命・使命は

札幌農学校の「植民学」は北海道帝国大学の植民学・農政学の理論体系化を通して「内国植民地」論、「内国植民地」論として大成した。言葉の意味は、「国内の植民地」、「植民地の内国化」、さらに「植民地住民の国民化」といったあたりであろう。その学統は農学校一期生佐藤昌介の「内国植民」から新渡戸稲造へと順次連なって現在に至る。『アイヌ政策史』の高倉新一郎

は直系である。高倉先生は北大生協理事長や市民生協初代理事を歴任された。植民地(主義)は他者の存在つまり現地民族、被支配民族の存在を意識する。だからこそ民族解放闘争が生じ独立を果たす。しかし内国植民地はどうやらそうした他者自体の存在を認めない、エスノサイド的政策による同質同化を正当化させるように立論する。

学問的キーパーソンは新渡戸の後任となった高岡熊雄であり、その内国植民政策論はプロイセン(留学先)での実際見聞に基礎づけられた。詳しくは述べないが、それが北海道拓殖政策への理論となり、辺境論や民族政策論などへと展開された。北海道はアイヌ問題を含めてそれらの理論のグルンドとなったが、台湾(統治)や満洲(移民政策)などに結びつく。日本の植民地政策は天皇権威の下に全てを内国化することにあつた。北大植民学派の政策は全国を席卷した。哲学におけるあの京都学派でさえその比ではなかつた。

なお北海道大学の「植民地大学」性は現在も問われている。植木哲也氏の「植民学の記憶」(緑風出版：2015年刊)は必読である。報告者の出身大学であり思いは複雑に去来する。

6) 高倉新一郎 「アイヌ政策史」

上述から分けて示す。まずまとめ部分からの引用、『北海道旧土人保護法の制定は、最早植民政策中の異民族＝土人政策ではなく、その結果母国社会に吸収した原住民がそれに不馴れなために被った打撃から如何にして守り、有力な一員に育てて行くかを問題とし、その解決を図る社会政策であつて、土人政策の結末であり、補完である。したがって、北海道旧土人法によって明示された政策が、果たして従来の政策の解決し得なかつた諸問題を解決したかどうか。それが解決し得る力を有したか否かは、すでに植民政策中の土人政策として論ずべき範囲外に出る』。『こうして明治維新後にもたらされたアイヌの生活の混乱を救済すべく現われた政策は、物質的方面においては勸農であり、精神的方面においては教育の普及であつた。そしてこれらの主張をふくむ旧土人保護法の発布には、十七、八世紀における土人政策の行き詰りを、二十世紀初頭において打開せしめた人道主義的な要求に負うところが多かつたことを忘れてはならない』。アイヌ政策とは、幕末までの植民政策を縷縷批判的に述べて(この著書の大部分)、対比的進歩的に 1867～1899 年までの 30 年余を、功罪を含めて示し、旧土人保護法の制定によって完了したとするスタンスである。

また著書再刊(1972 年)にあたって躊躇した点として『アイヌの研究が、ことに戦後わが国において、それを取巻く学問の解放によって著しく進み、その上アイヌの同化も急激に進展して、アイヌに対する考え方、人種の孤島といわれるほど変わった群、孤立した言語集団、

日本人プロパーとは著しく風俗、習慣、思想、信仰を異にする異民族という印象はなくなって、その生活が心の動きまで理解される、昔からの隣人といった理解まで到達したのである。こうした根本的な認識の動揺によって、私の考えは揺るがざるを得なかった』。この地点で同化完了、アイヌ問題は存在しないと認識されているようであった。

同書最終章(第7章)、結論の章は植民政策やアイヌ政策における問題点を保護法の欠陥を含めて鋭く分析評価している。その意味で熟読理解すべき章である。次のように結ばれている。『現在のアイヌ政策に対する批判ならびに将来に対するその研究が必然になさるべきであるが、今日土人問題として残されている部分は、その精神的及び物質的文化の差はあるいは教育の普及、あるいは文化的教化によって次第に除かれ、ただその経済的方面だけが色濃く残されているだけである。したがって植民地土人問題としての特別に論ぜられるべき問題は次第に消え去って、一般の貧乏問題の内に吸収されつつあり、旧土人保護法もまたその内容は一般の社会事業と選ぶところなきに至りつつある。したがって植民問題としての土人政策を研究せんとする本研究にあつては、これを別の研究に譲るべきであろうと思う』。1942年時点の氏の認識である。

2. 樺戸集治監(後の監獄)に関連して

1) 道内集治監について

当初、反徒を収監する集治監は小菅集治監(東京)、宮城集治監(仙台)のみであったが収容しきれなくなった。その結果新たに北海道に設置を構想した。樺戸集治監(1881年、スベツプト=現月形町)及び空知集治監(1882年、^{いちきしり}市来知=現三笠市)の開庁となった。

とはいえ原始林を伐採し、囚人本人の監舎や諸施設を建設し、農地を開拓するというゼロからの出発で、その間に倒れる者も多かった。開墾地は移住者に払い下げられた。

それに続いたのは囚人労働であった。そこでは、太政官・大書記官金子堅太郎による北海道三県巡視復命書(1885年・明18)が大いに預かった。この中で金子は、道路開削のために札幌県、根室県の集治監囚徒の使役を伊藤博文に提案した。

つまり『彼等は固より暴戾の悪徒なれば、其苦役に堪えず斃死するも、尋常の工夫が妻子を遺して骨を山野に埋むるの惨状と異なり、又、今日の如く重罪犯人多くして徒らに国庫支出の監獄費を増加するの際なれば、囚徒をして是等必要の工事に服従せしめ、若しこれに堪えず斃し死して其人員を減少するは監獄費支出の困難を告ぐる今日において万己むを得ざる政略なり』と。囚人は強制労働で殺してしまえ、である。集治監は北海道開拓の目標やテ

ンポにあわせて以下のように展開された。

樺戸集治監	1881年～1919年	上川道路、北見道路	過労死、凍死
空知集治監	1882年～1901年	幌内炭鉱	ガス爆発や落盤事故死、過労死
釧路集治監	1885年～1901年	アトサヌプリで硫黄採鉱	大量中毒死
網走集治監	1891年～現刑務所へ	北見道路、鉄道建設	事故死、過労死
十勝分監	1893年～現刑務所へ	農地開拓	

囚人労働使役は森林伐採、農地開墾、道路開削、トンネル開鑿、炭鉱採掘、硫黄採掘、鉄道敷設など多岐に渡って北海道殖民の尖兵の役割を担わされた。総囚徒は7,230人。犠牲も大きかった。過酷な外役＝強制労働は1894年(明27)に廃止、以降は内役(農業など)のみとなった。但しそれに代わるタコ部屋労働や朝鮮人・中国人の強制連行労働が代役になったことを忘れてはならない。

国事犯(自由民権家)の収容数は1.空知、2.釧路、3.樺戸の順であった。苛酷労働の程度も同じく、この順であった。国事犯はより過酷に扱われた。樺戸監獄には群馬事件、名古屋事件、加波山事件、秩父事件、静岡事件の主要被告が収容された。上川道路開削中や獄舎でその多くが死亡。なお樺戸集治監の囚人墓地埋葬者は1,046人にのぼった。

2) 樺戸集治監第3代典獄大井上輝前^{てるちか}について

集治監典獄(所長)は大きな権限を有し典獄閣下と呼ばれる地方行政官(郡長と警察署長を兼務)であった。単なる刑務所長の権能を超えていた。

歴代典獄の中で最も異彩を放ったのは釧路集治監(1885年)や空知集治監(1890年)、樺戸集治監(1891年)の典獄を歴任した大井上輝前(1847～1912年)である。大井上就任のころ樺戸集治監は「北海道集治監樺戸本監」となり全道の集治監を統括した。『近代の日本行刑を認識する上において欠くことができない。しかしながら今日まで、この人ほどその功績に比し評価賞揚の乏しい典獄もまた稀である』とされている。主テーマでないのでその事蹟の具体的内容には触れないが囚人強制労働を順次禁じていった。監内改善により脱獄囚が激減した。大井上はクリスチャンで、それをバックボーンとしてキリスト教誨師を採用、原胤昭^{たねあき}教誨師を中心に一時は道内全集治監の教誨を独占した。大井上のもとに集まったこの教誨師団はグラオン博士を中心とする「横浜バンド」、クラーク博士を中心とする「札幌バンド」、ゼンス大尉を中心とする「熊本花岡山バンド」に匹敵し、この四教化団が明治のキリスト教文化を開いたとって過言でない。「大井上バンド」のメンバーはそれぞれに日本社会事業の

基礎を築いている。例えば「遠軽家庭学校」創立の留岡幸助がいる。大井上は時の政府に睨まれ無根拠の不敬罪で解任された。クリスチャン教誨団もお払い箱となった。

3) 道内刑務所

道内刑務所といえば網走刑務所が著名である。政治犯の収容先でもあった。他は札幌、帯広、旭川、月形にある。旭川刑務所は樺戸監獄閉庁後の受け皿となり史料などが移管されている。また師団による衛戍監獄もあったところである。

現在、月形町にも刑務所があるが、これは樺戸監獄の継承ではない。過疎対策として新たに誕生した。かつて樺戸集治監があったことから東京中野刑務所の閉庁時にその移転先とし積極誘致した。誘致に成功し 1983 年 4 月開庁した。百年前の再来である。収容人数 1,884 人(2007 年)である。一方、町民人口は 2,869 人である。樺戸集治監時代のように監獄を支える関連業務によって町は支えられている。また刑務所はどこでも「さしいれ屋」という巨大チェーンが随伴している。なお月形町名は初代典獄月形潔にちなむ。

3. 帝都、離宮ならびに御料地に関わって

1) 帝都と離宮

地形が京都に似ている(盆地、河川)こともあって、東京、西京(京都)、南都(奈良)に対応した北の都と構想されたが、南都や西京は平城京(奈良朝)、平安京(藤原政権)でまさに帝都であった。また東京遷都までは北京とは京都のことで南京の奈良と対比された。

北京構想については別に 1881(明 14)年に宮城県桃生郡北村字旭日ヶ岳の地へという建白書が提出された。山形県の信太歌之助によるもので、『北京を創定あらば、東北の 18 州はかん然として面目を一新し・・・』と東北の地域振興の起爆剤として求めた。

また上川離宮と同時に奈良離宮の構想も浮上したという。これも奈良の浮揚が目的で候補地所が二転三転、用地も矮小、民間買い上げも進まず結局立ち消えた。

永山北海道庁長官の上申『北海道石狩国上川郡に北京を設定せられ度の件』(1889(明 22)年 11 月 14 日)からの抜粋『・・・至尊玉体の御健康を衛らせ玉い又親しく拓地殖民の事業経営の顛末状況を叡覧あらせらるときは人民の感情更に深きを加え粉骨碎身以って恩旨に答え奉るべきのみならず天下民心の帰しようする所大いに定まり移住を嫌厭したる迷夢はただちに消滅し千里の波涛比隣もテイならざるの習慣を馴致すべきはごうも疑を容れざるなり或は曰く北海道は極北ご寒帝都を置くの地に非ずと是れ何か言そうや彼の海外各国の

都府を視るに多くは皆 43 度乃至 59 度の位置にあり寒気北海道の上に出る所なきにあらざるも能文明繁華を極め宇内に雄飛するにあらずや・・・略・・・願わくは一日も速に上川に北京を定められんことを・・・』

解せないのは皇居であろうと離宮であろうと戦国武将でもないのにあたかも山城のような設営立地案である。田舎侍の発想である。むしろ都城は中心部に位置すべきであろう。丘陵の神楽岡への建設構想とはその意味で常識外れと思われてならない。

2) 天皇御料地について

1882(明 15)年には皇室御料地は 634 町歩にすぎなかったが、1891(明 24)年には 365 万 4 千町歩に急増(6 千倍)した。戦後農地改革で解消された不在地主面積 193 万町歩の 1.8 倍である。「憲法制定の前に急ぎ皇室財産を設定し、それによって陸海軍の経費、政府の維持費を支弁する」という意図であったとされる。しかし前段は分かるが、後段の意味がわからない。軍隊や政府の維持費を皇室の私費で賄うわけがない。皇室財産は天皇の私物である。

そのうち北海道は 201 万町歩で全体の 55%を占めた。また道内全森林の 30%を占めるものであった。3 年後に 63 万町歩を残し道庁の管理とし、政治家、華族への提供材料になった。天皇は最大の山林所有者であり、林産収入は皇室財政の主軸であった。

天皇家は最大の「不在地主」であっただけでなく、最大の牧場主でもあった。1872 年開拓使が日高地方の野生馬を集めて新冠種畜牧場にいかつぶを開設、1877(明 10)年エドウィン・ダンにより輸入の種牝馬で品種改良をすすめた。その際の掃討作戦でオオカミは絶滅した。この牧場は開拓使から農務省そして宮内省に移管され、新冠御料牧場として天皇家の財産へ編入された。牧場は 7 万町歩(琵琶湖は 6.7 万町歩)、牧柵は全長 271 k m(琵琶湖は周囲 235 k m)と広大であった。そして 1888(明 21)年、居住していたアイヌ 70 戸が牧場外 10 k mあねさりの姉去に強制移住、その後さらに 50 k mぬきべつ奥の上貫別に 2 度目の強制移住をさせられた。

この御料地で争議が発生した。御料牧場解放闘争として大正期、戦後期の 2 度に渡って生じたが、アイヌ民族にとっては失地回復にはならなかった。平取町に 7 戸、様似村に 2 戸、荻伏に 1 戸、新冠に 11 戸、静内に 22 戸の入植を得たのみであった。その一部は現在独立行政法人家畜改良センターになっている。

また旧御料地のうち弟子屈町の 1 万 8800 町歩(町面積の 24%、摩周湖を含む)は宮内庁登記のままであったが、既に放棄しているということで 2001 年に所有者のいない不動産として処理された。

4. 北海道屯田兵制の概要

屯田兵制は 1873(明 6)年 12 月黒田の建議と翌年 74 年の「屯田(憲)兵例則」制定を経て発足した。なお全国(北海道は除く)では 73 年 1 月に徴兵令が布告。17 才~40 才の男子を登録、満 20 才時に検査を受け現役 3 年後備(戦時召集)3 年とされた。

当初屯田兵は服役期間の規定がなく兵卒として召募され 1,500 戸を目標とした。1875 年最初の屯田兵が札幌琴似に入地。貧窮士族の救済を意図したが、同年の樺太千島交換条約や翌年の秩禄処分を経て新たな官営移住を追求するなか、ロシアの南下の危機を想定し、1889(明 22)年条例を改正し服役期間 20 年として本格召募を開始、大増強に舵を切った。その後更に 5 回の条例改正が行われ 1890 年 10 月からは平民召募が開始。また服役期間は現役 3 年・予備役 4 年・後備役 13 年から現役 8 年・後備役 12 年そして現役 5 年・後備役 15 年と順次変更された。

屯田兵の応募は以下のように推移した。() 内は兵員数、これに家族数が加わる。

第 1 期(創設期) 1873(明 6)年~1882(明 15)年 士族屯田 札幌の琴似・登寒(240)、山鼻(240)、江別・篠津(220)。

第 2 期(展開期) 1882(明 15)年~1890(明 23)年 士族屯田 江別野幌(225)、室蘭輪西(220)、札幌・新琴似(220)、根室和田(440)、釧路厚岸太田(440)、札幌・篠路(220)

第 3 期(発展期) 1890(明 23)年~1896(明 29)年 平民屯田の開始 屯田兵大增計画 滝川(441)、永山(400)、空知美唄・茶志内・高志内(400)、東旭川(400)、当麻(400)、空知・江部乙(400)、雨竜秩父(400)、一己(400)、納内(200)

第 4 期(終焉期) 1896(明 32)年~1904(明 37)年 平民屯田 屯田兵応募の停止と解隊へ 北見端野(200)、野付牛・相内(398)、湧別(399)、上川剣淵(337)、士別(99)

それぞれの地域で開拓の尖兵となり、開墾の道筋をつくった。

屯田兵は兵隊である。2 回の兵役があった。1 回目は 1877(明 10)年は西南の役、琴似、山鼻の現役による屯田兵第 1 大隊を編成し出征。2 回目は 1894(明 27)年の日清戦争にあたって臨時第 7 師団が編成され、第 1 大隊(琴似山鼻)、第 2 大隊(江別野幌空知)、第 3 大隊(永山東旭川当麻)大隊(根室厚岸)など 4,000 人が召集された。ただし待機中に講和となり戦地には派軍されなかった。日露戦争時に現役兵村は存在せず、部隊動員はなく充員召集のみが行われた。戦役ではそうした召集屯田兵からも多大な戦死戦傷者が生じた。

1919(大 8)年に剣淵・士別の兵村が 20 年間の服務期間を満了し屯田兵はいなくなった。また 1929(昭 4)年に入植後 30 年間の国税免除措置も終了し屯田兵制度は全て終了、ここに 56 年の歴史を閉じた。北海道全体で 7338 人、家族 39,911 人、26 地区、37 の兵村、開墾地は 7 万 4,755 町歩であった。

5. 第 7 師団に関して少々

1) 1873 年に政府は不平士族の反乱などに対して治安維持のために、それまでの 2 鎮台から 4 鎮台を増設して軍隊を配備した。それらを 1888 年に師団に再編成した。順に東京、仙台、名古屋、大阪、広島、熊本の陸軍第 1～第 6 師団である。

北海道に第 7 師団が編成されたのは対露警戒を想定してのものであった。1896 年、日清戦役後のことである。衛戍地ははじめ札幌月寒で、屯田兵を母体にした歩兵第 25 連隊から出発した。他の師団は徴兵制によっていたので、そこが異なる。

同時に全国 6 師団が増設された。札幌の他、弘前・間沢・姫路・善通寺・小倉である。これで近衛師団(御親衛)を含めて全 13 師団制が確立される。

師団の兵員単位は 1 万名が基本オーダーである。戦争の拡大と共に師団の数も増大し、戦争末期には 1 4 3 師団数までになる。旭川は 7 師団のほか、その留守部隊を中心に補充任務をもち 71 師団、77 師団、115 師団、147 師団の編成に関わった。旭川は合わせて 5 箇師団 4 万人余の大兵員を擁する軍事都市であった。

2) 積極的に「軍都旭川」と名乗るようになったのは 1933 年で、満洲事変(1931)後の出兵のからであった。この年、出征将兵を偲んでの愛国大行進が耳目を集め、道内初の試みとして満洲事変記念北海道国防博覧会が開催(20 日間)され、つづいて旭川国防婦人会が設立され 17 の婦人団体がつくられた。1935(昭 10)年になると師団の主力部隊帰還もあって更に熱を帯びる。道内各地の部隊移駐要請を阻止すべく師団への協力を強め、その一つが忠霊塔(納骨施設)建設であった。戦死者が増えて陸軍墓地は狭くなり、それに代わるものであった。そしてクライマックスは北海道で最初の、そして国内最後の陸軍特別大演習のため特別大演習統監たる大元帥たる天皇陛下の旭川行幸であった。この大演習は第 7 師団と第 8 師団(弘前)が総力を挙げての取り組みで、大本営は北大農学部に置かれた。

3) 戦史概略については省略

4) 陸上自衛体は全国に 10 師団 5 旅団によって編成されている。北海道は旭川の第 2 師

団のほか、帯広の第 5 師団、千歳の第 7 師団、札幌に第 11 旅団を有し、総兵員 16 万人のうち 4 万人を擁している。航空自衛隊、海上自衛隊など自衛隊総員数は 24 万人である。

6. 華族農場について

1) 1894 年(明 27)、伯爵松平直亮^{なおあき}は鷹栖村近文原野未開地(現旭川市東鷹栖)1766 町歩の貸付を受ける。近文土人給与予定地の 3.5 倍である。その小作人は富山県 298 戸、香川県 17 戸、岩手県 9 戸、山形・石川県 2 戸、岐阜、静岡、青森、福岡、宮城、新潟、福島、福井、山口、徳島、島根各 1 戸など。松平家の出雲蕃(鳥取)からは 1 戸だけであった。それらによって 1350 町歩(うち田畑 1060 町歩)、小作 340 戸の大農場が形成された。

その管理は農業監督者に全面委託された。最も著名なのは「土の人」といわれた内田^{きとし}瀨(1857~1933)である。彼は札幌農学校の一期生、クラーク先生の薫陶を受けた。妻は河井継之助の姪であり、妻の姉は札幌農学校長森源三夫人であった。稲作のため水田灌漑工事の土功組合を立ち上げ、また牧畜も導入した。キリスト教精神の実践者であった。

この農場は 1937 年(昭 2)には松平直亮の決断により全農地を小作人に譲渡し、肅然として農地解放が行なわれた。なお、小作料は 28.5~35%で低いほうであった。

2) 華族農場の代表は雨竜農場であろう。三条実美、菊亭^{ゆきすえ}脩季、蜂須賀^{もちあき}茂韶を发起人とする華族組合農場が雨竜原野 5 万町歩という膨大な払下げを申請、許可された。初期開墾の作業は永山長官の命令で樺戸集治監の囚人が動員された。途中三条実美が死亡したので解散したが、それでも蜂須賀は雨竜村にその面積は実に 6249 町歩の受けた日本最大の小作農場で、実に松平農場の 3.5 倍であった。また菊亭は深川村に 500 町歩、戸田泰康は雨竜村に 1287 町歩を受けた。

なお払下げを受けた華族は 20 人に及んだ。他に官僚や資本家も加わる。それらの概算面積は 26,088 町歩であった。彼らは利益代表組織「北海道協会」のもと北海道国有地未処分地処分法の規則改正圧力を強め、取得が更に有利になるよう策動を続けた。

蜂須賀農場小作争議は大争議として知られている。1921(大 10)年から 1932(昭 7)年にかけて断続的に続いた。小作料増額反対、小作料減免や耕作権の確立、農地解放を巡って交渉が進められ、しかし官憲の介入もあって小作人側は厳しい結果で終わった。

3) 北海道における三大農場解放は以下のとおり

- ① 有島農場 狩太村(現ニセコ) 1898年(明31)に450町歩の払下げを受ける。有島武郎は1908年農場主となるが、1922年7月に無償解放。小作人74戸。
- ② 松平農場の解放は1937年 1,000町歩。農場主の決断による。
- ③ 磯野農場の解放は1941年 200町歩 小作人は48戸、200人。小作争議の結果。他は戦後の農地改革によるものであった。

7. 朝鮮人、中国人の強制連行について

1) その前提としての国民総動員体制の推移について (ただし一部)

1938年5月 「国家総動員法」の公布、「工場事業場管理令」、続いて7月に学徒勤労作業の恒久化の通達、7月 「国民徴用令」 1片の「白紙」^{しろがみ}で軍事工場の徴用工に。「令」は勅令

1941年3月 労働者の移動防止 「国民労働手帳法」制定、12月8日 「労務需要調整法」
=指定工場への徴用統制政策の強化

1943年6月 「戦時衣生活簡素化実施要領」=長袖の和服、ダブルの背広など600種の制作生産中止。「工場就業時間制限令」廃止=女子、少年の鉱山坑内労働可

1944年8月 「学徒勤労令」、「女子挺身隊勤労令」 11月女子挺身隊期間1年延長

1945年 「国民勤労働員令」=これまでの勅令を廃して1つに、動員体制の集大成

2) 朝鮮人の強制連行 日本政府→朝鮮総督府→警察→職業紹介所→協和会

1938年の「国家総動員法」に基づき企画院は「労務動員計画」を策定。そこから朝鮮人 労働者の重要産業への連行が開始される。

1939年7月 朝鮮人労働者内地移入に関する件 内務省、厚生省次官名依命通牒。85,000名の集団連行が各事業場に認可。9月 「朝鮮人労働者募集要項」「朝鮮人労働者移住に関する事務取扱手続」にもとづき国家による統制の下で連行が実施される。

1942年12月 厚生省発の依命通牒、「労務動員実施計画による朝鮮人労働者内地移入に関する件」が発せられる。

強制連行人数、39年 53,120人、40年 81,119人、41年 126,092人、42年 248,521人
43年 300,654人、44年 379,745人、45年 329,889人 累計 1,519,142人 (資料不確か)

3) 中国人の強制連行

1942年11月27日 東條内閣において「華人労働者内地移入に関する件」としての閣議決

定により具本化。『戦争の進展に伴い内地における労務需給は愈々逼迫を来し、特に重筋労働部門における労力不足は著しきものがあるに鑑み、政府は之が対策として華人労務者を内地に移入する方針を決定せり』とする。

1943年に試験移入を開始し、1944年本格移入を進めた。国民動員計画需要数での目標は3万人であったが3万8,935人、別のデータでは5万1,180人にのぼった。

地域別では事業場58、人員19,631人で北海道がもっとも多い。参考までに、中部25場10,191人、九州23場9,168人、東北9場4,008人、関東7場3,505人、近畿7場2,708人、中国5場1,332人、四国1場678人である。

事業場は、発電所、飛行場、鉄道港湾、地下工場、一般工場、鉄道除雪、造船、石炭採掘銅鉦山、水銀鉦、鉄鉦、精錬場、その他の鉦山、港湾荷役など多岐に渡った。

労務者供出方法は、①行政供出＝中国行政機関に強制割当。②特別供出＝特殊労務の訓練や経験を有したもの、いわば指名。③訓練生供出＝俘虜などを勞工訓練所で訓練した上で。④自由募集＝好条件で誘惑して騙して連行などである。

8. 拓北農兵隊そして拓北農民団に、戦後開拓としての集団帰農政策

1945年、戦争末期、本土上陸が取りざたされるなか、各地で空襲が連続する。例えば、：東京：3月10日、名古屋：3月12日、大阪：3月13日、14日、神戸：3月17、東京：4月13日、15日と続き、都市は焦土化し死者、負傷者、罹災者が歴大に増えた。

それに対応すべく、「北海道疎開者戦力化実施要領」という奇策が6月21日の次官会議で決定された。いわば幻想世界の話である。その抜粋、『北海道には農業において尚50余万町歩の未利用地あり、之が積極的な活用を図るは戦争遂行上真に喫緊の急務なり……然るに京浜其の他の大都市における罹災者、疎開者の数甚だしきに及ぶの实情に鑑み之が戦力化を図る要あり……之等戦災者、疎開者の生活を安定せしめ以って聖戦完遂に遺憾ならしめんとするものなり……』と。

またその北海道集団帰農者「募集(要綱)」＝『北海道に集団疎開し食料増産に挺身せんとする者を急募す』は次のように特典を挙げている。『(イ)移住地までの鉄道乗車賃及び家族の輸送は無賃。(ロ)住宅の用意あり。(ハ)一戸あたりとりあえず1町歩の農地を無償貸与し将来は10町歩(水田適地は5町歩)ないし15町歩の土地を無償貸与または付与する。(ニ)農具及び種子を無償給与する。(ホ)移住後の主食品の配給を確保す。(ヘ)生活困難なる者に対しては1人に付き月30円以内を6ヶ月補助す』。戦争末期のあの物不足の中でこれらの約束は詐欺行

為であり、この文言の中に荒野や原野の開墾の字はどこにもない、事実まさに詐欺そのものだった。お墨付きを与えたのは東京都や警視庁(警視総監町村金吾)、それに北海道庁(長官熊谷憲一)であった。この事案で国や北海道が何らの責任をとった、または面倒を見切ったという話は微塵も出てこない。政策立案者たちは知らん振りであった。

拓北農兵隊という集団帰農政策は1945年7月～11月にかけて第1次から第11次にかけて進められ、3,467戸、17,305人が11支庁、137市町村に入植しました。北海道全域への展開でした。しかもこの計画自体はその程度の規模であく、実に5万戸20万人の入植が目標であった。それまで考えも実行もされえない大移動の構想である。

戦後開拓には内地(本州)からの集団帰農者だけでなく樺太引揚げ者や大陸引揚げ者も加わった。それらの大部分の人は間もなく離農し開拓地は荒野に、そして元の原野に戻りつつあります。集団帰農も戦後開拓も、要するにそれは「棄民政策」であったと体験者も研究者も結論づけている。

9. アイヌ政策とは、同化政策そしてエスノサイド

1) 同化政策・皇民化への強制

1871年の戸籍法公布の際、開拓使は旧土人の項に『蝦夷と雖も齊しく国民たるを以って戸籍編制の初め華夷を別たず』として戸籍へ「日本国民」として登録する。和人の戸籍が完成したのは1873年、一方アイヌの戸籍は1875年から1877年にかけてであった。この戸籍は身分戸籍として進学や就職など社会生活の全般に渡って差別と拒絶の根拠になった。

その間にアイヌの同化・皇民化政策が急速強力に進められた。1871年の開拓使布達は次の通り。その布達に対する論評をしたならば、とても収まりきらない。最小限のコメント

① 狩猟(鹿狩り)の禁止、漁労(鮭漁)の禁止。それは生活基盤の暴力的破壊そのものであった。主食の禁止である。例えば鮭漁禁止の結果は十勝アイヌに多数の餓死者が生じた。

アイヌの漁労はその従事者数からもどんなに捕獲しても限度があったが、ヤマトは刺し網などを使い乱獲乱漁の限りを尽くした。1877年の鮭缶12,246缶が1881年には74,356缶と増大させ軍需品として輸出した。鮭資源の減少に拍車をかけた。

また鹿猟禁止の一方彼らは鹿肉缶詰工場(苫小牧)をつくり年7万6千個ほどアメリカに輸出した。もっとも資源枯渇で数年後に工場の廃止となった。

② 入れ墨禁止や耳飾りの禁止やイオマンテの禁止 彼らの文化様式であり、また宗教的儀式でもあった。ヤマトには「丁髷」や「お歯黒」の習慣があった。またイオマンテは野蛮と指

摘したが、それは屠殺ではない。文化的儀式である。もとより見世物でない。

③ 日本名の強制 創氏改名であった。これもそれぞれの民族の歴史を尊重せず、自らの鋳型にはめ込もうとするものだった。『元来土人の名前は、彼らの間に自然発生的につけられた一種の綽名であったため、内地人風のものとはかく用いられなかったので、このたびの改正に際しても、旧名と戸籍上の名前との一致を図り、函館支庁では戸主の名を漢字に宛てたものを姓とし、家族の名も単純化して日本風に近づけて、札幌本庁官下では部落全体を同一姓として、名に旧名を用いた。なお明治9年7月「旧土人一般に姓氏を用うべき」を達し、こうして戸籍上土人は全く平民同様となり、したがって公法上何ら区別されるところがなくなつたのである』。以上は高倉新一郎『アイヌ政策史』からの引用である。学者の書いた文とは思えない。放言の類である。役人たちの適当な姓氏のでっち上げに対してこの無神経な態度、しかも事実的な確かめや考察になっていない。もっともヤマトの苗字も戸籍法(1871・明4年)に合わせた急こしらえのものであった。名前もここでは詳説しないが別に優れたものでない。ヤマト名に替えることでヤマトのメンバーに加えてやったというのはおこがましい。高倉先生には尾崎秀和『氏名の誕生』(ちくま新書)を紹介したい。

アイヌの名前は出生時につけられるのではない。4～5歳になってその個性を見定めて命名されている。意味ある名前である。しかもまず「同じ名前」を見出すことがほとんどない。驚くほどで多彩である。クーチンコロは「弓の上手な人」、イタキシロマは「言論の正しい」、モノクテは「力がある」、トアカンノは「一本の矢(で獲物をしとめる)」など。

ヤマトの名前のほうが、比較するわけでないが陳腐に感ずる。同名が多い。最近はきらきらネームでますます宛字難読化している。苗字はもともと身分的権威の手段であった。庶民に苗字はなかった。ただし皇族に苗字はない。「○○宮」は任意の創氏である。

これまでアイヌ語地名解は活発に論じられてきた。しかし、人名解はあまりなされてこなかった。人名解を通してアイヌ語を知ることとはとても魅力的なことだと思う。

④ アイヌ語(母語)の禁止。民族のアイデンティティと文化と精神を破壊する最悪の政策であった。この野蛮性は何によって生ずるのであろうか。その考察こそ「ヤマトの人間性・精神性とは何か」を追求する際のテーマとなる。幕末松前藩は逆に日本語使用を禁止した。

2) アイヌ民族強制移住の記録

1870年 開拓使 夕張郡のアイヌ(高知藩支配下)に他郡への転居を命ずる

1872年 余市で市街地のアイヌを市街地外に

- 1875年 樺太・千島交換条約に基づき樺太からアイヌ民族 92 戸 841 人を天塩国宗谷に移す
- 1876年 宗谷から樺太アイヌを石狩国^{ついで}対雁に強制移住 841 人
- 1880年 小樽市街地のアイヌを高島町に移す 21 戸 67 人
- 1883年 足寄郡内 4 か村のアイヌを足寄村へ 18 戸
- 1884年 北千島占守島からアイヌ 92 人を色丹島に移す
- 1885年 釧路村アイヌ 27 戸を阿寒郡セツリ原野に集団移住させる
河東・上川両郡(十勝)のアイヌを音更・芽室太・ケネの 3 ヶ所へ 53 戸
- 1886年 門別川上流のアイヌ 12 戸を沙流郡ニナツミに集団移住 12 戸
沙流郡ビラカ・シウンコツ・サラバのアイヌ 89 戸を沙流川東岸に集団移住
沙流郡カバリ村賀張川畔のアイヌ 31 戸を厚別村カバリに集団移住
沙流郡ナヌニ村のアイヌ数戸を厚別村字アカムに集団移住
網走市街「北見町」内のアイヌ 30 戸を市街部東端の海浜に集団移住
- 1889年 網走郡美幌ほか 6 か村のアイヌ 16 戸 93 人を美幌村アシリベツクシに強制移住
- 1890年 樺戸郡トック原野のアイヌ 11 戸をウシスベツに強制移住
- 1894年 天塩川沿い・名寄盆地のアイヌ 29 戸 102 人を名寄内淵に強制移住
- 1894年 上川各地のアイヌを近文へ 36 戸
- 1895年 日高新冠郡滑若村のアイヌ 10 数戸を同郡の姉去村、万揃村に強制移住
- 1896年 紋別郡ヌブボコマナイのアイヌ 10 数戸を湧別川西岸に強制移住
- 1897年 弟子屈コタンのアイヌを屈斜路コタンに強制移住（御料地になったため）8 戸
- 1906年 対雁移住アイヌの残留者 395 人、樺太に帰還（この年の樺太アイヌ 1,163 人）
- 1916年 新冠村姉去部落のアイヌ 80 戸が平取村上貫気別に強制移住

3) 樺太・千島交換条約(1875年5月)から始まる樺太アイヌの強制移住

樺太(サハリン)はロシア帝国の流刑地であり、囚人が多数送り込まれた。その結果北緯 50 度以南では諸民族の混在が進んだ。日本人約 300 人に対して原住民はアイヌ民族を含めて 2,000 人、ロシア人は 2,800 人であった。北海道よりも極寒の地としてヤマトの自発的移住は忌避され、開発しても結局ロシアに利するだけと見込まれ「北蝦夷」とよんだこの地の放棄を決断した。そして北海道だけは死守する。それが交換の意図であった。

それではなぜアイヌ民族を強制移住させたか、それはアイヌ民族が民族全体として帰属

の意志を表明することへの事前対処であろう。そしてアイヌ民族は日本史配下の民族であるとした。ロシアがそれにつけ込む事を恐れたからに他ならない。ロシアは多民族国家であって、北方少数民族への対応に分け隔てなく(といわれているが)、ヤマトのようにアイヌを非人間的に対応することがない。ロシアへの帰属を民族として表明する可能性は十分ありうる。それゆえ物理的に切り離せねばと強制移住が行われた。

始めは対岸の宗谷、そして遠く石狩の対雁へ。更なる非人間的対応であった。そして多くのアイヌがコレラなどで死亡した。日露戦争の結果併合した南樺太に、対雁に生き残った樺太アイヌは戻った。第二次世界大戦後再び放棄された。彼らは9割がた引き上げ者として再び北海道に戻ったとされている。なお、ロシアにはアイヌという民族籍は存在しないとされている。それ故アイヌは存在しないことになっているとのことである。

樺太アイヌの強制移住に続いて北千島アイヌの色丹島への強制移住が行われた。

* 北方領土(千島四島)返還要求運動について ロシア(旧ソ連から)の明確な不法占拠・実効支配に対して「日本固有の領土」であり、そして元島民にとっての「返せ、父祖の地」として返還要求運動が取り組まれている。法的根拠は1855年、江戸幕府による日魯通好条約に基づくこととされ。実は「北方領土の日」はこの条約締結日と決めて、1981年になって閣議了承で定められた。ごく最近のことである。

維新政府による1869年の領有宣言時に、蝦夷地を含めこれら諸島は「無主の地」とされ一括「北海道」となった。返還運動の元島民はヤマトのみで、先住民として厳然として居住していたアイヌ民族の存在は完全無視である。誰にとって「父祖の地」なのかは歴史的にも明らかでアイヌからの強い異議申し立てが出されている。しかもアイヌにとって父祖の地は樺太も含む。果たしてアイヌは日本国民でないのか、何時から日本国民か。アイヌ無視の結果、返還運動をめぐって法理論的にも歴史的にも深刻な問題性を孕むことになる。移住元島民がすべて死去すると根拠主体を失うのでないか。

4) 旧土人学校について

北海道庁は土人学校の設置に関わる庁令「旧土人児童教育規程」を二次に渡って発令した。第1次は1901年で全5条、全面改正の第2次は1916年で全9条、その省令は1937年の旧土人学校の廃止まで継続した。なお旧土人学校25校のうち1937年まで存続していたのは日高地方の7校だけで、うち2校は省令廃止後も1940年まで存続した。

その教育内容は露骨な差別教育で「規程」別表ならびに「施行上注意要項」で示されている。その若干を抜粋する。

『各教科目は普通の尋常小学校の凡第 3 学年迄の程度を四学年間に終了せしむるの旨趣なるを以て簡易を旨として教授すべし』

『就学年齢を七歳以上としたるは従来旧土人児童の就学に関しては一般規程を適用し満六歳より十四歳に至る八箇年を以て学齢とせるも心性の発達和人の如くならざる旧土人に対し等しく就学の始期を満六歳とするは多少早きに過ぐるの嫌いあり而して本道の旧土人に対しては実際の経験上満七歳以上とするを以て適当なりと認む・・・』

『特に旧土人は一般に勤務を厭い遊手徒食の弊に陥るの傾向あり之を矯正するには男児に実業の主要女兒に裁縫を課し以て勤勞を好むの習慣を養成せしめ・・・』

5) アイヌ地と農地改革

農地改革は戦後民主化の目玉政策だった。公地公民の律令制度から荘園制度、守護地頭制度との並存、幕藩体制の封建領国制と続き、明治の廃藩置県と御料地拡大から始まる土地制度の変革へと連綿として続いた地主制度の総清算とも言えるものであった。237 万人の地主から 193 万町歩の小作農地を 475 万人の小作人に売り渡し、日本農業が一気に自作農耕地基軸の構造となった。但し土地本位制経済体制は肅然として継続する。

農地改革におけるアイヌ地問題の詳細経過を論じているのは松井恒幸氏(元旭川博物館長)しか寡聞にして知らない。氏の思いを『近文アイヌ地問題の発生と残こう』から引用する。『この共有地は「不在地主」のそれのように財力と権力をもって握っていた土地ではない。血の出るような「アイヌの土地を返せ」との叫びにもかかわらず、それはいられず北海道の営農基準は 5 町歩という常識すら否定され、経営のなりたちようもない 1 町歩という面積に限定され、2 町 3 町と耕地を拵げて行きたくともそれもかなわず、小作人といわれる人たちが 4 町、5 町と土地を自由にし、さらにそれを転貸して不当な利益を得ていた人たちが、本州その他のしいたげられていた小作人と同様にこの土地の解放を受けることになるのだ・・・しかも、この現実アイヌ人の意志でなく「北海道旧土人保護法」の名のもとにこの土地をアイヌ人の強い反対にもかかわらず、その所有権を守るものだと強制的ともいえるようにし共有地において、なんとかここで農業をやろうとしていた所有者であるアイヌの人には 1 坪たりとも耕作させなかった。不在地主ではなく自分の土地から権力によってしめ出された悲しい地主であった。・・・道庁は、アイヌの人たちは自分で土地を管理する能力が

ないので共有地として守ってやるのだとしていたのである。それがなんとそのために不在地主としてこの土地を失わざるを得なかったのである。これによって現実にアイヌ本来の権利である土地の五分の四もの土地がアイヌ人の責任というよりアイヌ人の反対のまま取扱われたなかで失ったのである。土地を管理する能力がなかったのはアイヌ人だったのでなく、行政の無能力によるために失われたのである』。

6) 北海道庁と北海道ウタリ協会の蜜月のこと

1961年にアイヌ協会がウタリ協会に改称した後63年に協会の機関誌「先駆者の集い」が発行された。理事長は我々の誇り高い歴史を意味するものとして選んだといい、協会の目的は『生活環境の良くない地区におられる人、経済的に環境的に不遇な人々が相寄り協力してお互いに厚生福祉を高めることにある』と強調した。

発刊の祝辞原稿が道幹部から多数寄せられた。知事は『「先駆者」とはよく名づけたものでありまして、現在私どもの住む北海道が今日の姿まで発展しましたかげには開拓使以前の北海道を営々と開かれた皆さまがたの父祖のご努力がありまして心から感謝しているところです』。何という厚顔無恥の虚文だろうか。「褒め殺し」の見事な典型である。

また民生部長は『皆様方の祖先は開拓の先駆者として多くの苦難と闘いながら営々として北海道開拓に貢献されましたし、その子孫でもあります皆様方にも父祖の遺志を受け継いで日夜生業にいそしみ郷土建設につくされておりますことに深く敬意を表します。・・・世の移り変わりに伴い今日の皆様方が必ずしも恵まれた環境にあるとは申されません・・・幸福というものは各人の努力がなければ得られぬもの・・・』と個々人の責任に帰着させる。

民生部社会課生活係長は『同志とか友達とか、兄弟も仲間もみなこのウタリという言葉で表現できるそうですが、このような短い言葉で広範囲のことを表現できる日本語はあるだろうか。辞書をひもといっても適当なものはありません。このような立派な言葉はアイヌ語であろうと外国語であろうと大切にしなければならぬと思います』。アイヌ協会からウタリ協会に改称した深刻な理由を知っていてとぼけているのであろうか。

とはいえ、現実的には北海道アイヌ協会は今のところ唯一のアイヌ・エスニシテエィ・センター、アイヌ・ナショナルセンターである。アイヌ民族の民族的権利、民族生存権を守る拠りどころであろう。衆目の期待する責務に向う事を期待するばかりである。

10. アイヌ文化振興法からアイヌ施策推進法へ

アイヌ新法について。そもそも新法とは何かという論議があった。つまり「旧土人保護法」はアイヌ旧法といえるのかということである。また新法など必要でないという見解もあった。一方、アイヌ新法とは「民族法」であるべきという提起もあった。

21世紀を迎えて少数民族の諸権利に関する課題は国際的にも国内的にも新たな転換点に立ちました。2007年、国連総会において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択された。反対したのはアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国、いずれも自国内に先住民族を抱えている国であった。

翌年2008年「アイヌ民族を先住民とすることを求める国会決議」を国会決議とした。

その11年後、今から4年前の2019年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法＝アイヌ新法)が制定され現在に至っている。

以前のアイヌ文化振興法では条文にはないが伝統生活空間(イオル)が構想された。今回のアイヌ施策推進法では民族共生象徴空間構成施設(ウポポイ構想)が条文化された。後者の法では初めてアイヌは北海道の先住民族の規定が文言化された。しかし先住者の権利を示す条項は何も含まれていない。枕詞として1語1回表記されたに過ぎない。

またこの間の事案への対応として、つまりこの法で重要と思われるのは、①共有財産に関する問題はもう決着した、②アイヌ遺骨返還問題はウポポイで決着という立場でシャットアウトにするように見える。また鮭漁などへの対応は先住民族を規定しても、それ自体は先住権規定でないので、従来の罰則規定で取り締まるということである。

この新法は北海道アイヌ協会による「アイヌ民族に関する法律(案)(1984年)や旭川アイヌ協議会の主張(2007年)とは根源的に、次元的に違うといえるほどの隔絶と乖離がある。この法の下で白老に「ウポポイ構想(民族共生象徴空間)」などが具体化した。国立博物館という観光施設のレベルに留まり、特にアイヌ人遺骨をここに集中設置した事はアイヌ民族の願いと異なる。アイヌ遺骨返還闘争は係争であるといつてよい。これからは先住権という権利の個々の具現化、具体化のための新たな運動が開始されるということである。

民族共生象徴空間「ウポポイ」は白老コタン、ポロトコタンにあるが、この地は1981年に発生したアイヌ差別を象徴する場所でもあった。日本交通公社(現在のJTB)の訪日外国人向け北海道観光勧誘の広告である。その文面に『・・そして白老で本当のアイヌ部落を見学し、名高い毛深いアイヌの古い風習と文化を目のあたりにする魅惑的な旅・・』とあり、そ

れがうたい文句であった。この差別的文言に質問状を出して抗議し糾弾する活動が起こった。公社側は「差別性」を認めず慇懃無礼であった。半年に渡って8回にわたる糾弾会が開催された。最終的に謝罪広告の掲載と社内教育文書を作成した。ウポポイはアイヌを観光対象としてしか捉えないという地平からどれだけ克服されたものとなったのであろうか。

1 1. 『コタンの痕跡』という刊行物から

1971年に旭川人権擁護委員連合会(事務局は旭川地方法務局に)が「コタンの痕跡—アイヌ人権史の一断面」という579頁と大部な書籍を刊行した。非売品で広範囲には出回らなかっただろうし古書店でもなかなか得難い貴重な文献である。今から50年前にはアイヌ問題についてどう考えられていたかがよく分かる。「保護法」の撤廃問題、差別と偏見の問題がテーマで、30人の諸氏が文章を寄せている。その1つ1つを吟味して徹底して論評を加えたいという気持はあるがここでのテーマでない。

寄稿について何とも訝しいのは、「近文アイヌが誰も寄稿していない」ことである。何度も見直したが一人も寄稿していない。あとがきによると断り状を送ってきたアイヌ系の青年がいた、北海道ウタリ協会は会としての発言を拒絶したとある。なお旭川アイヌ協議会はこの時点でまだ立ち上がっていない。アイヌの方々14人に依頼したが寄稿は5人とどまったとある。すべて旭川以外である。新聞紙上や地方誌などで旺盛に持論を展開していた近文アイヌのエカシたちが果たして断るだろうか。断ったとしたらいかなる理由だったのだろうか。今では確かめるすべもない。

もう一つ、巻末に「北海道旧土人保護法」の条文が制定法、現行法(改正法)とも掲載されているが、なぜか旭川地方に直接関わる「旭川市旧土人保護地処分法」は掲載していない。文中に引用されているためか。「保護法」では解決しなかった、近文アイヌ給与予定地の問題性を「処分法」は示すものだと思うが、ハテナの思いを持った。

この本に喜多^{まさあき}章明が『旧土人保護法とともに五十年』という長大論文を寄稿している。道庁社会課職員としてアイヌ政策を主導し、アイヌ協会設立の代表発起人、アイヌ問題のいわば権威者と自認している。アイヌを最もよく理解し守ってきたという自負を持つ。「植民学、滅び行く民族、そして同化、それこそがアイヌ政策」の提唱者である。実は、彼は近文アイヌ給与予定地問題にも介入していた。引用はとりあえず2ヶ所にとどめる。

本論末尾『憂うる勿れ。農革によってアイヌ族最後の拠点、—コタンは崩壊したが、天は之が代償として同族の同化促進の機会を与えた。近頃では彼我の雑婚が頻りに行われてい

る。まことに結構なことである。一彼我の血液的同化、それは相互に人種的差異を抹消することであり、同族が名実ともに救われえる地上の天国はそこにおいて始めて築かれる。私は指導上の方針としてコタンの存在を好まなかった。松前藩は蝦夷地、和人地の区域を定め、彼我の混在を禁じた。コタンの存在はその区域を細分したようなものであった。コタンは消ゆるとも、アイヌ族は消えず、全国に、はた又海外に日本民族として弥栄えつつある。“コタンは潰ゆ、旭は昇る”』

結びの文『終わりに臨み、ウタリ諸氏に告ぐ、(1)先ず諸氏はアイヌ人という意識を去れ、(2)他力依存のコタン根性を洗脱せよ、(3)みだりに民族自体を売物にするなかれ、(4)職業人、独立の社会人としての実力を涵養すべし、(5)一事貫行の努力と忍耐に打勝て、(6)人種差別を憂う若者は思い切って津軽海峡を渡れ、一步渡れば諸君が祖先の故郷。同族県民の住む東北地方～人種差別の影もない。心身共なる同化、1国家1民族～それはウタリ諸氏が心身共に救われる所以であり、地上の樂園はそこに在る。アイヌ人と呼び、シャモと称する時代はすでに去っている。一般社会に伍し一般制度の下で生活されつつある諸氏、更に一段と切磋琢磨、よい職業人として、よき社会人として、堂々大手を振って大道を闊歩されんことを念願して稿を措く』。いかがであろうか。ヤマトエゴの暴論でしかない。

12. ヤマトの精神性について、二・三のこと

「アイヌ勘定」という言葉がある。かつて観光バスに乗るとバスガール(バスガイドのこと)は以下のようにガイドした。『アイヌは数の観念に乏しかったから、和人がアイヌから鮭を買う時、数える前に「はじまり」といって1匹とり、それから「1匹、2匹、3匹・・・10匹」と数えてから「おわり」といってもう1匹とる。実は12匹・・・』乗客たちは無責任に笑う・・・小学校の教師も同じことをいって児童の笑いを誘おうとした。アイヌの児童がいても。

これは「アイヌ勘定」でなく、まごうことなき「ヤマト勘定」に他ならない。狡猾で賤しいヤマトの品性が遺憾なく発揮されている。大倉喜八郎が戦地の兵士に送る缶詰の中に小石を混入し重量をごまかすという「高潔な倫理性」と軌を一にする。「人を騙す」はヤマトの本源的習性なのだろうか。近文アイヌ給与予定紛争におけるヤマトの姿勢はそのオンパレードの連続であり一大集成であった。

荒井源次郎エカシの『和人の思い上がりをアイヌ勘定にみる』から抜粋。『アイヌにも正しい数え方があってそんなことは知っている。当時アイヌたちは山野に猟し、川に漁し、生活に恵まれた自然環境にあったからこそ、和人にお負けしたつもりで黙認したものだ。それ

を和人たちはいかにもアイヌは無知だからだましてもうけたかのように自慢し、得意になっていたことが、現在でもアイヌ勘定とって和人間にアイヌを軽蔑した言辞となって残存していることは遺憾である』。1979年の文章です。

近世最大のアイヌ民族の蜂起はシャクシャインの戦い(1669年)として知られている。大蜂起になったが後に和解することになり、和睦の儀式で酒を振舞っての接待で酔ったところを謀殺、交渉相手皆殺しである。これもヤマトの常套手段。それが「武士道」精神の本性というものである。神代の日本武尊の熊襲征伐も謀殺(隙をみての暗殺)であるのに称賛される手本になった。伝統として歴史(物語)の種々の場面によくこの手が登場する。

荒井和子さん(荒井源次郎エカシの娘)は教員です。故郷での教師を目指した。推薦してくれた教師が『アイヌ児童の多いこの学校にはアイヌの先生が必要です』といったのに対して校長は『この近文小学校を何と評価しているかわかっているかね。アイヌ学校にいる私たちを左遷されたと馬鹿にしているんだよ。アイヌの先生は採用しないよ。もっとこの学校は差別されるから、私は反対だね』。この校長が転勤になって辞令をいただいた荒井先生、『担任の先生が風邪で休み、校長先生に教室に行きなさいといわれ、初めて教壇に立つ嬉しさに心臓が変になりました。どんな子がいるのかしら、震える手でドアを開けました。「アイヌ出て行け」と大きな声で怒鳴る男の子の声が聞こえました。これまでもアイヌを見下げていた児童がいたことに気づき、気をとりもどしました。焦ってはいけない、挫けてはいけない、迷ってはいけない、と勇気をふるって教壇に立ちました』と書いている。戦後の1947年、荒井さん20才の時でした。

鹿田川見さんは市立博物館の女性館員です。『アイヌの展示があり受付にいたとき観光客の人が私を見て「おっアイヌ」と言ったのです。私は黙ったままでいました。「あんた日本語話せるかい」って言われたのですね。私はこの人は何を言っているのだろうと思って一瞬黙ったら、「わかんないのかい」と言われたので、「いいえ」と言いました。「なんだ。わかるならさっさと日本語しゃべれ」と言われたのですね。ですから、アイヌというだけで日本語はしゃべれないだとか獣を食べて生きてるとか、そういうことばかりが多くの人の中に残っていて、そういう見えない差別みたいなのが、ずっとはびこっているわけです』。2000年に体験した事このことを翌年の共有財産裁判の口頭陳述のなかで述べました。

ヤマトの傲慢な差別意識は枚挙に暇がありません。決して過去の遺物でないことは現在の様々な世相で続出します。傍若無人に他者に対して、数多の屈辱、特に精神的屈辱を与える「ヤマトの心性」は一体何なのだろう。

1 3. 石原真衣「＜沈黙＞の自伝的民族誌—サイレント・アイヌの痛みと救済の物語」

2020年刊行。氏の祖母はアイヌその夫は和人、その娘が母で父は和人である。

『そもそも、アイヌ社会に生まれたことがなく、アイヌ文化に触れたこともなく、アイヌと名乗りもせず名指しもされなかった私は、アイヌの出自に対して帰属意識を持つことができない。しかし、育まれたはずの日本社会—あるいは和人社会—では、アイヌの出自をカミングアウトすることによって他者としてはじき出されてしまう。

私のアイデンティティやエスニシティといったものは、初めからどちらにも所属していないのだ。それが「北海道命名 150 年」における、喪失の物語の結果である。よって解決すべきアイデンティティすらない。私はなぜ「アイヌでも和人でもない」のか、そしてなぜそれは了承されないのか。それこそが、私が追及する課題である。私は、私の存在と、私の痛みを歴史化したい。そのために、「私」のニーズを表す過渡的な領域として「サイレント・アイヌ」という言葉を使用する』。

『アイヌの出自に向き合うときに、私にとって障害となったのは、「伝統」や「自然」といった固定化されたアイヌイメージと、私が自文化と思えないアイヌ文化、研究者たちからの批判、そしてアイヌの人びととの出会いがもたらす違和感や、二者択一を迫られることだった。・私は頑なに民族衣装を着ることを拒否し、アイヌ文化を学ぶことを拒否し、「アイヌのアイデンティティを強化する」ことを拒否してきた。そうしてしまうと、「私」の存在と痛みの物語が失われるような気がした。私は「私」の痛みをほかの何かで解消したいのではなく、その背景を知り、その根本を解決したいのだ。・この意識のもと「アイヌ／和人」という分類体系からこぼれ落ち、どこにも統合されない自己にこだわった。・私は「サイレント・アイヌ」として語り出した。それは北海道におけるもうひとつのポストコロニアルな状況を照らし出し、「私」を取巻く社会構造を明らかにするためである。「サイレント・アイヌ」という言葉をわざわざ使う必要がないほど、社会の分類体系において、その存在が異例なるものでなくなるときに「サイレント・アイヌ」という言葉は必要なくなる』。

氏は後に『アイヌからみた北海道 150 年』を編集出版(2021年)、アイヌと意識しアイヌとして生きる方々のアイヌの声を集めた本である。氏はやはり主張するアイヌであった。

1 4. 杉村満エカシの共有財産裁判における口頭弁論・意見陳述(2000年4月13日)

『私は旭川の杉村満です。この裁判は何も好んで引き起こしたものではありません。原告

が 24 名いるとはいえ、裁判に訴えるというのはいへんなことです。言葉を奪われ過酷な労働、アイヌにない病をうつされ無念の思いで死んでいった多くのアイヌの心を握りしめて私の思いを述べさせていただきます。

この私たちの共有財産は、長い間私たちアイヌ民族が差別を受けてきた、つらい歴史の産物です。ただ個別にまたは代表者に返してそれで終りという性質のものでは絶対ありません。北海道開発の名のもとに北海道全体の土地がアイヌを全く無視して和人の手にどんどん渡ったのはご承知の通りです。アイヌの風習は禁止されました。アイヌ語を話すな。入れ墨をいれるな。イオマンテをするな。死んだとき家を焼くな。和人と同じ名前をつけろ。まだまだきりがありません。

アイヌ民族は生活の中でいつも多くの神々と共に自然の中で生きてきました。アイヌの生活の中には生きていくための掟がありました。それは今の社会の法律です。それを禁止したのです。アイヌをやめろというのは死ねということです。今もその過ちを国も道も正式に認めておりません。

しかしアイヌ民族はそれに必ずしも従ったわけではありません。アイヌ同士では懐かしいアイヌ語を使い歌や踊りやカムイノミは戦時中の貧しい時でも続きました。明治から 130 年以上になりますが貧しい中でも少しずつ細々とは生き残り、今ようやく生き生きとアイヌを出せるようになってきているのです。

精神文化の禁止はつらいけれどももっとひどいのは生きていくことです。経済です。動物を取れなくなったのは大打撃でした。川の鮭を取るな。山の木を切るな。そして土地は取られてどんどん山奥へ追われたりで行くところがないのです。生きることさえ大変な状態になったのですから貧乏などというものではありません。自由に自分が住む大地でなくなったのですから「アイヌモシリ」という言葉がどれほどアイヌにとって重要な言葉であるかを考えてみてください。

ここで、知事公告番号 17 の旭川土地問題について意見を述べ、要求いたします。

今回の「共有財産」の規定がある「北海道旧土人保護法」が廃止になりましたがそれと同時に旭川には「旭川旧土人保護地処分法」があったのはご存知だと思います。なぜ旭川だけ特別に別の法律があったのか、その成立と運用の経過を正確に調査してください。

「北海道旧土人保護法」成立以降、旭川の土地はその保護法にも従わない道庁の一方的な判断に対して我々の祖先が反対したのです。それ以来、明治 38 年の第二次近文アイヌ地紛争といわれるもの、昭和 7 年からの「アイヌ地を返せ」の要求、終戦までのアイヌを無視し

て寄付などといって処分したこと、終戦後の農地改革の時と約 50 年もその都度アイヌの要求をまともに聞かず狡猾なだましが続いています。

無償で寄付したとするものとして旭川師範学校の敷地、近文小学校敷地、道路用地、鉄道用地などがあります。「旧土人保護法」10 条では「内務大臣の許可を経て共有者の利益のために共有財産の処分を」することができるとなっていますが、その許可の証拠、「共有者の利益のため」の証拠を見せていただきたい。

次に戦後の昭和 23 年「旭川旧土人共有地開放促進委員会」が設立され会議が持たれましたが、アイヌ民族側は「自分たちの土地を返してほしい、というのが共有者全員の一致した強い希望だ」と何度も発言していますが、小作人などの賃借人に売り渡されたことになっています。アイヌが合意したという証拠を提出するよう要求いたします。

旭川の土地の歴史と共有財産についてはさらに今後の法廷で一つ一つ問題を明らかにしていく予定ですが、「共有財産」の管理や処分がどうであったかをはっきりさせなければ、この裁判の意味がありません。

明治 8 年に世を去った上川アイヌの指導者クーチンコロの言葉です「やがてこの小石一つアイヌの自由にならず」。死後 20 年足らずで現実になりました。アイヌの言葉にピリカ・クヤイヌ(まごころ)があります。法を守るのも過ちをするのも人間、ピリカ・クヤイヌに願いを込めて、そのことを強調して私の陳述を終わります』。

15. 北海道大学アイヌ・先住民研究センターが「北海道アイヌ民族生活実態調査報告、その 6」として『2018 年アイヌ民族多住地域調査報告書、旭川市におけるアイヌ民族の現状と地域住民』(177 頁)を公表しました。大規模な社会調査の成果報告として期待して読んだ。期待が大きかっただけに失望も大きい。アイヌの面接調査は 14 人(女 9、男 5 うち 3 人は和人配偶者)に過ぎず、他の 5 地区(48~61 人、平均 52.8 人)と比較しても大いに見劣りする。北大との親和性が弱い(遺骨問題、差別問題)ため協力を拒否的なのかと感じた。市民については 1219 人を抽出、有効回収 494 人で、インタビュー調査は協力意思者からの 19 人であった。調査結果から現在の課題として考えるべき示唆を探ったがここには報告すべき特段のことは見いだせなかった。また内容的にも行政関係からのヒアリングや説明に依拠している報告の印象ばかりが強いものでした。合わせて社会調査の難しさも感じた。この報告書はネット上に公開されていて閲覧可能である。

三水会 第523回例会 発表原稿(案) 2023年10月18日(水)
旭川風土誌と近文アイヌ

波 治 裕 美

三水会で初めて報告します^{なみじひろよし}波治裕美と申します。

今回は523回目の例会と心得ています。これまで9回参加しました。大変触発・啓発され、考える時間が増えました。「522」という途轍もない演題や論文の累積を思うと圧倒されるばかりです。それに加える報告になるか気がかりです。大変不馴れで、しかもリモート報告は初めてです。不都合が予想されますが不手際にはご容赦をお願い致します。

自己紹介をするほどではありませんが、初顔ということで一言述べます。

1943年生れです。28歳から32歳までの四年間、日本生活協同組合連合会の組織指導部に勤務しました。その時の上司が岡本好廣様です。採用面接も岡本さんで、岡本さんの英断で幸いにも採用されました。日生協の四年間は人々のつながりに恵まれ、とても充実して意義深く、私にとって「第二の大学」でした。

三水会も岡本さんのお勧めで「波治は学際的な勉強をもっと」という激励だったと思います。岡本さんは以前から三水会で発表された論文などをご送付くださり、勉強の機会になりました。その多面的な知的探究に敬服しています。特にロバート・オーウェン研究に触発されました。オーウェンは信念の人(思想家)、理論家、実践の人そして教育家を兼ね備えた人と学びました。エンゲルスがいう「空想的社会主義者」というレッテルは謬見であるとの思いを強くしています。

そのうち波治が哲学専攻だった事を覚えて下さり、野口幹夫様のアンリ・ベルクソン研究の論文集をご紹介下さいました。この書に触れたことは一つの転機でした。ベルクソン探究への広大な視野と深い学識に圧倒され、魅了され、刺激されました。ベルクソンはノーベル賞受賞者で国際的知的指導者として活躍しましたが、ナチス占領下のパリで不遇の死を遂げました。しかし野口さんのような理解者を得たことは幸せだったと思います。『野口書』は今でも私の座右の書です。

さて皆様の北海道認識はいかがでしょう。明治以前の北海道に「日本の歴史」が存在しません。あっても探検史です。しかも北海道の日本史が明治に始まったといっても、それ

はざっくり「殖民」地の歴史です。「統治下台湾」や「満州国」と変わらぬ認識距離かと思えます。あるいは日本国「併合下の韓国」の状況認識程度でないでしょうか。北海道が日本と一体化したのは外地殖民地を失った 1945 年 8 月 15 日以降です。陸地(内地と外地)を隔てる海峡が「しょっぱい河」に変わりました。一体化して百年にも達していません。それまでの北海道の歴史的事蹟は国内的事件としての印象が薄く、一般知識として取り込み難いところでないでしょうか。

ということで「報告」や「参照」のレジメは目を通して下さったとして、「移住政策(論)」という視点に絞り込むことにしました。歴史記述的説明(実証性)にはこだわらず、問題意識や問題提起を含んだ私見になります。どうかご了承ください。

はじめに北海道の姿について一言付け加えます。

北海道産業はまず漁場・漁業から始まりました。水産物による交易でした。北前船^{きたまえぶね}はその象徴です。続いて原生林の伐採や材木、林業です。それから開墾・開拓の農業へと展開しました。それと並行したのが一大「炭鉱」地帯や「非鉄金属鉱山」群の開発です。むしろこの分野こそ北海道の表舞台といって過言ではありません。そこは本州財閥・資本の草刈場で、すべての財閥が率先乗り込んだ植民地的収奪の主戦場でした。炭鉱地帯では生活協同組合が設立され生協運動の一大拠点となりました。労働災害に対して労働者の健康保険証は会社労務が一括管理し負傷や疾病の状況を見てから渡すという受診抑制です。健康保険証奪還闘争は労働運動の課題でした。「生産性向上、無事故 Z 運動」の裏面です。財閥系各社は高度経済成長の退潮期を見計らうとさっと撤退しました。後は寂れた市町村や人々と廃屋が残されました。思わぬところで赤錆びた機械・設備の残渣に遭遇し、骸を見る思いでした。旭川・上川地方は典型的な農業地帯です。ですから、これからの話は北海道の一側面に過ぎません。ご承知おきください。

旭川・上川地方の出発は道南地方(和人地)とは異なります。道南は自然的、歴史的に形成されたのに対して、旭川・上川はゼロの状態から新政権の強力な政策的意志と強制力によって道が開かれました。

1. 天皇という絶対権威を高く掲げ、それに依拠しました。上川はアイヌ集住のみの原野でアイヌモシリの「ど真ん中」です。ヤマトが個人的、自発的に入り込むような領域ではありません。呼び込むには相当のインパクトが求められました。「北京」^{ほっきょう}や「上川離宮」といっ

た強力・真剣な「大風呂敷」で耳目を集める必要があったのでしょう。政権中枢で真面目に論議されたことは不思議でなりません。天皇や百官が鉄道や船舶を乗り継ぎ、長時間かけてこの遠隔地に、定期的にあるいは長期に滞在するなど凡そ考えられません。航空機は戦後の交通機関です。この地でどんな政務・公務が差配できると考えたのでしょうか。

とはいえ、この地の中心に天皇の直轄地が先んじて確保されました。天皇御料地です。ただし平原の中心ではなく丘陵です。しかし樹林地帯です。それは天皇家に富をもたらしました。農耕の祭主としての農地開拓の範は示めさず、不在地主として借地人(親作)と又小作人という複雑な関係や重い小作料の押し付けでした。結果、争議を誘発させ北海道における農民組合発祥の契機を担いました。天皇の「英邁な仁政・思し召し」のひとかけらもありません。天皇家にとって北海道は異界にとどまり、統治の紐帯となる確たるものは存在せず、せいぜい「宿泊され」「お立ち寄りされ」の記念碑が見出されるだけです。

2. 北海道は新政府の「底意を晴らす」舞台として利用されました。その一つが東北諸藩の士族移住です。旧会津藩や伊達藩などのことです。特に会津藩は悲惨でした。「天皇への反逆」者として、報復的で執念深い見せしめです。彼らは陸奥国の不毛の地から「流罪」としての北海道行きでした。また勤皇藩であるはずの淡路島の稲田藩はどっちつかずで狡猾な本藩・阿波藩(領主はあの蜂須賀^{もちあき}茂韶)との軋轢の末、かえって日高の静内に追いやられ苦難の道歩きました(船山馨の小説『お登勢』)。その稲田騒動の結果、淡路島は徳島県から兵庫県に編入されました。

もう一つが、「集治監」新設とその囚徒たちへの強制労働(外役)です。自由民権運動家を含みますが、新政府に対して騒乱を起こした士族への復讐、報復です。死んでも構わないとは敵に対する底意です。その囚徒労働の開削工事によって上川への道路が通じ、この地方への人流・物流が動き始めました。どの種の労働も苛酷でしたが、とりわけ鉱山労働は悲惨でした。道東・川湯温泉近くのアトサプリの硫黄採掘は露天掘りですが有毒ガスの直撃です。空知・幌内炭鉱の坑内労働は更に悲惨です。二交代制での12時間労働、午前5時と午後5時の入替え、ツルハシでの人力採掘、横臥しての作業、ガス爆発や落盤、その場での排尿排便、逃げ場はありません。集治監でも最も死亡者の多い苦役の場でした。

北海道はこのような流刑地でした。流刑地といえばロシアのシベリアや樺太が思い浮かびます。シベリア流刑のデカプリストは妻を呼び寄せることが出来ました。樺太についてはチャーホフが『サハリン島』で活写しています。北海道は囚徒にとってあのひどいスターリンの「収容所群島」に匹敵する苛酷労働の流刑(場)地だったと思います。

3. 雑ですが旭川の歴史概念地図を作成しました。一目瞭然、屯田兵村の占めるウェイトに目を見張ると思います。地図に示せませんでした、永山屯田兵村の北東エリアに隣接して同規模の「当麻屯田兵村」が広がっています。当麻兵村は今も独立の自治体(町)です。

屯田兵の努力が旭川を形づくったとって過言でありませぬ。屯田兵の入地は制度発足の後半期で平民が担いました。兵制は僅か13年間でしたが、果たした役割は甚大です。ゆかりの人々は強い誇りと自負を保持していますが当然のことです。各人の事蹟に及ぶ詳細な記録がしっかり残されていることでもその矜持の強さを窺うことができます。なんといつても「上川百万石」を誇りにしています。兵士です、中隊毎に一人一人の兵員番号がついています。出身県のうち、中国地方、四国、九州で727戸と、1200戸の60%を占めるのは驚くばかりです。徴兵でなく応募兵です。戸主を除いた二男三男たちが手を挙げました(挙げさせられました)。各地の農村から三々五々の応募ですが、すぐ見事に秩序だった兵村に変貌したのは軍隊編成だったからです。

新政権がこの政策を發議し具体化するまでの論議の過程、そして実際はどうであったかを吟味することは重要ですが、必ずしも順調でなかった開拓政略への窮余の策であり、起死回生の一手であったことは間違いありません。『対ロシア警戒心を梃子にして、軍隊的規律による農業開拓を強要し、治安維持者として武士的自己満足を与える、という政策は、明治政府による士族および庶民への一種の欺瞞策であった』と記述している歴史家(山家勝『北海道から日本の近代が見える』はぜひ推薦したい北海道近代史論書です)の指摘は的を射ていると思います。それはまた本州農村の高まる矛盾解決の脱出口でもありました。

なお「屯田制度」と「屯田兵制度」は異なります。前者は魏の曹操の策、後者は漢の武帝の策です。新政権の屯田兵制はその両者とも全く異なる制度と承知しています。

4. 北海道開拓の担い手は名もなき庶民、人々です。本州の厳しい、とりわけ河川の氾濫、霜害による養蚕被害、人口増加などによる農村の窮乏が移住へと押し出しました。その要因として本州の小作制度問題の分析も欠かせないでしょう。あるいはまた切羽詰った理由で郷里から逃れた都市の中の窮民や貧民、あるいは安住地を探す流人の群にとつても北海道は受け皿、逃げ場でした。その結果、集まった北海道民から見て本州とは羨望の遙かなる「内地」だったのです。北海道民の出自をたどるとそうした人群です。

各県からの団体移民の旭川入地はおおよそ800戸でした。40~80戸の大規模集団もありましたが、多くは20~30戸規模でした。「北海道団結移住者規約」などの締結や指導者に恵まれ成功裏に展開された団体も生まれました。上川地方では信仰を同じくする者による宗教的

移民(日高浦河町では赤心社)の顕著な例はなく、キリスト教徒による理想郷建設の計画(失敗に終わる)が1例あったようですが詳しい記録には当たっていません。なお尊徳会の十勝地方(豊頃)への入植はもっと後のようです。これも確認してはいません。

松平華族農場から始まる大・中農場の出現は「小作移民」の始まりです。また町営模範農耕地(旭川町)も官制の小作制度です。小作人はこうして資本や公権力の力で急激に増大しました。自作農への転換もありました。旭川地方の小作から自作農への転換と全国的傾向との比較に関心があります。もっとも本格的転換はやはり農地改革の戦後でした。

最大の不在地主は、何度も強調したように天皇です。神楽御料地小作争議の基本構造は、天皇大権、借地人(親作)、又小作人の三層構造です。『借地人の家は王侯の如く小作人の家は豚小屋の如く』という文言が残されています。争議で天皇大権は仲裁者の立場に立とうとしますが持て余したようです。やっかいな農地は払下げ処分し、御料地経営は林業(御料林)一本化に転換しました。それが帝室林野庁です。御料地争議は日農北聯結成(当初の5支部は東神楽、西神楽、東旭川、当麻、米飯とすべてこの地区)の起点になりました。なお高倉新一郎先生は北大社会科学研究会員として学生時代から小作人の講習会などで講師を勤め、学究的立場で一貫して農民に寄り添ったことを強調しておきます。

美林銘木を擁する御料林は皇室収入の主力を占めていました。戦後、国有林に撤収されましたが、皇室のDNAは植林事業、森林保全を重視しています。神道の「鎮守の森」もその象徴です。神宮外苑の銘木伐採はそうした天皇家の精神性を無視するよう見えます。

5. 戦争末期の強制連行、強制労働は報告レジメでまとめた通りです。一つ付け足します。上川から北見に抜ける石北峠の北見側に「イトムカ(廢)鉱山」があります。日本一といわれた水銀鉱山です。最盛期には5千人が従事、強制労働の修羅場でした。水銀中毒の強烈さは水俣病でご承知でしょう、その被害者の多くが徴用工の朝鮮人です。まだ細々と稼働しています。慰霊碑建立の運動が有志の努力で2020年から始まったと聴いています。関係ゼネコンは知らん振りです。まだ完成したというニュースは入っていません。

強調すべきことは「強制連行」が特殊、北海道的現象でなく全国各地、工業や土木、農地、ダム、軍事基地、軍需産業など全局に及んだということです。従って軍国日本のヤマト的「特異性」と見なければなりません。一方では、農民、庶民や窮民をどんどん満洲に移住させ(人口割合を高めるといふ員数的目的)、他方本国には労働力不足ということで徴用工として朝鮮人や中国人を強制的に奴隷的労働のために連行しました。まるで古代ローマ帝国奴隷制の模倣でした。また近代アメリカにおける黒人の奴隷労働への連行と同質でした。ヨーロ

ッパ精神や日本精神に沈着するこの非人間性(人種、民族蔑視)の深淵について哲学者や思想家は真正面から格闘すべきでしょう。克服されず沈潜していると感じます。

6. 拓北農兵隊そして集団帰農政策の略述は報告レジメの通りです。そしてむしろ強調したいのは、戦後によりドラスティックな政策に変じたことです。敗戦後の10月13日に『北海道戦後開拓実施要綱』が定められましたが、続いて11月9日に『緊急開拓事業実施要綱』が策定され、全国版の政策となりました。5年間で100万人の帰農、155万町歩の開墾という壮大な計画になりました。戦後の深刻な食糧事情対策であり、復員軍人、工場・鉱山の離職者、引揚者(樺太、満洲)の吸収対策のためでした。ただし達成しませんでした。朝鮮戦争特需が局面を変えました。

旭川地区は10年間で503戸の入地、2042町歩の開墾がありました。その95%は畑作で、水稲耕作は困難でした。開墾条件地の厳しさを示すものでした。

ここでもはっきりしたのは国内の諸矛盾のはけ口としての北海道の存在です。この戦後開拓の政策もその見事な典型でした。現在も北海道は未完の開拓地として存在し続けます。次の一手は何か、過疎化が深刻に進行するこの大地でどのように歴史が繰り返されるのかと思いをめぐらせます。

7. 軍都旭川については報告レジメだけです。ここでは触れません。

ただ一つだけ加えます。話題提供です。第七師団の師団長(位階中将)は18人を数えましたが、着目するのは10代目の渡辺錠太郎です。娘の渡辺和子さんについてはご承知のことと思います。旭川勤務は4年程です。2・26事件時には軍部三長の一人教育総監で、クーデター将校の標的になり暗殺されました。事件は「歴史のターニングポイント」であり、天皇制とは何かを考える題材であり、事件への過剰な美化・幻想化には伶俐な批判を必須として論ずるべき大事件です。実は「2・26事件と旭川」もテーマになります。渡辺大将は軍閥の皇道派や統制派に組みしな開明派であり学者将軍といわれました。余計に憎まれたようです。海軍の井上成美^{しげよし}大将と並ぶ傑物と捉えています。師団長時代の事蹟はよくわかりません。将兵から人気はなかったようです。解せないのは台湾統治における最も悲惨な大事件、霧社事件(第一、第二)時の台湾軍司令官でした。この時台湾軍は山岳密林戦のため毒ガス使用さえ上申したとされています。不許可でしたが、秘密裏に使用されたという話もあります。鎮圧にてこずり残酷な「戦争」でした。台湾総督らは責任をとって辞任しています。昭和天皇は『事件の根本は原住民に対する侮蔑にある』と洩らしたとのことです。軍司令官は何の責任も問われていません。離任後大将に昇格しています。開明派非戦思想の将軍

のはずですが軍人の持つ多面性のあらわれでしょうか。確かめと検証が必要です。

上川百万石に関わってひと言。減反政策の結果、各市町村は水稲では銘柄米栽培に特化しながら地場特産品創出のために苦闘し着実に成果を上げています。例えば田助スイカ(当麻町)、イチゴ(比布町)、ジャガイモ(美瑛町)、メロン(富良野市)、狼の桃(鷹栖町：トマトジュース)等々、そしてアンデス原産の「キヌア」(剣淵町)の栽培も始まっています。

それでは「近文アイヌ」のテーマに移ります。

アイヌ民族のイメージ(近世像のまま)は往々にして観光ベースで発信され、それで固定されがちです。報告・参照レジメでそれを少しでも変えられるよう紹介しました。彼らは現代社会と切り結んで活躍しています。それらの歴史的経過も報告・参照レジメに委ねます。ここでは現在につながる論点を念頭に絞って発表にいたします。ご了承ください。

アイヌ民族といえ、その民族的起源(出自)やヤマト民族との関係性が話題や関心のもとになりがちです。蝦夷、毛人、エビス、肅慎、俘囚との関係、また縄文人や擦文人との関係などです。「えぞ・エゾ」という言葉の謎解き論議もあります。しかし、例えば倭人についても弥生人の末裔という議論から、大陸渡来人論、さらに高天原からの神の子孫など百出です。またヤマトとアイヌは過去のどこかで繋がる同祖という論議もあります。そうしたアイヌ起源論には触れません。もともと十分な知識を持ち合わせていません。

ヤマトもアイヌもそれぞれが独自の言語(そして文化)を有して別個の民族として存在しています。アイヌ語は奪われましたが、異なる民族であることを相互に認識しています。もとより現在、国民としては一つです。なお、アイヌ語について、それは縄文語であるとか、ヤマト語の祖型であるとか、ヤマト語とアイヌ語は同祖であるかも論議されています。それらの探求は別のテーマです。

近文アイヌについて報告する時、給与予定地紛争は欠かせません。それは近文アイヌの運命に関わる大きな歴史的な事件だったからです。まずそれについて話します。

次の関心は失われた言語でありながら生き延びているアイヌ語とその関連を述べます。残りはアイヌの存在意識に関わる諸点を取り上げます。絞りに絞ります。

1. 近文アイヌ給与予定地紛争について、簡潔に説明します。端的にいうならばアイヌに下付されるべき(これも本来おかしいことですが)土地が周辺環境の激変によって宙ぶらりん(保留され)になりました。その所有権を確保するまでの長い闘いの記録といえます。アイヌは巨大な権力が前面に立ちふさがるなか、苦難の道を進むことになりましたが決してあきらめず、不屈の闘いをやり遂げました。

その前史は、1891年 近文原野にアイヌ地の区画設定(500町歩)

1894年 ペニウクル・アイヌの近文への強制移住。36戸に164.8町歩を割り渡し

1899年 第七師団司令部の旭川移駐。衛戍地が定まる。

〃 北海道旧土人保護法の制定、但し近文は給与下付されず。紛争始まる。

第一次：近文から天塩(名寄)への強制移住を阻止した。政商たちへの貸付指令を阻止した。

しかし、アイヌにとって給与地の下付は実現せず。

第二次：近文から虻田への移住策謀を阻止。旭川町が介入、予定地全域の貸与を受ける。

アイヌは町から「無償」貸付を受ける形をとる。あくまで「貸付」である。

それ以降、町は貸与地を勝手に処分、また小作の入れ込みを図る。その小作料収入で道へ借り入れ料を納付する。

第三次：近文から鷹栖オサラッペ奥地への強制移住策謀を阻止。樺太移住の策謀もあった。

道・町に対し貸与期間満了による下付を要求。『旭川市旧土人保護地処分法』制定。

各世帯に1町歩が始めて下付処分。しかし共有地分各4町歩は官有地として残る。

近文アイヌははじめて僅かの土地の地権、所有権を自己のものとした。

第四次：戦後、市によって管理されていた各世帯4町歩の共有地は不在地主地として没収。

近文アイヌは一度も正当な所有権を確保することが出来ませんでした。

この問題をめぐる諸特徴を考えます。

1) ヤマトへは1人5町歩の無償貸与が気前良く進められ、その土地を自分の物として自由に管理、処分することが出来た。アイヌはその拉致外に置かれた。「保護法」は保護助成するものでなく、制限し管理を強化することでしかなかった。

2) 屯田兵村、華族大農場、団体移住などでは個人貸付地の外に相当規模の共有地を保証し公共施設、公用施設の設置を可能にし、コミュニティ形成を促進しました。神社建設はその先陣。しかし近文アイヌ地はその保証や確保がなくアイヌ役所などコミュニティとして組織形成することが困難であった。アイヌコタンの集落性は有名無実であった。

3) アイヌは言論で闘ったといえます。また上京請願など果敢な活動を展開した。数とし

ては非力であったが、存在感のある主張と闘いでした。権力側の暴力による強制移住や土地の占拠をそれによって封じたと思います。ヤマトは狡猾であったが、官憲による不当介入などの常套手段は回避され、問答無用の態度をとることができませんでした。

4) ヤマトの知識人、社会活動家らがこの紛争をどう捉え、どのようにアイヌの主張を擁護し連帯したか、勉強不足でまだ把握できていません。金倉義慧氏はこの紛争に関わる当時の新聞報道などの記事を徹底収集して『旭川・アイヌ民族の近現代史』(2006年刊)の中で叙述しています。一読の価値ある決定版の大書です。その本の限りでも大いに論陣を張ったというヤマト知識人を見いだし得ませんでした。

5) アイヌの闘いはいわば孤立無援で最低限の陣地を確保しただけで敗北しました。残念ですが、それは誇りある敗北です。ところで国家主権とは領土主権です。現在も領土獲得を目指して国家間の血みどろの戦いが繰り返されています。パレスチナにおけるアラブとイスラエルの武力争乱がまた勃発しました。今度は行き着くところまで徹底的にどのカルタゴ戦争やマサダの戦いのような結末(絶滅戦)になるのではないかと心配です。

アイヌはアイヌモシリという天賦の大地に恵まれていましたが、それを暴虐無尽に奪取したのは紛れもなくヤマトです。ヤマト(政権)の遺伝子は神話の高天原降下から征服奪取を積み重ねてきました。1945年8月15日で一旦決着しました。

しかしまだアイヌモシリの問題は残されています。確かにアイヌ民族共有財産裁判は最高裁まで連続して敗訴(2006年)になりました。しかし、2007年、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会において採択されました。そこでは「先住権」の内容が縷縷明示されています。漠然としています。アイヌにとってのアイヌコタンやアイヌモシリ復元への新たな可能性がこの「先住権」を梃子にして生れるのではないかと思うところです。

アイヌ民族共有財産の知事管理に対して北海道議会でそれを質した議員が唯一、1人います。1998年の第2回定例会(6月22日)でした。何を隠そう、わが畏敬の先輩、萩原信宏議員です。日生協を辞したのは、旭川で住民本意の医療機関設立を目指す高い理想の持ち主、萩原医師の熱意ある誘いによるものでした。二人の二人三脚からスタートしました。さて、この議会で知事は杜撰管理である事を認め、音を上げました。しかし責務を放棄し、責任を回避し、その総括究明を進めるべき調査委員会の設置は拒否しました。

当時の北海道ウタリ協会(幹部会)の態度も示しておきます。『①対雁・旭川などの問題は戦前・戦後に一定の解決をした。②協会が新法を認めたことは古い法律(旧土人保護法など)

の廃止と「共有財産」の処分も含めて認めたことになるので、新しい法律への不満など主張できない。③関係者が裁判などを含めてどんな主張をするのも自由だが、協会としてはこの問題にタッチすべきでない』。まさにこれは道庁が「アイヌ振興法」の成立をもってアイヌ民族に対するすべての略奪・抑圧・差別の過去を帳消しにするとした立場を認めることにほかなりません。一体彼らは誰のウタリ(同胞)でしょうか、アイヌウタリに対する態度とはとても思えないものでした。

なお「強制移住」に関して、ミャンマーのロヒンギャ族について以前、岡本さんの研究報告論文に学びました。次回の講演はその続きのようで、しっかり学ぼうと思います。

強制移住(強制連行、強制追放)ではオスマントルコによるアルメニア人の追放 250 万人(1915 年)があります。しかしそのうち 150 万人は殺戮と追放死で、実際はジェノサイドであったといわれています。トルコ政府は認めていません。アルメニア人ジェノサイドはこの時 3 度目でした。悲劇を背負った民族だと思います。最近はまだナガルノ・カラバフ問題が再燃し、放棄されたようです。精神的支柱であるアララト山はトルコ領です。

そして何よりも史上最大の強制移住はあの「奴隷貿易」です。反省が表明されていますが、その清算や総括はまだ完結していないと思います。行為者はいつでもどこでも、どうしてこんなに頑なでしょうか。それを考察し、解きほごし謙虚な実践に導く哲学(者)や思想(家)はまだ登場していないと思います。人間精神に「足りない何か」の探求と指摘です。

2. 19 歳で亡くなった知里幸恵さんについては報告レジメを読んでもらったと思います。実は「幸恵さんの恋に関わる秘話」について思い当たることがあります。探求しようと不遜に思ったりしますがもう多分無理です。それには触れません。思わせぶりですみません。

あるエカシ(実は間見谷喜昭氏、旭川アイヌ協議会の会長も歴任、間宮林蔵の末裔)が述懐されたことを覚えています。『人生にとって最も悔やまれることは言語を捨てたこと。良き日本人になるため率先して日本語をえらんだ。でも自分の言語で考え、自分の言語で発したらどうだったろうか』と。言語がかけがえのないアイデンティティであることは古今東西の歴史が示しています。徹底した言語弾圧にもかかわらず、しかも文字使用のなかった言語が、そして母語としての話者が存在しなくなった言語が、現在において厳然として存在していることに驚嘆します。しかも決して死語だとはいえません。強靱な言語です。

北海道各地の地名はアイヌ語起源で満ち満ちています。ヤマト語による上書きで消し去

ることは出来ませんでした。これらの地名こそ「無主の地でない」ことの証明です。地名があるとは人(アイヌとは「人」のことです)が存在したという証しです。

最近、アイヌ語の響きが広がっているように感じます。「イランカラプテ」は「こんにちは」、「イヤイライケレ」は「ありがとうございます」、「アイヌ ネノ アン アイヌ」は「まことの人間たれ」、「ヤイ ユーカラ」は「自ら行動しよう」、「ウレシパ モシリ」は「共に育てあう大地」などはいろいろな場面で使われ、知られてきました。

アイヌ語についてはもとより何の知識もありませんが、事物の名づけ(=単語化)に当たって、その意味付け方や語形成の仕方、言葉の働かせ方に探究意欲を駆り立てられます。先の「イランカラプテ」は「あなたの心に触れさせてください」という意味だそうです。

アイヌ語の言語政策について考えることは二つです。一つは旭川アイヌ協議会の要請項目の実現です。協議会は『日本政府は、アイヌ民族が自主的に運営を決定し、幼児期から高等教育までアイヌ語を中心にアイヌ文化・歴史等を学べる教育機関を設置してその財政的保障を行うこと。日本の公教育機関で、アイヌ民族の言語を学べ、アイヌ民族の立場からその歴史と文化への正しい理解を醸成する系統的な教育カリキュラム・制度を保障すること』を求めています。

また、『北海道ウタリ協会のアイヌ民族に関する法律(案)』(1984年)は、第3の「教育・文化」の項で次のように記しています。(「付属資料」で抜き書きしていないので、ここに掲載)

1. アイヌ子弟の総合的教育対策を実施する。
2. アイヌ子弟教育にはアイヌ語学習を計画的に導入する。
3. 学校教育および社会教育からアイヌ民族にたいする差別を一掃するための対策を実施する。
4. 大学教育においてはアイヌ語、アイヌ民族文化、アイヌ史等についての講座を開設する。さらに講座担当の教員については既存の諸規定にとらわれることなくそれぞれの分野におけるアイヌ民族のすぐれた人材を教授、助教授、講師等に登用し、アイヌ子弟の入学および受講についても特例を設けてそれぞれの分野に専念しうるようにする。
5. アイヌ語、アイヌ文化の研究、維持を主目的とする国立研究施設を設置する。これにはアイヌ民族が研究者として主体的に参加する。従来の研究はアイヌ民族の意思が反映されないまま一方的におこなわれ、アイヌ民族を研究対象にしているところに基本的過誤があったのであり、こうした研究のあり方は変革されなければならない。

以上の要請や要求に基づく実践プログラムがなんとしても実現して欲しいと思います。

もう一つは、アイヌ語話者が「絶対的少数者」であることに関連します。そこで想起するのは「手話言語」です。この視覚言語は「独立した言語」で聴力障害者の言語です。日本語音を翻字した指文字の集成ではありません。話者は圧倒的少数者です。しかし手話通訳者が活躍しています。テレビでは手話言語の番組があります。手話ニュースの番組もあります。健聴者の手話学習も進んで、バイリンガルの日常生活も少しずつ拡大しているように見えます。ここにたくさんのヒントが含まれていると思います。

現在「アイヌ語講座」はラジオ放送で1局週1回(15分)があるだけです。テレビの語学講座の放映(全国版)が実現できればと思います。効果絶大でしょう。母語となりえていないアイヌ語を日常生活言語として確立するのは至難です。まずは言語の保存です。道内14ヶ所のアイヌ語教室への全面的援助を手厚くすべきです。特に広報宣伝を強化し、受講生の拡大を目指したい。教材は夫々自前ですが、援助の強化です。アイヌ語のためには多数者ヤマトにおける理解者の増大が不可欠です。そのための効果的な方法の模索が求められます。そうなれば地域によっては一定のバイリンガル状況を生み出せるでしょう。

余談になりますが、「言語の政治学」には個人的に興味を持っています。ひょんなことから触れることのできた「モンゴル語」のことが第一です。モンゴル国はキリル文字使用です。一時蒙古文字を復活させようとしたことがありますが、これは失敗しました。確かに蒙古文字は難しい文字です。国民が拒否しました。実際の生活ではモンゴル語とロシア語のバイリンガルです。一方、中国の内モン自治区は蒙古文字使用です。しかし、北京語の圧迫が強く、バイリンガルながら、公共の場ではモンゴル語は身の置き場がなくなりつつあるようです。公教育からも締め出されそうです。何しろモンゴル民族の人口はモンゴル国の倍なのに、漢民族の大挙移住によって大河の中の一滴の如く呑み込まれつつあります。

また、プーチンのジェノサイド戦争に関連して想起するのはロシア語とウクライナ語の関係です。帝政末期、ロシアには多数の急進インテリゲンチャーが輩出しました。その初期の代表はゲルツェンやベリンスキーであることはご承知と思います。このベリンスキーがウクライナ語は汚いロシア語方言だから撲滅せよと強く主張しました。同時代、ウクライナのタリス・シェフチェンコがウクライナ語詩を発表していましたが、けしからんと帝政ロシアによって(今のプーチンと変わらぬ理由：反ロシアで)オレンブルグに無期流刑になりました。13年後に帰還しますが監視下に置かれました。47歳で生涯を終えましたが、今

は国民的詩人として人々の精神的よりどころです。ウクライナ語はキエフ・ルーシーの歴史的伝統を継ぐ言語で、モスクワ語はそのズーズー弁版でないかと感じます。

3. 近文アイヌの「保護法」撤廃運動に関してアイヌ青年たちの『解平社』結成が注目されています。私はこの事項についてはまったく未消化です。したがって周辺事情についてだけ述べます。竹ヶ原^{ゆきお}幸朗氏(1992年論文・急逝)や堅田精司氏(1995年論文)らが着目して研究を進めました。直接的史料が見いだせず、新聞報道の収集などに依っていたようです。地元旭川での新聞報道は皆無で、そのことに首を傾げています。「水平社」から、つまり被差別部落解放運動の戦略戦術、思想的立脚点から彼らが何を学び、どのような方向を目指したかの探究です。アイヌが戸籍法で「旧土人」とされた時、被差別部落民は「新平民」とされ、軌を一にします。日本ではたして民族(解放)運動が現実化したのか。エスニシティである少数民族が民族(解放)運動の戦略目標をどのように設定し、どのように展開しようとしたのか、あるいはできたのか、という関心です。今でも民族運動としての「自治権」や「自決権」をどのような形で追求、具現化するか、その具体的達成目標は何かなどは未知、未達の考察課題です。それで近文アイヌのこの運動が注目されたのだと思います。

この問題意識に関連して視野を広げると、「アイヌ民族にとってのキリスト教、キリスト教にとってのアイヌ民族」、これにはジョン・バチラー博士の足跡があります。ヤマトキリスト者の視座も知りたい。また「アイヌ民族にとっての社会主義思想、社会主義思想にとってのアイヌ民族」に関する運動も俎上に上がりますがよく知りません。手に余る課題です。

解平社発起人の一人砂沢市太郎について孫(砂沢ビッキの長男)チカル加納沖(1957年生)氏の一文から抜き書きします。『・・・そんなおれにも砂澤市太郎という凄い祖父がいる。家に猟銃を持った市太郎の写真があるが背後にミッキーマウスの耳のようなものがある。それは吊り下げられた巨大な熊だった。アイヌ名トアカンノ、一本の矢つまり獲物は逃さないという意味だ。砂澤市太郎の猟場は愛別の山。春先に雪が固く締まり歩くやすくなった頃、冬眠明け直前の熊を狙うために山に入る。運良く熊を仕留められたら熊を山に残し、愛別の郵便局に降りて近文の部落に電報を打つ。山に戻り熊を皆で解体し山を下りる。猟銃片手に生きた小熊の入ったリュックを背負い石北線に乗る。今では銃はおろか子犬の乗車も難しい。家に帰るとさっそく大宴会が開かれる。酔って気分の上がった市太郎は大声でインターナショナルを歌う。共産主義をたたえる歌だ。手慣れたベラモンコロばあちゃ

んは手際よく布団をかぶせる。万が一、特高警察に聞かれたらやばいことになる。祖母のペラモンコロはクリスチャンで、母屋で賛美歌を歌い、隣のチセで市太郎はカムイノミをする。この二人はアイヌの土地が取られそうになったときに国会に陳情に行った。資金が底をつき上野で木彫りの熊を売った。これは全部叔父の一雄ちゃんから聞いた話だ』。

4. 風雪の群像、そして芸術作品の中のアイヌ像に関して補足的に述べます。

明治百年の記念したモニュメントの制作過程で論争が起こり、完成設置後に爆破事件が発生し、旭川アイヌ協議会の結成に至ります。制作の本郷新氏は超一流の彫刻芸術家という自負のもと、当然ながら自己の創造への他者の介入を拒絶します。従って噛み合う議論にはならなかったようです。それで、完成作品の解釈は自由ということで捉えたいと思います。テーマ「朔風、波濤、沃野、大地、コタン」の人間形象化ですが群像としてはバラバラで、それぞれにあっち向いてホイです。「沃野」とは「肥沃な大地」ですから、馬と白馬です。コタンの形象は坐像老人ですが、アイヌにとってエカシ(おじいさん)やフチ(おばあさん)は『パエトク(雄弁家)、ラメトク(勇気がある)、シレトク(威厳がある)、テケトク(手先が器用)』で思慮深く凛とした存在です。藤戸竹喜氏のエカシやフチの立像木彫にはそうした精神性を感じます。本郷氏の老いた形象との落差ははなはだ大きい。

ところが荒井源次郎エカシは『・・・アイヌがひざまずいている姿を民族侮辱のあらわれであると世論も犯意(*爆破のこと)をアイヌ差別問題に結びつけている。なるほどアイヌは和人より開拓当初において、迫害・差別・虐待を受けたことがあるが、それはズーツと過去のできごとであり、彼等が道民の善意による記念碑を爆破するなどということはとうてい考えられない。制作者の本郷新氏も「アイヌを軽蔑する意志は毛頭ない。開拓の先導者という意図から姿勢を低くし、試作の段階で関係者の意見を十分とり入れた」と釈明している。立っているのが開拓の先駆者で、ひざまずいている者が被圧迫者と従属的に見る方がよほど偏見である。』と擁護しました。アイヌはこの爆破事件に関与していないという表明のための言葉です。でも源次郎エカシの本心だろうかと私はちょっと疑っています。銅像爆破という子どもじみた行為など誇り高いアイヌと無縁というための主張と受け止めます。

芸術作品の中のアイヌ像を巡っては常に論議が繰り返されます。それらは共通して人間的尊厳をめぐる鋭敏な問題として発生します。侮辱なんかしていないという抗弁が繰り返されます。「侮辱と痛み」は受け手の感覚との間に深淵断絶が横たわっています。

旧聞に属しますが文学の一つの事件を紹介します。長見義三の『アイヌの学校』という小説があります。1942年に出版されました。舞台は日高地方です。この作品は1980年代に刊行された北海道分文学全集の第11巻『アイヌ民族の魂』に収録されました。その後、1993年に単行本として出版された。ところが直後にウタリ協会のなかから異議申し立てが起こり、翌年に回収され廃本処置がとられました。「焚書」の儀式もあったようです。「作者に潜在する差別性は批判されねばならないが、絶版・焚書は拒否する」という計良光範氏(ヤイユーカーの森運営委員長・故人)の見解に一応、同意したいと思います。

論議されてきた作品は、『コタンの口笛』(児童文学、石森延男、1957年)と『森と湖のまつり』(武田泰淳、1958年)です。「亡び行く民族」というテーマをめぐる論議でした。ここで解説はしません。なお、先に提出したレジメを訂正します。後者の小説で、ビッキ氏と美年子氏は「仮託されただけ」と訂正します。「この小説は西部劇だ」と断じた評論家もいます。決して「モデル小説」でないことを強調しておきます。念のためです、ご承知ください。

近文アイヌの給与地紛争、保護法撤廃などの主張に旭川の知識人や作家・評論家たちはどのようなスタンスでいたのか探究しなければと思立ちました。司会を担当していただける石塚秀雄様のアドバイス中の一言に触発されました。

その代表者として詩人・画家・作家・社会評論家の小熊秀雄を探索しました。小熊秀雄はなんといっても旭川を代表する文学者です。精神性と感性を鼓舞する詩がグイグイと心に響きますが、私は結構、彼のセンチメンタリティな詩も好んでいました。20代、『白樺の樹の幹を巡った頃』(哀憐詩集)という詩がお気に入りでした。氏のアイヌに関する作品として二つの小編を見つけました。『熊と愛奴の話 フレカパルスの踊』と『愛奴伝説 キナの化けた話』です。前者は熊が主人公で射られてアイヌのコタンで祭られての経験を霊となって戻って仲間に語り、別の熊が今度射られて、同じようにして・・・奇妙な踊を見て、それがフレ・カパルス(赤い・薄鍋)で、霊になって、次の熊がまた行って・・・その酋長の家は繁栄したという話です。もう一つは。キナ(となっているが、多分チタラペでないか、キナは野草の意)が編まれる途中に放置され、妻と同じ姿で化けて出てきたという話です。どのような伝承と関係しているのか、氏が何を主張しこれを書いた動機や意図、背景は不明です。それを知るためには作品をもっと味読する必要があるようです。ただいえることはこの小編はユカラ(神謡)とは、似てまったく非なる感じですが、ちりばめられたアイヌ語単語(名詞)もハテナ感が残ります。誰に教わったのだろうかと思いました。

小熊秀雄が他にアイヌについて書いたり、アイヌ問題について論じたりは管見の限り見つかりませんでした。無関心、眼中になかったのでしょうか。でも小熊の生涯を考えれば当然だと思いました。小樽出身で稚内や樺太で生活、旭川にきたのは20歳の時で、27歳からは東京生活です。そのたった7年間も樺太へ行ったりで、旭川は出たり入ったりでした。そして東京生活12年、39歳で病没(肺結核)しています。アイヌ論を語るような環境ではなかったと思います。なお他の知識人探究についてはこれからもアンテナを張ります。

それにしても、たった7年なのに小熊秀雄の旭川における存在感は何と大きいことかと改めて驚きを強くしました。詩碑もあります。何よりも市の創設による「小熊秀雄賞」(1968年から)があります。詩作・詩人の顕彰で全国スケールでの文学賞です。

同様に、旭川は「彫刻の街」の名乗りをあげています。彫刻家中原悌二郎を顕彰しての「中原悌二郎賞」(1970年創設)があり、記念彫刻館があります。中原は釧路出身で旭川在住は9歳からの5年間だけです。33歳で病没しています。代表作品は『若きカフカス人』です。何よりもあの碌山萩原守衛の盟友であることで引き付けられます。実は日生協に務めることになった時、まず安曇野の碌山美術館を訪ねると決めて、早速実行したくらいです。

私は彼等の芸術作品と顕彰に何の異議もありません。しかし、最も旭川市にふさわしい文化賞は「砂澤ビッキ賞」でないかと思っています。木工の街であればこそ木彫芸術家を顕彰すべきです。またアイヌ彫刻家を冠に掲げるのはこの近文アイヌの街こそふさわしい。木彫文化興隆の契機になるでしょう。賞の創設に声を上げていきたいと思います。また度肝を抜くような「木彫美術館」の創設なんかもどうでしょうか。観光の目玉としても。

5. 旭川市責任編纂の『旭川市史』第3巻(1959年刊)の末尾は「観光」です。その中に「近文コタン(アイヌ部落)」の見出し項目があります。名所旧跡の紹介記録で「郷土博物館」、「屯田兵屋」について3番目です。『旭川駅より三キロ、近文駅より一キロ、戸数八十余戸四百余人であるが、よく和人に同化している上に和人が混在してなかば町続つづきとなり、ほとんど全く旧時をしのぶことはできず、わずかに旧酋長家川村カネトアイヌの経営するアイヌ博物館に入って往時の模造家屋・熊檻・宝物その他の手芸品を見ることができ、またあちこちの窓のもとで熊彫るノミの音をかすかに耳にすることができる』と記載されています。アイヌを観光見世物として捉える意識がこの文脈に伏流しています。

こうした内容に対して「我々は観光対象・見世物ではない」と近文アイヌは一貫して反発していました。それにしても、アイヌに対し「同化」を求め、強制しながら、一方で「異化(異

質)性を呼び物にしようとするこの「二律背反」の態度はなんであろうか。

この問題について、旧聞に属しますが、荒井源次郎エカシが連発した主張からピックアップします。まずは『ゆがめられているアイヌ観』(1986年)から。

『本道の観光シーズンも迫ってきた。北海道観光のレッテルは「アイヌとクマ」というのが通り相場だが昔ならいざ知らず、観光業者はアイヌにでたらめな踊や歌をさせて、これは昔からの神の踊と歌ですとはとんでもない話だ。北海道のどこに原始民族アイヌがいるのだ。今は日本人なのだ。それに、アイヌは何を食べているか、日本語を話せるかなどと質問をする観光客に接するアイヌたちは絶え難い苦しみだ。・・・これは何といても観光宣伝が悪い、パンフレットやポスターは昔のアイヌ男女の盛装姿で、観光客の多くは原始的アイヌが今でも北海道にクマとともに住み、クマの彫り物をし、細々と生活して年中クマ祭りを昔の形で行っていると信じてやってくる。これではアイヌたちが単に見世物視され、シサム(和人)に対してウタリ(同族)自身も自らの人権を失い、哀れな民族となるばかりである。観光に利用されている一部アイヌたちも大いに反省し、体質の改善に務め多くのウタリの感情を刺激しないようにしてほしい』。

もう一文、『観光にアイヌ利用はやめて』(1986年)から。

『観光シーズンを迎え本道を訪れる観光客は多いといわれるが、この機会に観光業者と関係者に苦言を呈する。さて本州の人びとは北海道と聞けばクマとアイヌを連想し、各地のアイヌコタンを訪れる観光客の態度たるや、いわゆる劣等民族という偏見を持っている人がほとんどだ。安易な気持でアイヌを見せ物観光の対象にしている。これはアイヌを紹介する方法が根本的に間違っているからでないか。アイヌも同じ日本人でありウタリ(同族)を笑いものにするようなことは絶対にやめてほしい。さらに市町村の観光関係者にしても、いわゆる公営観光施設を設置し、アイヌを利用して見せ物的なことを平然と行っている現状は極めて遺憾である。私はいかなる場合であっても人間の生活を観光に供することに絶対反対する。現在のアイヌの生活とはなんら関係のない原始的生活を観光に供して、同族が現在このような生活水準にあるかのような印象を一般に与えることは断じて賛成できない。酋長とか原始的風習を利用することが観光客の心を強くとらえることはよく分かる。しかしウタリの児童生徒が受ける心理的影響は大きく、和人児童間に差別観念を植える結果となる。観光業者、関係者の一考を促したい』。

これらの意見は40年近く昔のものです。社会環境が変化しても意識が急速に改善しているとは思えません。民族歴史文化博物館の存在に異を唱えませんが、民族共生象徴空間「ウ

ポポイ」への観光客の呼び込みに上述の危惧を含んでいないか「際どい」という感じですか。過去のアイヌ像を現在のアイヌの存在との関係でどう知らしめるべきでしょうか。民族間の相互尊重、民族間の共生を強力に発信してこそ「ウポポイ(一緒にうたう)」といえるでしょう。また欺瞞的な「慰霊施設(アイヌ遺骨の標本的管理)」を隠すように抱えた「ウポポイ」ではその反対に位置すると断定せざるを得ません。遺骨返還を促進すべきです。

次のようにも考えます。現在の北海道は観光立国を目指しています。観光の要素とは、「自然、文化、産業 + 歴史性、希少性」だと思います。自然や産業に関して最近ではジオパーク、野草園、観光農場、観光牧場、工業遺産などとして登場しています。しかし文化の分野はどうでしょう。名所・史跡のインパクトが弱い、神社めぐりや門前市は北海道では不在です。神社や寺院がこんなに多在しても主役になれません。歴史的存在でないからです。博物館もステレオタイプです。縄文文化、擦文文化の遺物、開拓時代の事蹟と道具に尽きるといえます。あとはアイヌの歴史文化に依拠しています。そのアイヌのイメージは過去の姿に押し込められています。現代のアイヌをどう知らしめるかは欠落しています。

アイヌの民族衣装について考えます。かつての肖像権裁判とも関連します。民族衣装を揶揄した国会議員がいました。民族衣装が「見せ物アイヌ」を連想するものにさせられているからでしょうか。しかし民族衣装は民族の誇りです。また何時、どこで、どの衣裳を身に着けるかは自在です。アイヌといっても常に民族衣装を着ているわけではありません。儀式や行事にあわせた装束です。しかし何時着ても批判されるべきものではありません。どの民族でも同じでしょう。伝統的民族衣装の採否形態は自在です。例えばアイヌ衣裳をヤマトが着用しても良いと私は思います。むしろアイヌ文様の優れたデザイン性に着目して日常の様々な衣裳に積極的に取り込んでほしいと思います。アイヌの側からぜひ発信してもらいたいと思うところです。

アイヌ文化に歌と踊があります。古式舞踊は儀式や行事で行われます。それが舞台芸術として充実発展するのは古今東西共通の歩みです。舞踊の内容や技能も深まっていくでしょう、創作舞踊も生まれるでしょう。芸術は表現するものですが、見せるものでもあります。「見せ物」はその方向でシフトすればと思います。従って、白老「ウポポイ」や阿寒「イコロ(宝の意)」の舞踊を肯定します。近文「カ子ト記念館」でも舞踊の指導、練習、披露が行われています。伝統を繋げて発展させてほしい。舞踊には舞踊用の衣装が不可欠です。民族舞踊には民族衣装です。日本舞踊も和装で、バレーのコスチュームではありません。こう

も思います、アイヌ舞踊をアイヌメノコと大和撫子と一緒に演じても何らかまわないと思います。それは芸術だからです。「観光見せ物アイヌ」を拒絶しながら、アイヌ文化を北海道文化活動の基軸の一つへ、です。見世物でないアイヌ文化・芸術をどう位置付けどう発揮してもらおうか、その理論的実践的積み重ねが求められると感じます。

発表については以上で終えたいと思います。尻切れトンボ感がありますが、先にお届けの『報告レジメ』や『参照レジメ』で補ってくださるようお願い致します。

以降は報告レジメの「補章」のほとんど繰り返しです。読み飛ばしてください。

アイヌを巡る法的環境は 21 世紀に入り、新たな地平に入りました。それが 2007 年『先住民族の権利に関する国際連合宣言』であり、2008 年『アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議』であり、2019 年『アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)』です。

それらのコア概念が『先住権』です。国連による「先住権」の権利は 18 事項に及びます。その一つ一つをどう具現化するかは 21 世紀の世界課題でないかと思います。「先住権」は市川守弘弁護士が指摘するように『集団権』だと思えます。全体集団に対する個の存在だけでなく、コモン、コミュニティ、コーポレーション、あるいはエスニシティ、コタン、トライブ等々の集団による「類的」存在性と媒介性を機能させることと思えます。現在の法体系ではこれらの社会集団は擬制(法人)法によって規定されていますので、全体と個の二元性に帰着します。先住権のような集団的権利、つまり「自決権」「自治権」に帰着する権能は果たしてこうした擬制に帰着しうるのかということです。北海道ウタリ協会(現在のアイヌ協会)が 1984 年に『アイヌ民族に関する法律』(案)を総会で可決しましたが、こうした民族法が果たして現実の法体系で特別の位置を持ちうるか、実際に制定が現実化しうるのかという疑問です。法制度研究者や法理論家の知見を知りたいと思います。

さて、日本における少数者アイヌと絶対多数で圧倒的なヤマトの新たな関係性はどう展望できるでしょうか。これまでアイヌは劣等民族である、亡び行く民族であると見下され、偏見と差別のもと、身体的精神的屈辱を受けてきました。それがどんなにひどい苦痛であったかを、ヤマトの多くは知りません。この断絶を埋めて、両民族の対等の有効、協力、共存の関係を構築するには加害者側の

現在、多くのヤマトはアイヌに偏見を持たないと発言するでしょう。しかし、それは無関

心性とあまり変わらないと思います。直接の関係を結ばないからです。もし上述の「先住民としての権利」、「先住権」の具体化が、人々の生活と交叉するようになるとそうは行きません。純粋なアイヌはいない、もうヤマトに同化しているという論陣を張ってアイヌ否定を叫ぶグループは、近文アイヌのこの地にもいます。なぜそう主張するか、それはアイヌの為に金を使うなということに本意があるからです。特別な恩典(権利)を与えるなということです。これも一種のヤマト的精神性かと思います。

「集団権利」としての「先住権」を具現化しようとしたならば、きっとこの種の問題に直面すると思います。それゆえ、アイヌ史への知識と総括をヤマトとアイヌの関係史として確立することが第一でしょう。またそのためには、協同の作業を進めるため、アイヌの中に歴史家を確保しなければなりません。歴史認識を一致させる作業は為されていません。

それと法理論的分析や考察が不可欠です。過去の行為の法学的分析と評価を共通の認識として確定し、新たな法原理、ここでは「先住権」の法的根拠を現在の法体系全体に位置づけ得る法制上の原理確立と認識一致をすることでないかと思います。

以上は時間がなく、考えを推敲する途中です。削除を考えたのですが、皆様ならきっと洞察、お考えの上、批判的助言や問題点指摘などを下さるのでないかと思い、付け加えました。粗雑な暴論ですが、ご寛恕ください。 以 上

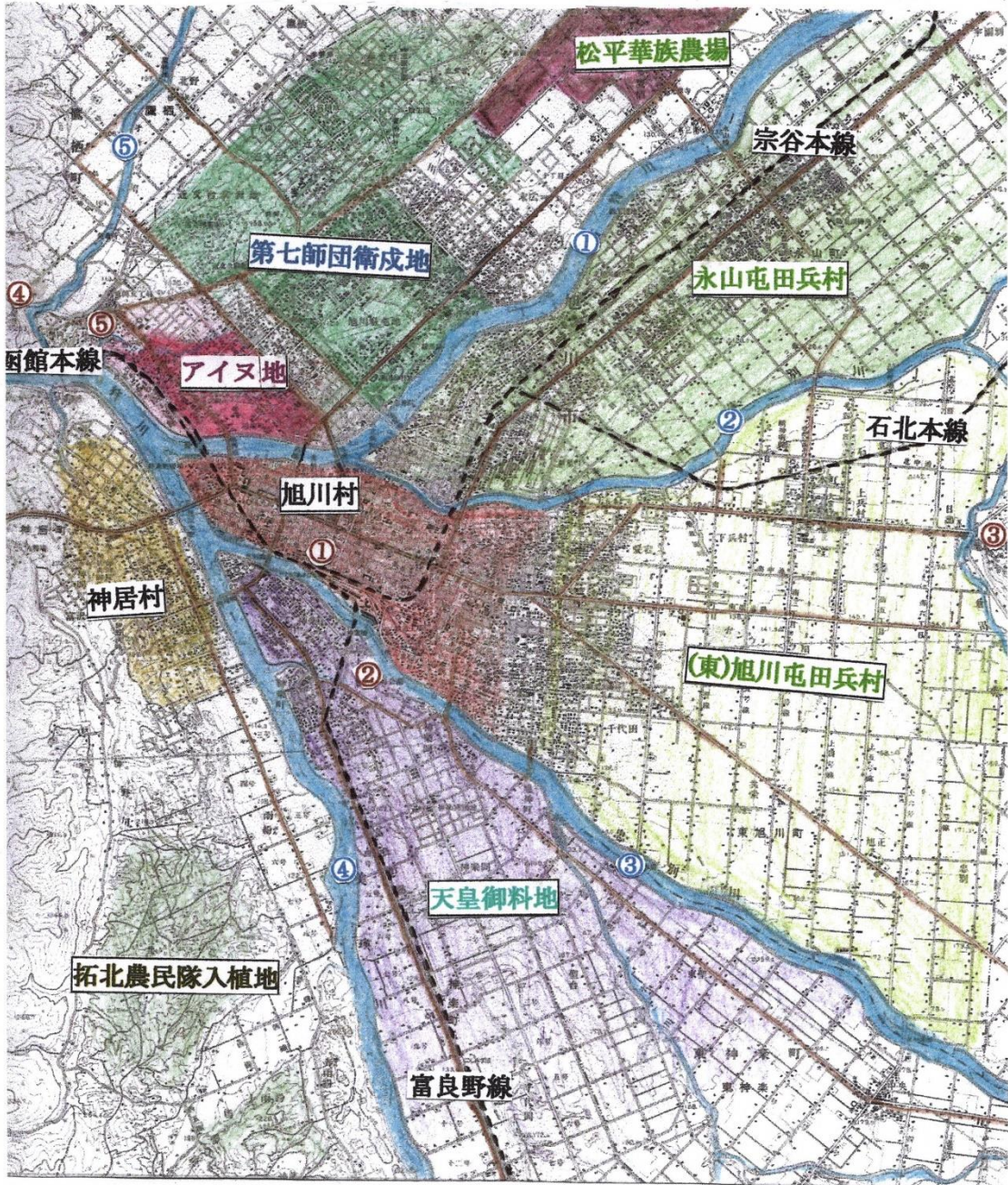
旭川神社 稲掛け場



上川神社 稲植えコーナー



旭川 歴史概念地図



- ① 石狩川 ② 牛朱別川 ③ 忠別川 ④ 美瑛川 ⑤ オサラッペ川
- ① JR旭川駅 ② 上川離宮予定地・上川神社 ③ 旭山動物園
- ④ 嵐山・伝承のコタン ⑤ 報告者の居住地



史蹟・上川離宮予定地



知里幸恵文学碑 (空充秋・作)



風雪の群像 (本郷新・作)



銀の滴降る日のカムイノミ



カ子ト記念館の木彫り熊集合



旭川屯田兵村 末武安次郎のタコ足